

# 建設副産物リサイクルの手引き

(第 11 回改訂版)

2021 年 11 月

日建連 安全対策本部  
公衆災害対策委員会  
建設三団体安全対策協議会

## 改訂版の発行に当って

旧五団体合同安全公害対策本部では、従来から公害防止、廃棄物の適正処理に加えて、リサイクルをも活動の対象に取り上げ、諸処の活動を行ってきましたが、その一環としてこの「建設副産物リサイクルの手引き」を1993年11月に発刊しました。

わが国は、過去の「大量生産・大量消費・大量廃棄」という経済活動・ライフスタイルから、21世紀は、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が低減される「循環型社会」の形成を目指していく世紀と位置付け、2000年には「循環型社会形成基本法」を公布し、循環型社会の形成を目指す基本的枠組みを示しました。その枠組みの中、各種の個別リサイクル法が順次公布、施行されてきました。その中の一つとして、2002年5月には、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」も全面施行され、それに伴いこの手引き書も2003年1月に全文見直しの1回目の改訂を行いました。さらに建設リサイクル法の運用をみて第2回目の改訂を2003年10月に行いました。

その後も、グリーン購入法の充実、廃棄物処理法の改正等リサイクルに関する多くの法令の整備があり、また建設汚泥の再生利用のガイドラインや建設発生木材についても判断基準（案）が示されました。これらを受け順次改訂を行い、現在まで第10版の発行をみております。

全産業における廃棄物の約2割弱を占めている建設廃棄物は、そのほとんどが有効利用の可能性が高く、リサイクル等を今後も積極的に図っていく必要があります。

今回は、建設リサイクル推進計画2020の制定等を受けて必要な見直しを行い、さらに使い勝手のよい手引きとして改訂しました。

この手引きが多くの関係者に活用され、建設工事現場におけるリサイクル推進の一助になれば幸いです。

2021年11月

日建連 安全対策本部  
公衆災害対策委員会  
建設三団体安全対策協議会

# 目 次

第1章 建設副産物のリサイクルの意義と現況	2
1. リサイクルの意義と背景	2
2. 建設副産物とは	3
3. 建設廃棄物の発生とリサイクルの現況	5
4. 建設発生土の発生とリサイクルの現況	6
第2章 リサイクルに係る法令等	7
1. 建設副産物リサイクル推進の施策	7
2. リサイクルに係る法令	8
2-1 循環型社会形成のための法体系	8
2-2 循環型社会形成推進基本法	9
2-3 資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）	10
2-4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）	11
2-5 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）	14
2-6 国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（グリーン購入法）	19
3. 各法令に用いられる名称の定義	21
4. 法令による罰則	22
5. リサイクルに関する判断基準等	24
5-1 再生資源の利用に関する判断の基準	24
5-2 指定副産物の利用の促進に関する判断の基準	26
5-3 工事契約時における条件明示等	26
5-4 国土交通省の基準等	27
5-5 建設発生木材の分別および適用用途標準（案）	33
第3章 関係者の責務と役割	35
1. リサイクル促進のための発注者の責務と役割	35
2. リサイクル促進のための施工者の責務と役割	36
3. 施工者の実施事項	37
第4章 リサイクル実施に当たっての実務上の留意点	39
1. 事前調査（計画・設計）	40
2. 発注計画の作成等（積算・発注）	41
3. 事前調査	43

4.	現場分別等の計画の作成	43
5.	発注者への説明	43
6.	受領・確認	43
7.	工事請負契約	43
8.	事前届出	43
9.	施工計画の作成等	45
10.	届出事項の告知・確認	49
11.	工事下請負契約	49
12.	工事着手前の措置（事前措置）	49
13.	施工（分別解体等）	50
14.	副産物の再資源化等・適正処理	52
15.	実績記録の作成・報告・保管	57
16.	完了報告の受領・確認	57
17.	現場実務のチェックリスト	58
第5章	建設リサイクル法における届出等について	59
1.	建設リサイクル法に基づく手続きの流れ	59
第6章	質疑応答事例	63

## 本手引きにおけるリサイクル関係法令等の略称

1. 「環境基本法」……………「環境基本法」
2. 「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」……………「グリーン購入法」
3. 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」……………  
……………「建設リサイクル法」又は「建り法」
4. 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令」……………「建り法政令」
5. 「特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の  
再資源化等の促進に関する基本方針」……………  
……………「建設リサイクル法基本方針」又は「建り法基本方針」
6. 「建設業に属する事業を行なう者の再生資源の利用に関する  
判断の基準となるべき事項を定める省令」……………「再生資源の利用判断基準」
7. 「建設業に属する事業を行なう者の指定副産物に係わる再生資源の利用の促進に関する  
判断の基準となるべき事項を定める省令」……………「再生資源の利用促進判断基準」
8. 「資源の有効な利用の促進に関する基本方針」……………「リサイクル基本方針」
9. 「資源の有効な利用の促進に関する法律」……………「資源有効利用促進法」
10. 「資源の有効な利用の促進に関する法律施行令」……………「資源有効利用促進法政令」
11. 「循環型社会形成推進基本法」……………「循環型社会形成推進基本法」
12. 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」……………「廃棄物処理法」又は「廃掃法」

# 第1章 建設副産物のリサイクルの意義と現況

## 1. リサイクルの意義と背景

リサイクルとは、使い終わった資源を再使用・再生利用等することです。

私達の日常生活に伴い排出されるゴミ（新聞、雑誌、缶、ガラスくず、金属くず、廃プラスチック等）の約80%は、再生可能ないわゆる資源ゴミといわれています。

また、建設業界において、事業活動に伴って排出されるコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊等も有用な再生資源であり、今やそのほとんどがリサイクルされています。

我が国は、過去「大量生産・大量消費・大量廃棄」によって経済成長を遂げてきましたが、最終処分場の逼迫と天然資源の枯渇という課題を残しました。21世紀は、そのような経済活動・ライフスタイルから脱却し、天然資源の消費は抑制され、環境への負荷が低減される「循環型社会」の形成を目指していく世紀です。

建設産業は、我が国の資源利用量の約40%を建設資材として消費する一方で産業廃棄物全体の最終処分量の約28%程度を建設廃棄物として排出しています。

したがって、我が国において循環型社会経済システムを構築するに当たっては、建設産業の責務が非常に重く、建設産業が先導的にリサイクルの推進に取り組むことが不可欠であると言えます。リサイクルを促進するためには、社会を構成する市民（生活者）、企業（事業者）、国（行政）が一体となって、これらのことに取り組まなければなりません。

このような情勢を踏まえ、2000年には、循環型社会の形成を目指すリサイクルに関する以下の法律が公布され、基本的枠組みができあがりました。

- ・「循環型社会形成推進基本法」
- ・「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」
- ・「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」
- ・「資源の有効な利用の促進に関する法律」

これら法律による方向付けのもと、全国レベルの対策と地域（地方公共団体）レベルの対策の連携、建設業と他の産業との関連等を長期的かつ広範囲な視野の基に計画的に推進していくことが必要です。

## 2. 建設副産物とは

建設副産物は、建設工事に伴い副次的に得られる物品であり、「建設廃棄物」（再生資源を含む）と「建設発生土等」に区分されます。

再生資源とは、副産物のうち有用なものであって、原材料として利用することができるもの、またはその可能性のあるものです。例えばコンクリート塊は廃棄物であるとともに、再生資源としても位置付けられるもので、建設発生土は再生資源ですが、廃棄物ではありません。

建設副産物と再生資源、廃棄物との関係を図-1に示します。

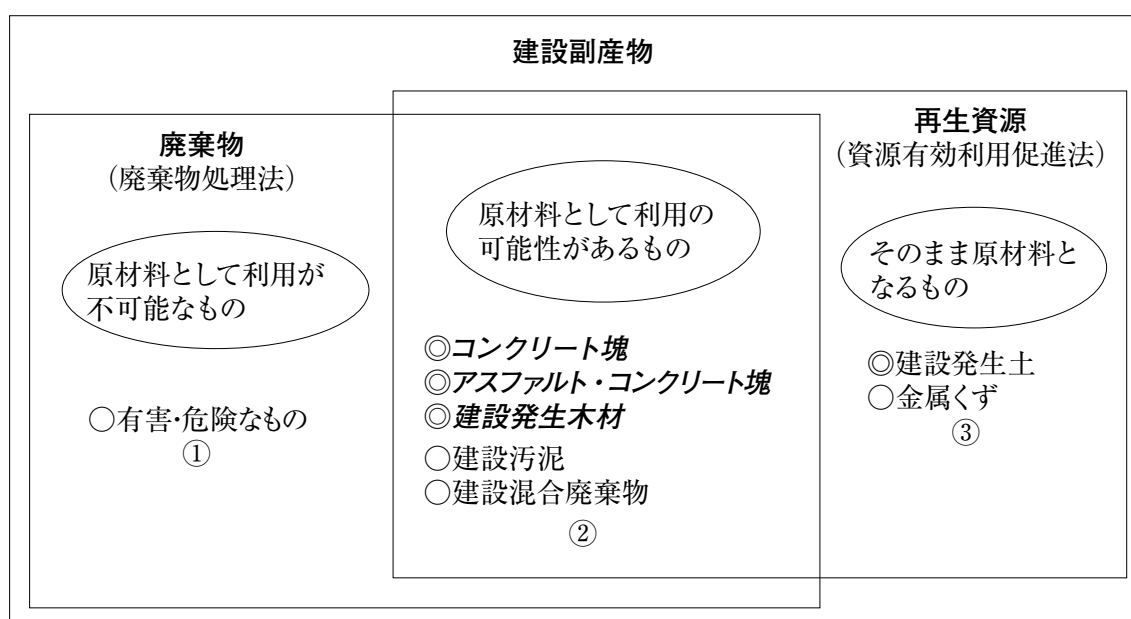


図-1 建設副産物と再生資源、廃棄物との関係

◎は資源有効利用促進法の指定副産物

斜体は建設リサイクル法の特定建設資材廃棄物

※ 建設副産物 = ① + ② + ③、

②の部分については、両法の適用を受ける。(どちらかの法が優先するということはない)

また、建設副産物の具体的な種類を図-2に示します。

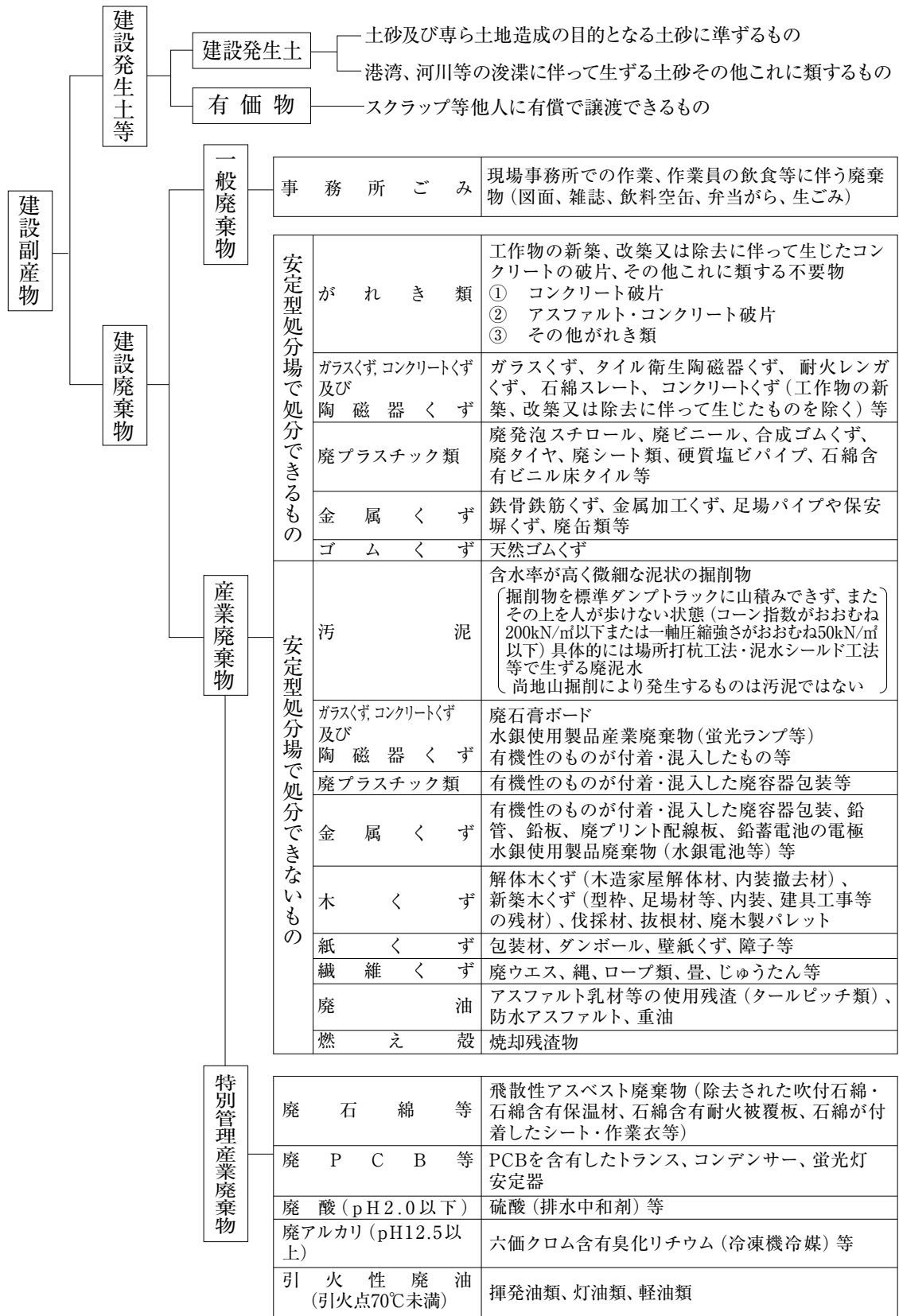


図-2 建設副産物の具体例



### 3. 建設廃棄物の発生とリサイクルの現況

建設工事現場からの建設廃棄物の排出量は、2012年度の7,270万トンから2018年度は7,440万トンとなり、約2.4%増加しています。

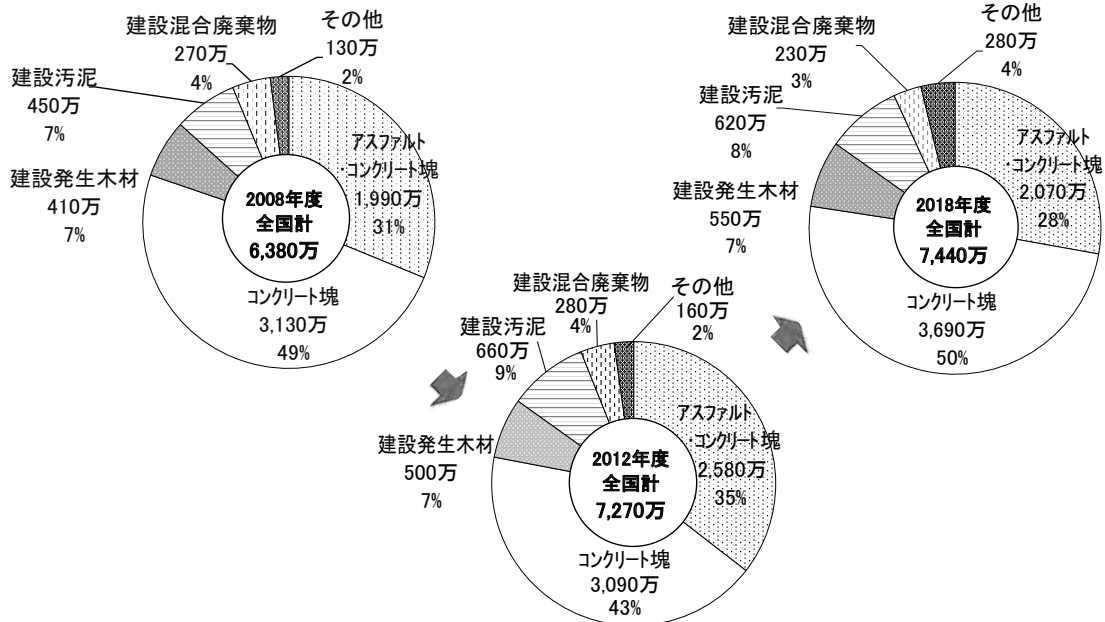


図-3 建設廃棄物品別排出量 (単位トン)

建設廃棄物の再資源化等率（再利用率と減量化率）は、2012年度において96%に達しましたが、2018年度において97.2%となり、1.2%上昇しています。アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊は横ばいですが、建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物が上昇しています。

最終処分量は、2012年度において約290万トンだったのが、2018年度は約212万トン、と約26.9%減少しています。

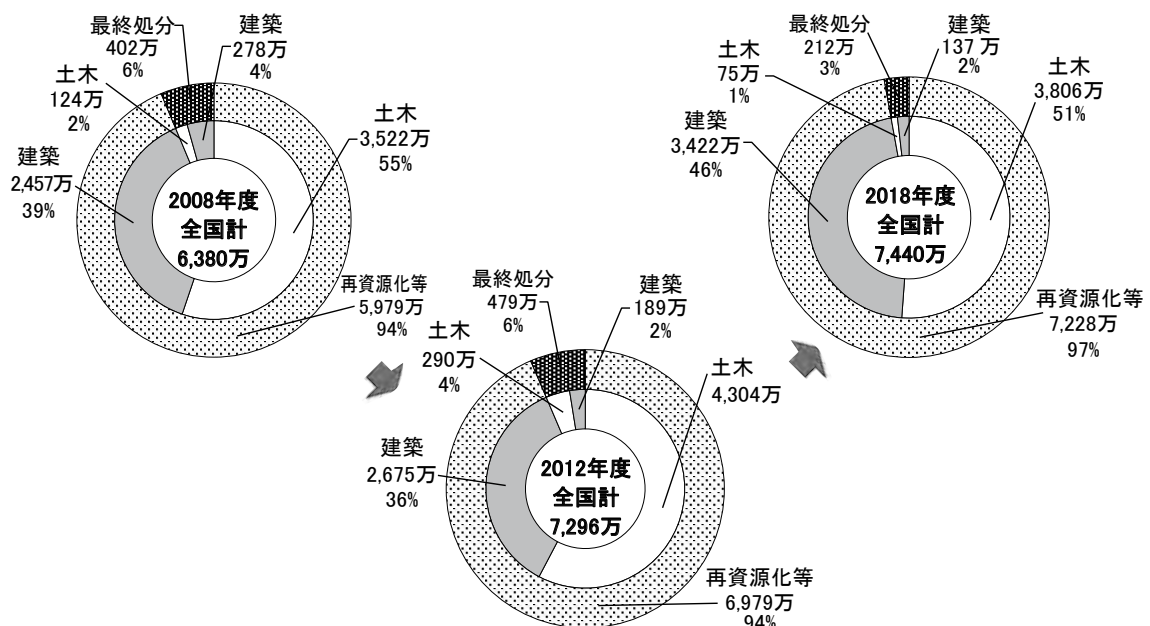


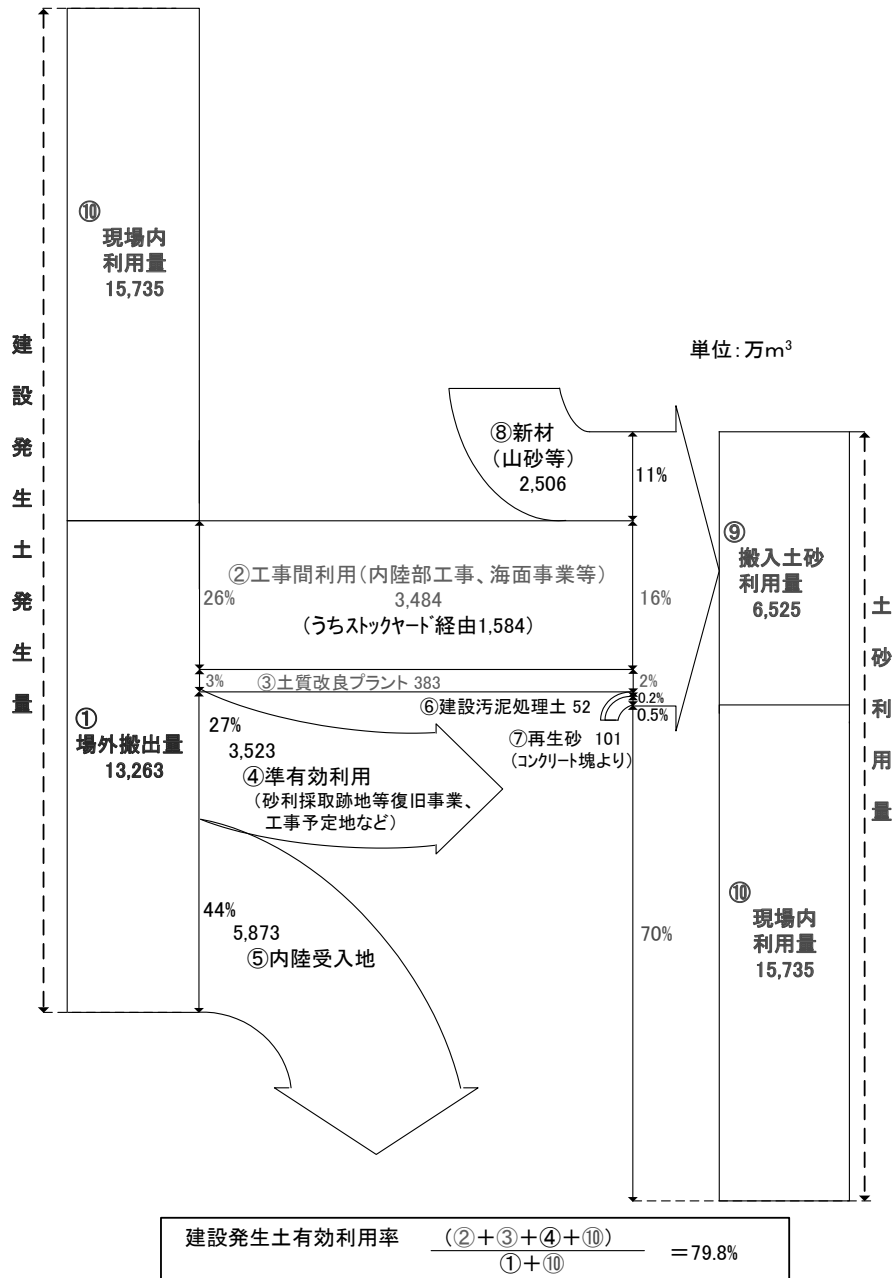
図-4 建設廃棄物の再資源化等量 (単位トン)

#### 4. 建設発生土の発生とリサイクルの現況

国土交通省の調査によると、建設発生土の搬出量は、2012年度には年間1億4,079万 $m^3$ 、2018年度は1億3,263万 $m^3$ となっており約5.8%減少しています。

建設発生土の搬出量のうち約26%にあたる3,484万 $m^3$ が工事間利用され、再資源化施設および再生砂と建設汚泥処理土を加えると4,020万 $m^3$ が建設工事において再利用されています。この量は、建設工事での搬入土砂利用量6,526万 $m^3$ の約62%に相当します。

図-5は建設発生土の量とそのフローを示します。



資料：平成30年度建設副産物実態調査 (国土交通省)

※四捨五入の関係上、合計が合わない場合がある。

図-5 全国における建設発生土搬出及び土砂利用搬入状況

## 第2章 リサイクルに関する法令等

### 1. 建設副産物リサイクル推進の施策

建設省（当時）は1994年4月に建設副産物対策行動計画（リサイクルプラン21）でリサイクルの行動指針を発表しました。この指針を受け、国土交通省（旧建設省）および建設八団体廃棄物対策連絡会（当時）は「建設リサイクル推進懇談会」を設けて、1996年11月に建設行政や建設産業界におけるリサイクル推進の在り方についての提言をとりまとめました。

この中で、基本方針としての基本理念および基本目標を示し、具体的施策の提言を行いました。この提言を受け、「建設リサイクル推進計画'97」が策定され、重点課題として、解体・リサイクル制度の研究に取り組み、その結果として建設リサイクル法に至っています。

さらに2008年4月にはリサイクルをより推進するため「建設リサイクル推進計画2008」が策定されました。2020年9月には、推進計画を更新させ、質を向上するリサイクルを目指して「建設リサイクル推進計画2020」が策定・公表されました。

#### ●建設リサイクル推進に係る施策の概要（建設リサイクル推進計画 2020）

建設リサイクル推進計画2020では、建設廃棄物のリサイクル率について、1990年代は約60%程度だったものが、2018年度は約97%となっており、1990年代から2000年代のリサイクル発展・成長期から、維持・安定期に入ってきたと考えられ、今後は、リサイクルの「質」の向上が重要な視点としています。

#### 1. 計画2020のポイント

- ・維持・安定期に入ってきた建設副産物のリサイクルについて、今後は「質」の向上が重要な視点
- ・建設副産物の再資源化率等に関する2024年度達成基準値を設定し、建設リサイクルを推進
- ・主課題を3つの項目で整理し、取り組みの実施主体を明確化
- ・これまで本省と地方で分かれていた計画を統廃合

#### 2. 計画期間・目標設定

- ・計画期間：最大10年間、必要に応じて見直し
- ・目標設定：2024年度を目標とし今後5年間を目途に施策を推進

#### 3. 主要課題

以下の3点を主要課題とし、取り組むべき施策についてとりまとめ

- ①建設副産物の高い再資源化率の維持等、循環型社会形成へのさらなる貢献
- ②社会資本の維持管理・更新時代到来への配慮
- ③建設リサイクル分野における生産性向上に資する対応等

#### 4. フォローアップ

- ・2～3年毎に、中間フォローアップを実施し結果等を踏まえ推進計画の期間や方向性、施策について必要に応じて一部見直し大幅に見直す必要がある場合は次期推進計画を策定

## 2. リサイクルに関する法令

### 2-1 循環型社会形成のための法体系

建設リサイクル法制定とほぼ同時に、循環型社会形成推進基本法の制定、廃棄物処理法の改正などにより法律も整備され、また、その後資源有効利用促進法が制定され、これら法律を一体的に運用することにより、循環型社会の形成に向けての取り組みが行われています。それを図-6に示します。

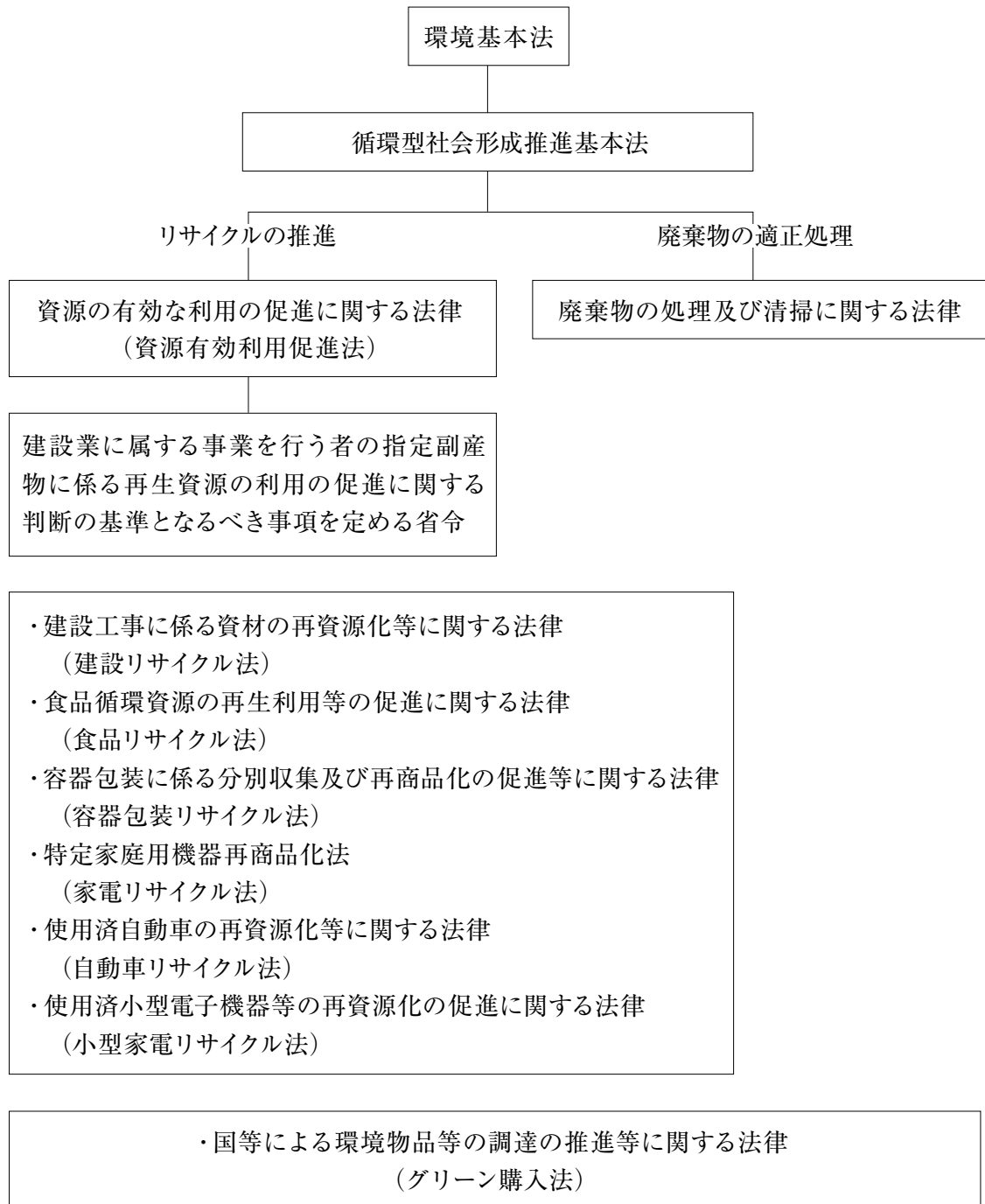


図-6 循環型社会の形成のための法体系

## 2-2 循環型社会形成推進基本法（基本的枠組み法：平成12年6月2日制定）

この法律は、環境基本法の基本理念にのっとり、循環型社会の形成について、基本原則を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、循環型社会形成推進基本計画の策定、その他循環型社会の形成に関する施策の基本的な事項を定めることにより、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在および将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として制定されました。

この法律は、第一に廃棄物等の発生を抑制し、第二に排出された循環資源についてはできるだけ資源として利用し、第三にどうしても利用できないものは適正に処理することを徹底することにより、天然資源の利用が抑制され、環境への負荷が低減される循環型社会づくりを目指しています。この法律は、ゴミの処理やリサイクルの取組みの優先順位を右図のように定めているほか、循環資源の定義、排出者責任と拡大生産責任、政府に循環型社会形成推進基本計画の策定を義務付けています。



### 【ごみの処理やリサイクルの取組みの優先順位】

#### 1 発生抑制

無駄をなくし、ものを大切にしておいて不要となる物をできるだけ減らすこと。

※例えば、ものを大切に長く使う、すぐにごみとなる包装は断る、買い物袋（マイバック）を持って行く。

#### 2 再使用

できるだけ繰り返し使用すること。

※例えば、再使用びん（リターナブルびん）を使う、詰め替え製品を買う、フリーマーケット、リサイクルショップを利用する。

#### 3 再資源化

繰り返し使えない物は、再び資源としてリサイクルすること。

※例えば、身近に以下のようなリサイクルの取組みがあります。

##### 資源の回収

区市町村は、地域住民の方々や団体が実施する集団回収等を支援しています。また、新聞・雑誌・段ボールやびん・缶・PETボトルなどの資源回収を実施しています。

##### 再生品の利用

リサイクルの輪を広げていくためには、回収された古紙や使用済みPETボトル等から作られる再生品の利用を進めていく必要があります。

#### 4 熱回収

資源として使えないものは、燃やしてその熱を利用すること。

※例えば、ごみを燃やした時に出る熱を発電や温水プールに利用する。

#### 5 適正処分

どうしても捨てるしかない物は、環境を汚さないようにきちんと処分すること。

### 2-3 資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）

資源有効利用促進法は、資源の有効利用を促進するために全業種に共通の制度的枠組みを提供するものであり、その具体的な内容は、主務省令による事業者の判断基準の策定およびそれに基づく主務大臣の業者指導等を中心とした緩やかな制度となっています。

これに対し後述する建設リサイクル法は、建設廃棄物という個別の廃棄物に着目して、そのリサイクルを促進するために、建設工事の実態や建設業の産業特性を踏まえつつ、分別解体等および再資源化等義務付けを含む具体的かつ強力な措置を一体的に講ずるものであり、この点で、資源有効利用促進法の特別法として位置づけられるものです。

なお、建設リサイクル法の義務付けの対象とならない建設工事や建設資材については、従来同様、資源有効利用促進法（具体的には指定副産物制度）に基づき、リサイクルを促進するための措置が講じられることとなります。資源有効利用促進法と建設リサイクル法との関係を図-7のとおりです。

建設業は「特定再利用業種」に指定され、一定規模以上の工事においては土砂、コンクリート塊およびアスファルト・コンクリート塊に関して、再生資源利用計画書を作成し、再生資源の利用を促進することが義務付けられています。（表-1参照）

また、同様に工事で発生する土砂、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊および建設発生木材に関しては、再生資源利用促進計画書を作成し、再資源化施設に持ち込むなど、再資源化を図ることとされています。

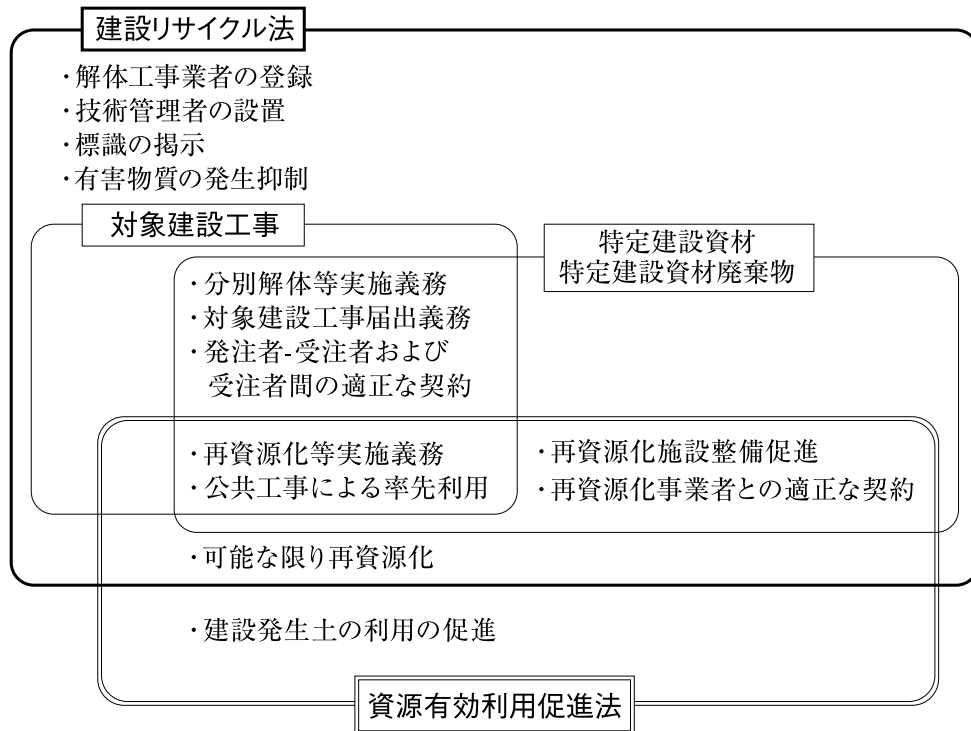


図-7 資源有効利用促進法と建設リサイクル法との関係

表－1 計画作成の工事規模

再生資源利用計画書の作成	再生資源利用促進計画書の作成
次のいずれか1つでも満たす建設資材を搬入する建設工事 1. 土砂・・・・・・・・・・1,000m <sup>3</sup> 以上 2. 砕石・・・・・・・・・・500t以上 3. 加熱アスファルト混合物・・200t以上	次のいずれか1つでも満たす指定副産物を搬出する建設工事 1. 土砂・・・・・・・・・・1,000m <sup>3</sup> 以上 2. コンクリート塊、 アスファルト・コンクリート塊 建設発生木材 ・・・・・・・・・・合計200t以上

※ 自治体によっては工事規模を別途定めているところがあるので確認が必要です

#### 2-4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）

廃棄物の処理とリサイクルは密接な関係があり、建設副産物のうち産業廃棄物に関しては、廃棄物処理法の適用を受け、法の定める方法において適正にリサイクルする必要があります。

廃棄物処理法の基本的な方針のなかで、事業者は、排出される廃棄物の発生抑制、再生利用等による減量化に努めるとともにその廃棄物の適正な循環利用に努めなければならないとされています。このための方法として

- ① 発生する廃棄物を有償譲渡できる性状のものとし、譲渡あるいは自ら利用に努める。
- ② 再生処理を行なっている者に委託する。この際、適正な対価を負担するとともに、優良な廃棄物処理業者を選択することが重要である。
- ③ 必要に応じ、再生利用制度等を活用する。

とあります。

#### ●廃棄物の再生利用に関する方策

産業廃棄物である建設廃棄物を利用する方策には、次のものがあります。

- ① 自ら利用
- ② 有償譲渡
- ③ 再生利用制度の活用
- ④ 広域認定制度

#### 1) 自ら利用

他人に有償譲渡できる性状のものを排出事業者（占有者）が自ら使用することをいいます。なお、有償譲渡できる性状のものとは、利用用途に照らして仕様書等に規定された適切な品質を有するものをいいます。また、改良等の処理を行うことに関しては、確実に処理が行われる方法を採用し、処理工程の確実な管理を行うことが必要です。以上の要件が満足されていれば、必ずしも他人に有償譲渡できるものでなくとも、自ら利用に該当します。

ここでいう排出事業者とは、工事の元請事業者です。したがって、同一発注者の工事で

あっても元請事業者が異なる他現場（他工区）での利用は「自ら利用」には該当しません。

一方、同一元請事業者が「自ら利用」する場合は、利用工事および利用場所については特段の制限はありませんが、事前の計画に則って利用場所、利用量、要求品質等を明確にしておき、それ以外の利用は、不法投棄とみなされる場合があります。

言い換えれば、排出事業者と利用者が同一業者であれば、排出工事と利用工事が異なっても「自ら利用」は可能です。この時の運搬に関しては、処理をした廃棄物が利用されるまでは産業廃棄物としての運搬基準の遵守が必要となります。

なお、平成22年の廃棄物処理法改正において、自ら利用の場合でも産業廃棄物を生ずる事業場の外において自ら産業廃棄物の処分（圧縮や破碎を含む）を行う場合、種類ごとに帳簿の備え付けと5年間の保存が義務付けられました。

帳簿記載事項は、「運搬」では排出事業場、運搬年月日、運搬方法および運搬先ごとの運搬量、積替え又は保管を行う場合は積替え又は保管の場所ごとの搬出量があり、「処分」では処分場所、処分年月日、処分方法ごとの処分量、処分後の廃棄物の持出先ごとの持出量があります。（廃掃法規則第8条の5）

## 2) 有償譲渡

産業廃棄物を有償譲渡するためには、破碎や選別等の処理を行い、有価物として、他の排出事業者の現場等で再生利用ができるようにする必要があります。当然のことながら、形式的、脱法的な有償譲渡は、廃棄物の処理として取り扱われます。

## 3) 再生利用制度の活用

再生利用制度には、①環境大臣による認定（大臣認定制度）、②都道府県知事等による個別指定（個別指定制度）、③都道府県知事等による一般指定（一般指定制度）の3種類があります。

### ① 大臣認定制度

大臣認定制度とは、広域的に処理することが適当であり、かつ再生利用の目的となる産業廃棄物を環境大臣が指定し、これを適正に処理することが確実であって環境大臣の認定を受けた者について、収集運搬および処理の業許可を不要とする制度です。建設業においては、建設汚泥に限定され、河川法第6条第2項に規定する高規格堤防の築造材としての利用のみが対象となっています。（P46参照）

建設汚泥処理土は、利用工事に搬入された時点で有価物として取り扱えます。

### ② 個別指定制度

個別指定制度とは、再生利用されることが確実である産業廃棄物のみの処理を業として行う者を都道府県知事等が指定し、産業廃棄物処理業の許可を不要とするものであり、指定を受けようとする者の申請に基づいて行われるものです。

個別指定制度は自ら利用とは異なり、別々の元請業者間でのリサイクルを行う場合に用いる制度です。（P47参照）

大臣認定制度と同様に、利用工事に搬入した時点で有価物として取り扱えます。

### ③ 一般指定制度



一般指定制度とは、都道府県知事または政令市長が管轄する地域において、廃棄物の種類と用途を指定するもので、指定を受けた廃棄物は指定された用途に利用する場合、申請や届出をすることなく、その地域内で再生利用できるとするものです。

#### 4) 広域認定制度

メーカー等が、環境大臣の認定を受けて、自社製品が廃棄物となったもの（製品端材等）を広域的に回収し、製品原料等にリサイクルまたは適正処理をする制度で、平成15年12月1日から施行されています。認定を受けるのは製造、加工、販売等の事業を行う者ですが、自社製品の配送会社とともに認定を受けることにより収集運搬・処分とも業許可が不要となります。

## 2-5 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）

### 1) 建設リサイクル法の目的

特定の建設資材について、その分別解体等及び再資源化等を促進するための措置を講ずるとともに、解体工事業者について登録制度を実施することなどにより、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的としています。

### 2) 建設リサイクル法基本方針

建設リサイクル法は、第3条で「建設工事に係る資材の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図るため、特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針を定めるもの」としています。これは、分別解体等および再資源化等の義務づけ等を行うにあたり、国がその基本的な方向を定め、発注者、設計者、元請業者や下請業者等の建設業者、廃棄物処理業者等の関係者の取組みを具体的に示したものとして、主務大臣である国土交通大臣が策定し、公表したものです。「特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針（建設リサイクル法基本方針、平成13年1月17日）の概要は以下のとおりです。

- ①循環型社会形成推進基本法の基本的考え方を踏まえ、建設資材に係る廃棄物・リサイクル対策に関して、建設廃棄物の発生抑制（リデュース）、建設資材の再使用（リユース）、再生利用・熱回収（リサイクル）の優先順位を明記。また、これらの取組みに向けた関係者の役割分担と連携の在り方を明示。
- ②特定建設資材廃棄物のリサイクル率を数値目標として明示。  
（2010年度におけるリサイクル率を95%とするとともに、直轄事業においては2005年度までに最終処分量をゼロとする）
- ③リサイクル材の利用促進に向けて、その利用方法を具体的に記述。  
（コンクリート塊：破碎、選別等を行い、道路等の路盤材、建築物等の基礎材等として利用。木材：チップ化し、木質ボード、堆肥等の原材料として利用）
- ④プラスチック、石膏ボードといった特定建設資材以外の建設資材についてのリサイクルの考え方を明示。
- ⑤フロン類、非飛散性アスベスト、CCA処理木材等の取扱いにあたっての有害物質等の発生抑制等に関する考え方を明示。

なお、この基本方針に即して、各地域の自主性を尊重しつつ都道府県知事が、「分別解体等及び再資源化等の促進等の実施に関する指針」を定めるものとしています。

### 3) 建設リサイクル法の構成

建設リサイクル法は、特定の建設資材についてその分別や再資源化等を促進することにより、資源の有効利用の確保と廃棄物の適正処理を図ることを目的として、図-8のような構成になっています。

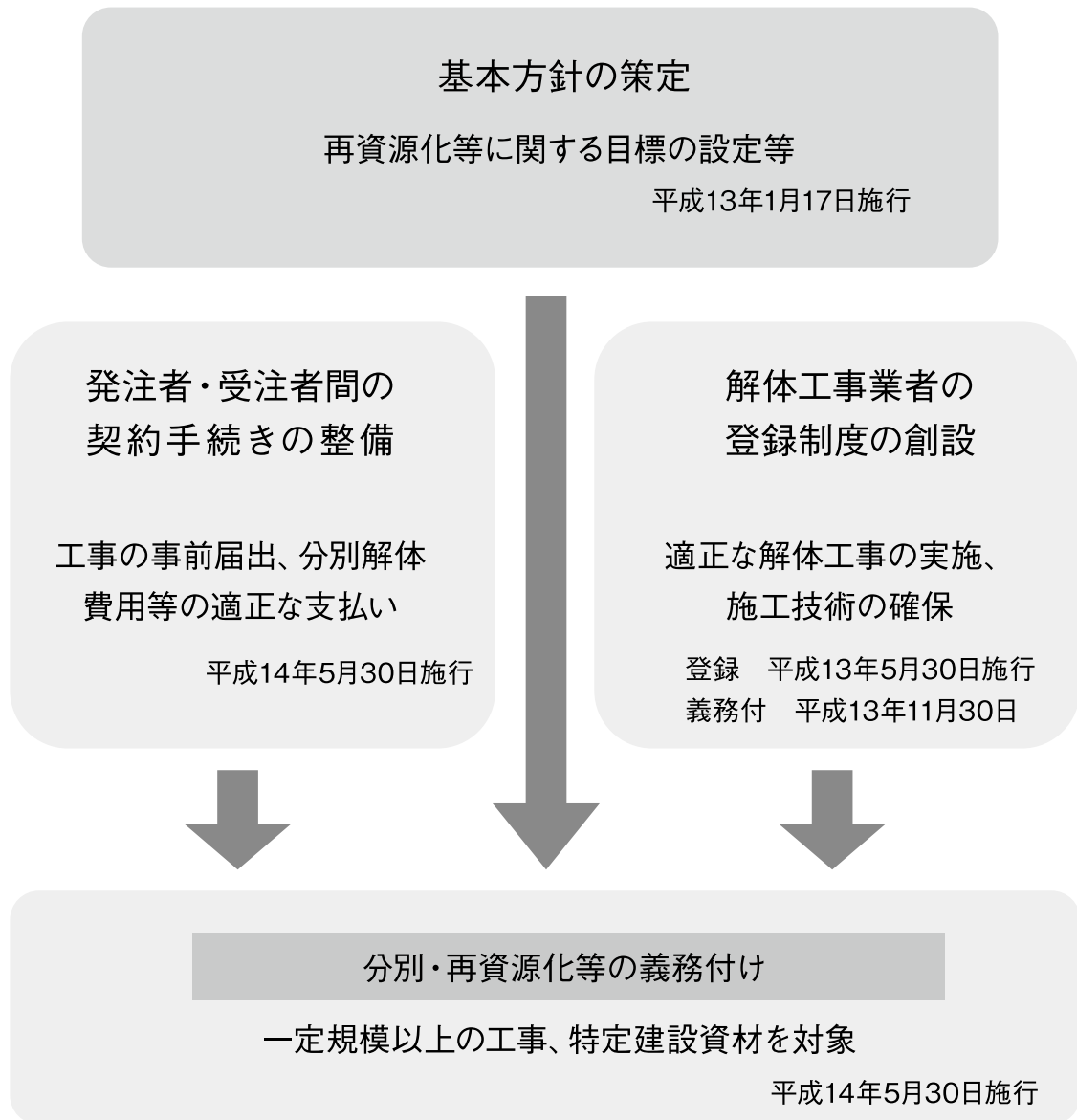


図-8 建設リサイクル法の構成

### 4) 建設リサイクル法の対象工事

一定規模以上の建築物や土木工作物の解体工事、新築工事等（これらを対象建設工事という）については、一定の技術基準に従って、その建築物等に使用されている特定建設資材（下記を参照）を現場で分別又は分別解体を行い、それによって生じた特定建設資材廃

棄物（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材）について再資源化することが義務づけられています。

対象建設工事は、政令で次のとおり定められています。（建り法第9条第3項 令第2条）

#### 建設リサイクル法の対象建設工事

工 事 の 種 類	規 模 の 基 準
建築物の解体工事	床面積の合計 80㎡以上
建築物の新築または増築工事	床面積の合計 500㎡以上
建築物の修繕、模様替等工事（リフォーム等）※1	請負代金の額 1億円以上※3
建築物以外の工作物の工事（土木工事等）※2	請負代金の額 500万円以上※3

●建築物とは、建築基準法第2条第1号で規定するもの

●都道府県の条例により、対象建設工事の規模を引き下げ、より小さな建築物等が対象となることがある。（建り法第9条第4項）

※1 建築物の修繕・模様替等工事：建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの

※2 建築物以外の工作物の工事：建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等

※3 請負代金の額には消費税を含む

（仮設建築物の扱い）

工事現場に設けられる事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する仮設建築物の場合は、当該建築物が特定建設資材を用いた建築物等であり、その規模が政令（上記の表）で定める基準以上のものは対象建設工事となる（ただし、仮設トイレなど現場で解体を行わない場合を除く。なお、リース等による仮設事務所等において、現場で解体した後には再使用するものについては、当該対象建設工事では再資源化は不要）

なお、上記対象建設工事以外の工事についても、できる限り現場で分別・再資源化等を行うとともに、分別解体が困難であるために発生した建設混合廃棄物についてもできる限り選別できる処理施設に搬出し、再資源化等を促進するよう努めることが必要です。

#### 5) 特定建設資材（建り法第2条第5項 令第1条）とは

政令により指定された建設資材は次のとおりです。

- ①コンクリート
- ②コンクリート及び鉄から成る建設資材（プレキャスト鉄筋コンクリート版等）
- ③木材
- ④アスファルト・コンクリート

#### 6) 分別解体等（解体工事以外の分別行為を含む）実施義務（建り法第9条第1項）

対象建設工事の受注者は元請・下請けにかかわらず、工事で発生した特定建設資材に係る廃棄物をその種類ごとに分別しなければならない。

#### 7) 再資源化等実施義務（建り法第16条1項）

対象建設工事の受注者は元請・下請けにかかわらず、工事で発生した特定建設資材に係る廃棄物の再資源化等を行わなければならない。

なお、木材については、一定距離（50km）内に再資源化施設がない等、再資源化が困難な場合には、適正な施設での焼却などで縮減することが認められています。（建り法規則第3条）

#### 8) 建設リサイクル法における発注者、元請業者の必要な手続き

分別解体・再資源化等について工事の発注から実施への流れを例示すると図-9のようになります。

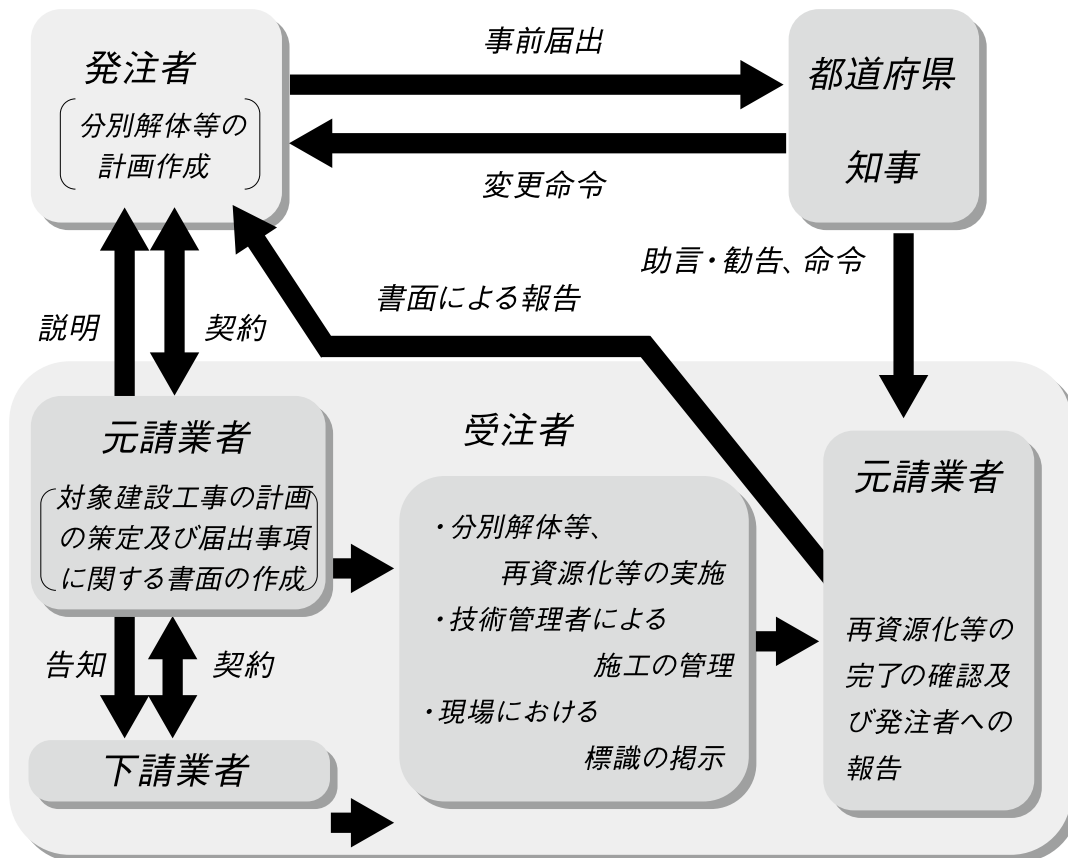


図-9 分別・再資源化等についての手続きの流れ

①元請業者から発注者への説明（建り法第12条第1項）

対象建設工事の元請業者は、発注者に対して、少なくとも建設リサイクル法第10条第1項1号から第5号までに掲げる事項について書面をもって説明する。

②発注者から都道府県知事への工事の届出（建り法第10条第1項）

発注者は、工事着手の7日前までに、次の事項などを都道府県知事（窓口→建築確認申請部局）に届け出る。なお、発注者が国の機関、地方公共団体または旧公団等の場合は都道府県知事への事前通知で良いこととなっています。

なお、届出書には、設計図または現状を示す明瞭な写真（解体工事のように設計図がない場合）の添付が必要です。（建り法規則第2条第3項）

なお、その他対象建設工事の届出、契約書面、標識の掲示、施工管理等については第5章で具体的に述べます。

届出書の様式は国土交通省のリサイクルHPに記載されているので参照して下さい。

[https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0303/page\\_030305format.htm](https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0303/page_030305format.htm)

9) 建築物等の解体工事を行うための許可及び登録

解体工事業を営もうとする者は、請負金額にかかわらず解体工事業を営もうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければなりません。（建り法第21条第1項）

①都道府県知事への登録申請事項（建り法第22条）

- イ) 商号、名称又は氏名及び住所
- ロ) 営業所の名称及び所在地
- ハ) 法人である場合においては、その役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名
- ニ) 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所
- ホ) 技術管理者の氏名
- ヘ) 登録申請者が登録拒否事由に該当しないことを誓約する書面
- ト) 技術管理者が主務省令で定める要件を備えた者であることを証する書面
- チ) 登記簿謄本又は住民票

②解体工事業の登録要件（建り法第24条第1項）

- イ) 2年以内に登録を取り消された者でないことなど不適格要件に該当しないこと
- ロ) 技術管理者を選任していること 等

③技術管理者の資格要件（解体工事業に係る登録等に関する省令第7条）

- イ) 一定の実務経験（講習が必要）
- ロ) 土木・建築施工管理技士等、建築士、技術士、技能検定合格者
- ハ) 民間の解体工事関係資格の合格者 等

10) 建設副産物・廃棄物・特定建設資材（法規上の位置付け）

「建設副産物」とは資源有効利用促進法の用語で建設工事に伴い排出される物品（資材）を指します。「廃棄物」とは「廃棄物処理法」に規定されたもので、不要物をいいます。「特定建設資材」とは「建設リサイクル法」に規定されたもので、建設資材が廃棄物となった場合にその再資源化が資源の有効利用および廃棄物の減量を図る上で特に必要であり、かつ、その再生資源化に経済面の制約が著しくない建設資材です。

建設副産物と廃棄物処理法、資源有効利用促進法および建設リサイクル法との関係を示すと P3 の図-1 のようになります。

## 2-6 国等による環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法）

この法律は、地球環境破壊の進行を需要者側から抑制するため、平成13年4月1日より施行されました。

この法律は国等が自ら率先して環境に負荷の少ない物品およびサービス・役務を購入することを義務づけると共に、地方公共団体には努力義務、民間事業者・国民にはできる限りの購入を期待したものです。

この法律の施行に伴い、国および地方公共団体の発注する工事においては、工事受注者に対して一定量の環境配慮商品の購入が義務付けられ、調達数量の提示を求められることとなります。

また、民間工事においても受注時の条件に環境配慮商品の採用を盛り込む事例ができています。

### 1) グリーン購入法の主旨

環境への負荷が少なく持続的発展が可能な経済社会を形成するため、国等が率先して環境への負荷が少ない資機材および役務（以下「環境物品」という）の計画的調達を推進し、地方公共団体や民間部門への取組みを広げ、我が国全体の環境物品等への需要転換を促進することとされています。

### 2) 環境物品等の調達の推進に関する基本的考え方

- ①品質価格に加え、循環社会の形成、地球温暖化対策等、多様な観点から調達品を選定する。
- ②製造から廃棄に至る製品のライフサイクル全体について環境負荷低減を考慮する。
- ③環境物品等については長期間使用に努め、適正使用・分別廃棄等を確実に実施する。

### 3) 調達品目およびその判断基準

調達品目とその判断基準については毎年見直しが行われていますので、環境省もしくは国土交通省のホームページを参照してください。

●2018年度の公共工事における特定調達品目

分類	品目名	分類	品目名	
資材	建設汚泥から再生した処理土	資材	製材	
	土工用水砕スラグ		集成材	
	銅スラグを用いたケーソン中詰め材		合板	
	フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材		単板積層材	
	地盤改良用製鋼スラグ		直交集成板	
	再生加熱アスファルト混合物		フローリング	
	鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物		パーティクルボード	
	中温化アスファルト混合物		繊維板	
	高炉スラグ骨材		木質系セメント板	
	フェロニッケルスラグ骨材		木材・プラスチック複合材製品	
	銅スラグ骨材		ビニル系床材	
	電気炉酸化スラグ骨材		断熱材	
	鉄鋼スラグ混入路盤材		照明制御システム	
	再生骨材等		変圧器	
	間伐材		吸収冷温水機	
	高炉セメント		氷蓄熱式空調機器	
	フライアッシュセメント		ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機	
	生コンクリート(高炉)		送風機	
	生コンクリート(フライアッシュ)		ポンプ	
	エコセメント		排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管	
	透水性コンクリート		自動水栓	
	透水性コンクリート2次製品		自動洗浄装置及びその組み込み小便器	
	鉄鋼スラグブロック		大便器	
	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート		再生材料を使用した型枠	
	下塗用塗料(重防食)		合板型枠	
	低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料		建設機械	
	高日射反射率塗料		排出ガス対策型建設機械	
	高日射反射率防水		低騒音型建設機械	
	再生材料を用いた舗装用ブロック(焼成)		工法	低品質土有効利用工法
	再生材料を用いた舗装用ブロック類 (プレキャスト無筋コンクリート製品)			建設汚泥再生処理工法
	パークたい肥			コンクリート塊再生処理工法
	下水汚泥を使用した汚泥発酵肥料 (下水汚泥コンポスト)			路上表層再生工法
	LED 道路照明			路上再生路盤工法
再生プラスチック製中央分離帯ブロック	伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法			
セラミックタイル	目的物	泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法		
断熱サッシ・ドア		排水性舗装		
		透水性舗装		
			屋上緑化	

■参照：環境省ホームページ グリーン購入 <https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/index.html>  
 国土交通省ホームページ グリーン調達 <https://www.mlit.go.jp/tec/kankyou/green.html>

参考までに、次頁に国土交通省より発表された継続検討品目群(資材)の一部を記します。

- ・再生プラスチック製中央分離帯ブロック
- ・セラミックタイル
- ・直行集成材
- ・木材・プラスチック複合材製品
- ・コンクリート材再生処理 等



### 3. 各法令に用いられる名称の定義

これまで説明してきた廃棄物処理法、資源有効利用促進法、建設リサイクル法に用いられる名称の定義を表にまとめました。

各法令に用いられる名称の定義

廃棄物処理法	資源有効利用促進法	建設リサイクル法
廃棄物	建設副産物	特定建設資材
<p>ごみ、粗大ごみ、燃え殻など や動物の死体その他の汚物 又は不要物</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般廃棄物</li> <li>・特別管理一般廃棄物</li> <li>・産業廃棄物</li> <li>・特別管理産業廃棄物</li> </ul>	<p>建設工事に伴い副次的に得 られたすべてのもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂</li> <li>・コンクリート塊</li> <li>・アスファルト・コンクリート塊</li> <li>・建設発生木材</li> <li>・汚泥</li> <li>・建設混合廃棄物</li> <li>・廃石綿</li> <li>・その他</li> </ul>	<p>建設資材が廃棄物となった 場合にその再資源化が資源 の有効利用及び廃棄物の減 量を図る上で特に必要であ り、かつ、その再生資源化が 経済面の制約が著しくない 建設資材</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コンクリート</li> <li>・コンクリート及び鉄から成る 建設資材</li> <li>・アスファルト・コンクリート</li> <li>・木材</li> </ul>
産業廃棄物	指定副産物	特定建設資材廃棄物
<p>事業活動に伴い生じた廃棄 物のうち指定したもの（法 6種類、政令14種類）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コンクリート破片</li> <li>・アスファルト・コンクリート破片</li> <li>・木くず</li> <li>・汚泥</li> <li>・その他</li> </ul>	<p>建設副産物のうち再生資源 として利用することを促進 することが再生資源の有効 利用を図る上で特に必要な もの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂</li> <li>・コンクリート塊</li> <li>・アスファルト・コンクリート塊</li> <li>・建設発生木材</li> </ul>	<p>特定建設資材が廃棄物処理 法の廃棄物となったもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コンクリート塊</li> <li>・アスファルト・コンクリート塊</li> <li>・建設発生木材</li> </ul>

#### 4. 法令による罰則

##### 資源有効利用促進法

法	違反行為	罰則
第42条	措置命令違反 <p>省令に定める判断の基準に照らして再生資源の利用促進が著しく不十分であると認める時は当該特定事業者に対し、必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができ、その勧告に従わなかった時は、その旨を公表することができる。公表された後において、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>その命令に違反した時。</p>	50万円以下の罰金
第43条	勧告義務違反 <p>特定事業者に対し、その業務の状況に関し報告させ、事務所・事業所・倉庫に立入り、設備・帳簿・書類その他の物件を検査させることができる。この規定による報告をせず若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み・妨げ若しくは忌避した時。</p>	20万円以下の罰金
第44条	法人に対する両罰規定 <p>上記の違反行為をした時は、行為者を罰するほか、その法人又は人（事業主体）に対して各本条の刑を科せられる。</p>	法人に対しても各条の罰金刑

※廃棄物処理法関係の罰則については「建設廃棄物適正処理の手引き」第5章参照

建設リサイクル法

法	違 反 行 為		罰 則
第48条	登録違反	登録を受けないで解体工事業を営んだ者	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
	登録更新違反	不正の手段によって解体工事業の登録を受けた者	
	事業停止命令違反	事業停止命令に違反して解体工事業を営んだ者	
第49条	分別解体等実施義務の実施命令違反	分別解体等に関する命令に違反した者	50万円以下の罰金
	再資源化等実施義務の実施命令違反	再資源化等に関する命令に違反した者	
第50条	対象建設工事の届出等に係る変更命令違反	対象建設工事の届出の内容に係わる変更命令に違反した者	30万円以下の罰金
	変更の届出違反	解体工事業の登録内容の変更が生じた場合において、届出をせず、又は虚偽の届出をした者	
第51条	対象建設工事の届出違反	対象建設工事の届出をせず、又は虚偽の届出をした者	20万円以下の罰金
	対象建設工事の変更の届出違反	対象建設工事の変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした者	
	登録の取消し等の場合における通知違反	解体工事業者の登録取り消しの事実を発注者に通知しなかった者	
	技術管理者の設置違反	技術管理者を選任しなかった者	
	報告徴収違反	解体工事業者又は対象建設工事受注者で都道府県知事の報告徴収に対して報告せず、又は虚偽の報告をした者	
	立入検査違反	解体工事業者で都道府県知事の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者	
第52条	法人に対する両罰規定	法人にあってその法人の従業員等が、その法人の業務に関して違反行為をし処罰される場合には、その従業員を雇用している法人又は人をも処罰する	法人に対しても各条の罰金刑
	発注者への報告の記録違反	再資源化等の実施状況に関する記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は記録を保存しなかった者	
第53条	廃業等の届出違反	解体工事業の廃業届出をしなかった者	10万円以下の過料
	標識の掲示違反	解体工事業者の標識を掲げないで解体工事を行った者	
	帳簿違反	解体工事業者で帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者	

## 5. リサイクルに関する判断基準等

### 5-1 再生資源の利用に関する判断の基準

国土交通省は資源有効利用促進法第10条の規定を受けて、判断基準を「建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」で定めています。（平成3年10月25日建設省令第19号）（最新改正：平成13年3月29日国土交通省令第59号）

この判断基準は、施工者が再生資源を利用する際の判断に役立てるため、建設発生土、コンクリート塊およびアスファルト・コンクリート塊について、それぞれの区分に応じた用途を示しています。再生資源を建設資材として用いる工事を施工する場合、施工者は請負契約の内容、再生資源の利用に関する技術水準を踏まえるとともに、施工場所の状況、再生資源化施設の立地状況等を勘案することとされています。

また、施工者は適切な施工方法の選択、資材置場の確保および施工機械の選定に配慮して、再生資源が発生したその現場での利用に努めることとされています。

省令「再生資源の利用判断基準」の別表に記載されている再生資源の種類ごとに、区分と主な用途を示します。

別表第1 建設発生土

区 分	用 途
第1種建設発生土（砂、礫及びこれらに準ずるものをいう。）	工作物の埋め戻し材料 土木構造物の裏込め材 道路盛土材料 宅地造成用材料
第2種建設発生土（砂質土、礫質土及びこれらに準ずるものをいう。）	土木構造物の裏込め材 道路盛土材料 河川築堤材料 宅地造成用材料
第3種建設発生土（通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるものをいう。）	土木構造物の裏込め材 道路路体用盛土材料 河川築堤材料 宅地造成用材料 水面埋立用材料
第4種建設発生土（粘性土及びこれに準ずるもの（第3種建設発生土を除く）をいう。）	水面埋立用材料

この表に記載されていない用途に利用してはならないということではなく、土質改良や適切な施工管理によって使用可能であれば積極的に利用することが求められています。

施工者は建設発生土の品質等に関する技術的知見に基づき、建設工事の施工又は完成後の工作物の機能に支障が生じないように適切な施工を行うものとし、あらかじめ建設発生土の発生又は利用に係る必要な情報の収集または提供に努めるものとされています。

**別表第2**                      **コンクリート塊**

区 分	用 途
再生クラッシャーラン	道路舗装及びその他舗装の下層路盤材料 土木構造物の裏込材及び基礎材 建築物の基礎材
再生コンクリート砂	工作物の埋め戻し材料及び基礎材
再生粒度調整碎石	その他舗装の上層路盤材料
再生セメント安定処理路盤材料	道路舗装及びその他舗装の路盤材料
再生石灰安定処理路盤材料	道路舗装及びその他舗装の路盤材料

備考

- 1 この表において「その他舗装」とは、駐車場の舗装及び建築物等の敷地内の舗装をいう。
- 2 道路舗装に利用する場合においては、再生骨材等の強度、耐久性等の品質を特に確認のうえ利用するものとする。

**別表第3**                      **アスファルト・コンクリート塊 (再生骨材等として利用)**

区 分	用 途
再生クラッシャーラン	道路舗装及びその他舗装の下層路盤材料 土木構造物の裏込材及び基礎材 建築物の基礎材
再生粒度調整碎石	その他舗装の上層路盤材料
再生セメント安定処理路盤材料	道路舗装及びその他舗装の路盤材料
再生石灰安定処理路盤材料	道路舗装及びその他舗装の路盤材料

備考

- 1 この表において「その他舗装」とは、駐車場の舗装及び建築物等の敷地内の舗装をいう。
- 2 道路舗装に利用する場合においては、再生骨材等の強度、耐久性等の品質を特に確認のうえ利用するものとする。

**別表第4**                      **アスファルト・コンクリート塊 (再生加熱アスファルト混合物として利用)**

区 分	用 途
再生加熱アスファルト安定処理混合物	道路舗装及びその他舗装の上層路盤材料
表層基層用再生加熱アスファルト混合物	道路舗装及びその他舗装の基層用材料及び表層用材料

備考

- 1 この表において「その他舗装」とは、駐車場の舗装及び建築物等の敷地内の舗装をいう。

コンクリート塊およびアスファルト・コンクリート塊を利用する場合にあっても、建設工事事業者は、建設工事の施工又は完成後の工作物の機能に支障が生じないときは上記別表第2、3、4以外の建設資材として利用することができることとされ、品質等に関する技術的知見に基づき適切な施工を行うものとされています。

## 5-2 指定副産物の利用の促進に関する判断の基準

国土交通省は資源有効利用促進法第18条の規定を受けて、判断基準を「建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」で定めています。(平成3年10月25日建設省令第20号)(最新改正:平成13年3月29日国土交通省令第60号)

本省令第4条、第5条において建設発生土を工事現場から搬出する場合における情報収集および情報提供に関する事項および建設発生土の利用調整のための保管場所の確保の努力を定めています。また、第6条では、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊又は建設発生木材に関して再資源化施設への搬出を規定しています。

### 省令第4条、第5条、第6条、に規定する項目

建設発生土	①以下の情報の収集、提供を行うことにより、他の建設工事での利用を促進する。 ・現場の周辺の建設工事で必要とされる建設発生土の量、性質、時期等に関する情報 ・現場から搬出する土の区分に関する情報(建設発生土の区分:P24参照) ②建設発生土の保管場所(ストックヤード)の確保に努める。
コンクリート塊 アスファルト・コンクリート塊 建設発生木材	再資源化施設の受入条件を勘案し、分別、破碎、切断等を行い再資源化施設へ搬出する。

## 5-3 工事契約時における条件明示等

国土交通省が発注する直轄工事については次の内容で対応しており、それ以外の公共工事および民間工事においてもこれに準じた対応が望まれています。

### 再生資源活用の当面の運用について(平成14年5月30日・国官技第42号)(平成18年6月12日追記)

国土交通省が発注する建設工事においては、経済性にはかかわらず以下の運用を行うこととする。

#### 1) 指定副産物の工事現場からの搬出

- ①コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊については、再資源化施設へ搬出すること。
- ②建設発生木材および建設汚泥に関しては、原則として再資源化施設へ搬出するが、50km以内に再資源化施設や、利用できる他の工事現場がない場合には適切な縮減を行った上で最終処分することができる。
- ③建設発生土は、50km以内の他の民間建設工事を含む建設工事へ時期、土質等を調整の上、搬出すること。

を原則として、この場合、経済性にかかわらず実施することとしている。

#### 2) 再生資材等の利用

- ①再生骨材等については、工事現場から40km以内(再生As合材の運搬時間は1.5時間以内)に再資源化施設がある場合、品質等を考慮し再生資材を利用すること。
- ②建設発生土および建設汚泥処理土については、50km以内に建設発生土または建設汚泥を搬出する工事がある場合、時期、土質等を考慮した上で、建設発生土もしくは建設汚泥処理土を利用すること。

### 発注者の施工条件の明示及び積算について(建設副産物適正処理推進要綱平成14年5月30日)

「建設副産物対策の条件を明示するとともに、分別解体等及び建設廃棄物の再資源化等に必要経費を計上しなければならない。なお、現場条件等に変更が生じた場合には、設計変更等により適切に対応しなければならない。」とし、「土木、建築工事施工条件の明示についてのガイドライン」(平成14年9月18日)において、建設副産物関係の施工条件を明示し、特記仕様書に必ず記載することとしています。

- ①建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの距離、時間等の処分及び保管条件
- ②建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合はその内容
- ③建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件

なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件

## 5-4 国土交通省の基準等

### 1) 発生土利用基準

国土交通省は平成18年8月10日に建設工事に伴い副次的に発生する土砂や汚泥（以下「発生土」という。）の土質特性に応じた適用用途標準を示すことにより、発生土の適正な利用の促進を図ることを目的に「発生土利用基準について」（国官技第112号、国官総第309号、国官計第59号）を通達しました。

その中で、発生土の土質区分はコーン指数と土質材料の工学的体系を指標とした表-1に示す土質区分基準により、また、発生土を利用する際の用途は表-2-(1)~(3)に示す適用用途標準を目安とし、個々の事例に則して対応することとしました。

表-1 土質区分基準

区分 (国土交通省令) <sup>1)</sup>	細区分 <sup>2)3)4)</sup>	コーン指数 qc <sup>5)</sup> kN/m <sup>2</sup>	土質材料の工学的分類 <sup>6)7)</sup>		備考 <sup>9)</sup>	
			大分類	中分類 土質 {記号}	含水比 (地山) w <sub>n</sub> (%)	掘削方法
第1種建設発生土 (砂、礫及びこれらに準ずるもの)	第1種	—	礫質土	礫 {G} 砂礫 {GS}	—	*排水に考慮するが、降水、浸出地下水等により含水比が増加すると予想される場合は、1ランク下の区分とする。
			砂質土	砂 {S} 礫質砂 {SG}		
	第1種改良土 <sup>8)</sup>	人工材料	改良土 {I}	—		
第2種建設発生土 (砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの)	第2a種	800以上	礫質土	細粒分まじり礫 {GF}	—	*水中掘削等による場合は、2ランク下の区分とする。
	第2b種		砂質土	細粒分まじり砂 {SF}	—	
	第2種改良土		人工材料	改良土 {II}	—	
第3種建設発生土 (通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるもの)	第3a種	400以上	砂質土	細粒分まじり砂 {SF}	—	*水中掘削等による場合は、2ランク下の区分とする。
	第3b種		粘性土	シルト {M}、粘土 {C}	40%程度	
			火山灰質粘性土	火山灰質粘性土 {V}	—	
第3種改良土	人工材料	改良土 {II}	—			
第4種建設発生土 (粘性土及びこれに準ずるもの (第3種発生土を除く))	第4a種	200以上	砂質土	細粒分まじり砂 {SF}	—	*水中掘削等による場合は、2ランク下の区分とする。
	第4b種		粘性土	シルト {M}、粘土 {C}	40~80%程度	
			火山灰質粘性土	火山灰質粘性土 {V}	—	
第4種改良土	人工材料	改良土 {II}	—			
泥土 <sup>1),9)</sup>	泥土a	200未満	砂質土	細粒分まじり砂 {SF}	—	
			粘性土	シルト {M}、粘土 {C}	80%程度以上	
	泥土b		火山灰質粘性土	火山灰質粘性土 {V}	—	
			有機質土	有機質土 {O}	80%程度以上	
泥土c	高有機質土	高有機質土 {Pt}	—			

- \* 1) 国土交通省令（建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令 平成13年3月29日 国交令59、建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令 平成13年3月29日 国交令60）においては区分として第1~4種建設発生土が規定されている。
- \* 2) この土質区分基準は工学的判断に基づく基準であり、発生土が産業廃棄物であるか否かを定めるものではない。
- \* 3) 表中の第1種~第4種改良土は、土（泥土を含む）にセメントや石灰を混合し、化学的安定処理したものである。例えば第3種改良土は、第4種建設発生土または泥土を安定処理し、コーン指数400kN/㎡以上の性状に改良したものである。
- \* 4) 含水比低下、粒度調整などの物理的な処理や高分子系や無機材料による水分の土中への固定を主目的とした改良材による土質改良を行った場合には、改良土に分類されないため、処理後の性状に応じて改良土以外の細区分に分類する。
- \* 5) 所定の方法でモールドに締め固めた試料に対し、コーンペネトロメーターで測定したコーン指数。
- \* 6) 計画段階（掘削前）において土質区分を行う必要があり、コーン指数を求めるために必要な試料を得られない場合には、土質材料の工学的分類体系（（社）地盤工学会）と備考欄の含水比（地山）、掘削方法から概略の土質区分を選定し、掘削後所定の方法でコーン指数を測定して発生土の区分を決定する。
- \* 7) 土質材料の工学的分類体系における最大粒径は75mmと定められているが、それ以上の粒径を含むものについても本基準を参照して区分し、適切に利用する。
- \* 8) 砂及び礫と同等の品質が確保されているもの。
- \* 9) ・港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するものは廃棄物処理法の対象となる廃棄物ではない。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行について 昭和46年10月16日 環整43 厚生省通知）  
 ・地山の掘削により生じる掘削物は土砂であり、土砂は廃棄物処理法の対象外である（建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について 平成13年6月1日 環産廃276 環境省通知）  
 ・建設汚泥に該当するものについては、廃棄物処理法に定められた手続きにより利用が可能となり、その場合「建設汚泥処理土利用技術基準」（国官技第50号、国官総第137号、国官計第41号、平成18年6月12日）を適用するものとする。

表-2-(1) 適用用途標準

用途 土質区分		工作物の埋戻し		建築物の埋戻し※1		土木構造物の裏込め		道路用盛土			
								路床	路体		
		評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項
第1種 建設発生土 〔砂、礫及びこれらに準ずるもの〕	第1種	◎	最大粒径注意 粒度分布注意	◎	最大粒径注意 粒度分布注意	◎	最大粒径注意 粒度分布注意	◎	最大粒径注意 粒度分布注意	◎	最大粒径注意 粒度分布注意
	第1種改良土	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意
第2種 建設発生土 〔砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの〕	第2a種	◎	最大粒径注意 細粒分含有率注意	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意 細粒分含有率注意	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意
	第2b種	◎	細粒分含有率注意	◎		◎	細粒分含有率注意	◎		◎	
	第2種改良土	◎		◎	表層利用注意	◎		◎		◎	
第3種 建設発生土 〔通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準ずるもの〕	第3a種	○		◎	施工機械の選定注意	○		○		◎	施工機械の選定注意
	第3b種	○		◎	施工機械の選定注意	○		○		◎	施工機械の選定注意
	第3種改良土	○		◎	表層利用注意 施工機械の選定注意	○		○		◎	施工機械の選定注意
第4種 建設発生土 〔粘性土及びこれらに準ずるもの〕	第4a種	○		○		○		○		○	
	第4b種	△		○		△		△		○	
	第4種改良土	△		○		△		△		○	
泥土	泥土a	△		○		△		△		○	
	泥土b	△		△		△		△		△	
	泥土c	×		×		×		×		△	

表の見方（下記の記載）は適用用途標準(1)(2)(3)共通です。

凡例 [評価]

- ◎：そのまま使用が可能なもの。留意事項に使用時の注意事項を示した。
- ：適切な土質改良（含水比低下、粒度調整、機能付加・補強、安定処理等）を行えば使用可能なもの。
- △：評価が○のものと比較して、土質改良にコスト及び時間がより必要なもの。
- ×：良質土との混合などを行わない限り土質改良を行っても使用が不適なもの。

土質改良の定義

含水比低下：水切り、天日乾燥、水位低下掘削等を用いて、含水比の低下を図ることにより利用可能となるもの。  
 粒度調整：利用場所や目的によっては細粒分あるいは粗粒分の付加やふるい選別を行うことにより利用可能となるもの。  
 機能付加・補強：固化材、水や軽量材等を混合することにより発生土に流動性、軽量性などの付加価値をつけることや、補強材等による発生土の補強を行うことにより利用可能となるもの。  
 安定処理等：セメントや石灰による化学的安定処理や高分子系や無機材料による水分の土中への固定を主目的とした改良材による土質改良を行うことにより利用可能となるもの。



表-2-(2) 適用用途標準

用途		河川築堤				土地造成			
		高規格堤防		一般堤防		宅地造成		公園・緑地造成	
		評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項
第1種 建設発生土  (砂、礫及びこれらに準ずるもの)	第1種	◎	最大粒径注意 礫混入率注意 透水性注意 表層利用注意	○		◎	最大粒径注意 礫混入率注意 表層利用注意	◎	表層利用注意
	第1種改良土	◎	最大粒径注意 礫混入率注意 透水性注意 表層利用注意	○		◎	最大粒径注意 礫混入率注意 表層利用注意	◎	表層利用注意
第2種 建設発生土  (砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの)	第2a種	◎	最大粒径注意 礫混入率注意 粒度分布注意 透水性注意 表層利用注意	◎	最大粒径注意 粒度分布注意 透水性注意	◎	最大粒径注意 礫混入率注意 表層利用注意	◎	表層利用注意
	第2b種	◎	粒度分布注意	◎	粒度分布注意	◎		◎	
	第2種改良土	◎	表層利用注意	◎	表層利用注意	◎	表層利用注意	◎	表層利用注意
第3種 建設発生土  (通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準ずるもの)	第3a種	◎	粒度分布注意 施工機械の選定注意	◎	粒度分布注意 施工機械の選定注意	◎	施工機械の選定注意	◎	施工機械の選定注意
	第3b種	◎	粒度分布注意 施工機械の選定注意	◎	粒度分布注意 施工機械の選定注意	◎	施工機械の選定注意	◎	施工機械の選定注意
	第3種改良土	◎	表層利用注意 施工機械の選定注意	◎	表層利用注意 施工機械の選定注意	◎	表層利用注意 施工機械の選定注意	◎	表層利用注意 施工機械の選定注意
第4種 建設発生土  (粘性土及びこれらに準ずるもの)	第4a種	○		○		○		○	
	第4b種	○		○		○		○	
	第4種改良土	○		○		○		○	
粘土	粘土a	○		○		○		○	
	粘土b	△		△		△		△	
	粘土c	×		×		×		△	

【留意事項】

最大粒径注意：利用用途先の材料の最大粒径、または1層の仕上り厚さが規定されているもの。

細粒分含有率注意：利用用途先の材料の細粒分含有率が規定されているもの。

礫混入率注意：利用用途先の材料の礫混入率が規定されているもの。

粒度分布注意：液状化や土粒子の流出などの点で問題があり、利用場所や目的によっては粒度分布に注意を要するもの。

透水性注意：透水性が高いため、難透水性が要求される部位への利用は適さないもの。

表層利用注意：表面への露出などで植生や築造等に影響を及ぼす恐れのあるもの。

施工機械の選定注意：過転圧などの点で問題があるため、締固め等の施工機械の接地圧に注意を要するもの。

淡水域利用注意：淡水域に利用する場合、水域のpHが上昇する可能性があり、注意を要するもの。

【備考】

本表に例示のない適用用途に発生土を使用する場合は、本表に例示された適用用途の中で類似するものを準用する。

※1 建築物の埋戻し：一定の強度が必要な埋戻しの場合は、工作物の埋戻しを準用する。

※2 水面埋め立て：水面上へ土砂等が出た後については、利用目的別の留意点（地盤改良、締固め等）を別途考慮するものとする。

表-2-(3) 適用用途標準

適用用途 土質区分		鉄道盛土		空港盛土		水面埋立 ※2	
		評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項
第1種 建設発生土 〔砂、礫及びこれらに準ずるもの〕	第1種	◎	最大粒径注意 粒度分布注意	◎	最大粒径注意 粒度分布注意	◎	粒度分布注意 淡水域利用注意
	第1種 改良土	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意	◎	淡水域利用注意
第2種 建設発生土 〔砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの〕	第2a種	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意	◎	
	第2b種	◎		◎		◎	粒度分布注意
	第2種 改良土	◎		◎		◎	淡水域利用注意
第3種 建設発生土 〔通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準ずるもの〕	第3a種	○		◎	施工機械の選定注意	◎	粒度分布注意
	第3b種	○		◎	施工機械の選定注意	◎	
	第3種 改良土	○		◎	施工機械の選定注意	◎	淡水域利用注意
第4種 建設発生土 〔粘性土及びこれらに準ずるもの〕	第4a種	○		○		◎	粒度分布注意
	第4b種	△		○		◎	
	第4種 改良土	△		○		◎	淡水域利用注意
粘土	粘土a	△		○		○	
	粘土b	△		△		△	
	粘土c	×		×		△	

本基準（発生土利用基準）は発生土を建設資材とする場合に適用する。ただし、利用の用途が限定されており、各々の利用の用途に応じた基準等が別途規定されている場合には、別途規定されている基準等によるものとする。なお、建設汚泥の再生利用については「建設汚泥処理土利用技術基準」（P31）を適用することとする。

## 2) 建設汚泥処理土の利用技術基準

国土交通省は平成18年6月12日に建設汚泥処理土再生利用に関するガイドラインを通達するとともに「建設汚泥処理土利用技術基準」（国官技第50号、国官総第137号、国営計第41号）を通達し、建設汚泥処理土の土質材料としての品質区分と品質基準値（表-3）、建設汚泥処理土の品質判定のための調査試験方法（表-4）、建設汚泥処理土の適用用途基準（表-5）等を示しました。

また、環境省は「建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断指針について」（平成17年7月25日通知）および「建設汚泥の再生利用指定制度の運用における考え方について」（平成18年7月4日通知）において、再生利用における技術的な判断の基準として、「建設汚泥処理土利用技術基準」を参考として挙げています。

表-3 建設汚泥処理土の土質材料としての品質区分と品質基準値

区分	基準値 コーン指数 qc (kN/m <sup>2</sup> )	備考
第1種処理土	—	固結強度が高く 礫、砂状を呈するもの
第2種処理土	800以上	
第3種処理土	400以上	
第4種処理土	200以上	

表-4 建設汚泥処理土の品質判定のための調査試験方法

判定指標	試験項目	試験方法	頻度
コーン指数	締固めた土の コーン指数試験 qc (kN/m <sup>2</sup> )	JIS A 1228に 準拠*	1日の処理量が200m <sup>3</sup> を超える場合、 200m <sup>3</sup> ごとに1回、200m <sup>3</sup> 以下の場合、 1日に1回

\*) 試料は処理土を一旦ときほぐし 9.5 mmふるいを通過させたものとする。

## 3) コンクリート副産物の再生利用に関する用途別暫定品質基準（案）

国土交通省は、コンクリート副産物の再生利用の促進策として、コンクリート用再生骨材、路盤材および埋戻し材・裏込め材として再生利用する際の品質基準（案）をとりまとめ、通知しています（平成28年3月31日、国官技第379号）。詳細はここでは省略しますが、詳しくは次のURLを参照してください。

[https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d11pdf/recyclehou/manual/H28concretedefukusanbutsu\\_saiseiryoku.pdf](https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d11pdf/recyclehou/manual/H28concretedefukusanbutsu_saiseiryoku.pdf)



### 5-5 建設発生木材の分別および適用用途標準（案）

建設副産物リサイクル広報推進会議（事務局：（一財）先端建設技術センター）では、2003年度の建設副産物リサイクル広報推進会議設立10周年勉強会において、発生者と利用者が共通の尺度で取引が出来る基準が必要であるとの結論を得、建設発生木材チップの利用促進基準（暫定版）を作成しました（2003年12月12日発表）。利用促進基準（暫定版）では、建設発生木材チップの規格をA～Dチップおよびダストの5種類に区分し、それぞれの原料となる建設発生木材の種類を示しました（表-6）。

また、分類されたチップの利用用途を適用用途標準（案）として示しました（表-7）。

表-6 建設発生木材チップの規格（案）

チップ区分	チップ原料	備 考
Aチップ (切削、破碎)	柱、梁等断面積の大きなもの 無垢木（幹材）	CCA含有物、合板、ペンキ付着物、 金属等の異物を含まないこと
Bチップ (破碎)	主にパレット、梱包材、解体材で比較 的断面積のあるもの 無垢材（枝材）	同上
Cチップ (破碎)	Bチップと同様および合板等	CCA含有物、ペンキ付着物、金属 等の異物を含まないこと
Dチップ (破碎)	型枠等上記以外の木くず。ペンキの 付着した木くず（襖、障子等を含む。 プラスチック加工木は除く）	CCA含有物、金属等の異物を含 まないこと、水分を多く含んだ ものは除く
ダスト	チップ製造の際の副産物	有害物、金属を含まないこと

- \*・チップの大きさは、A～Dチップに関しては、5cmスクリーン通過（概ね5cm以下）を標準とするが、利用用途によっては、3cm以下、1cm以下として出荷も可。
- ・土木の現場などで伐採材を現場内利用する場合において、堆肥化や吹付け材等に用いるものに関しては本規格外とし、用途に応じてサイズを決定する。

表-7 建設発生木材チップの適用用途標準（案）

チップ区分	チップの主な用途
Aチップ	製紙原料、エタノール原料、炭
Bチップ	製紙原料、繊維板（MDFボード他）、パーティクルボード、エタノール原料、炭、マルチング材、敷料、コンポスト
Cチップ	パーティクルボード、燃料、敷料、セメント材料、エタノール原料
Dチップ	燃料、高炉還元剤、セメント材料
ダスト	燃料、炭

- \*・各チップ区分に対する用途の標準を示したもので、下位の利用において、上位のチップを使用してもかまわない。
- ・チップのサイズは概ね5cm以下を標準とするが、利用用途によってはサイズが異なる。

建設発生木材チップの品質を確保するためには発生時点での分別が大事です。そこで、発生時として、解体工事と新築工事に分けて、建設発生木材の分別の目安を作成しました(表-8)。

発生現場では、木材を4種類に分別することは保管場所などの関係で無理なので、それぞれ2種類に分別することにしました。これにより、チップ化工場での分別処理が大幅に軽減されることが期待されます。

解体工事 表-8 建設発生木材の分別の目安

分別等級	分別木材性状	
	木材状態	対象チップ区分
解1種	無垢材(柱、梁等断面積の大きなもの、幹、枝等の板材)、ペンキ付着の無いもの	Aチップ、Bチップ
解2種	上記以外の木屑、合板等(A、Bチップにならないもの)、ペンキ付着物含む	Cチップ、Dチップ

注) CCA含有物は含まないこと。また、木材と他の廃棄物との分別についても徹底すること。  
金属等の異物はチップ化工場の設備により受入基準が異なる。

新築工事

分別等級	分別木材性状	
	木材状態	対象チップ区分
新1種	無垢材(柱、梁等断面積の大きなもの、幹、枝等の板材)、合板等でペンキ付着の無いもの	Aチップ、Bチップ Cチップ
新2種	上記以外の木屑、合板等(A、Bチップにならないもの)、ペンキ付着物含む	Dチップ

注) 木材と他の廃棄物との分別についても徹底すること。

## 第3章 関係者の責務と役割

### 1. リサイクル促進のための発注者の責務と役割

資源有効利用促進法第4条に、「建設工事の発注者は…再生資源及び再生部品を利用するよう努めなければならない」、「…その建設工事に係る副産物の全部若しくは一部を再生資源として利用するよう努めなければならない」としており、これを受け、建設リサイクル法では発注者の責務として、第6条で「発注者は、その注文する建設工事について、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用の適正な負担、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材の使用等により、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化の促進に努めなければならない」と規定しています。

更に、平成14年5月30日改正の建設副産物適正処理推進要綱では、

① 発注者は、建設副産物の発生の抑制並びに分別解体等、建設廃棄物の再資源化等及び適正な処理の促進が図られるような建設工事の計画及び設計に努めなければならない。

発注者は、発注に当たっては、元請業者に対して、適切な費用を負担するとともに、実施に関しての明確な指示を行なうこと等を通じて、建設副産物の発生の抑制並びに分別解体等、建設廃棄物の再資源化等及び適正な処理の促進に努めなければならない。

② また、公共工事の発注者にあつては、リサイクル原則化ルールや建設リサイクルガイドラインの適用に努めなければならない。

としています。

なお、平成14年5月30日付けで、大臣官房技術調査課長他名で、各地方整備局他に、「国官技第44号・公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領（土木）について」という通知が出され、「設計図書等における記載例」が添付されており、平成14年5月30日以降発注の国土交通省直轄の工事現場では、そのような条件明示をするようになっていきます。

建設リサイクル法における発注者の役割をまとめると図-10のようになります。

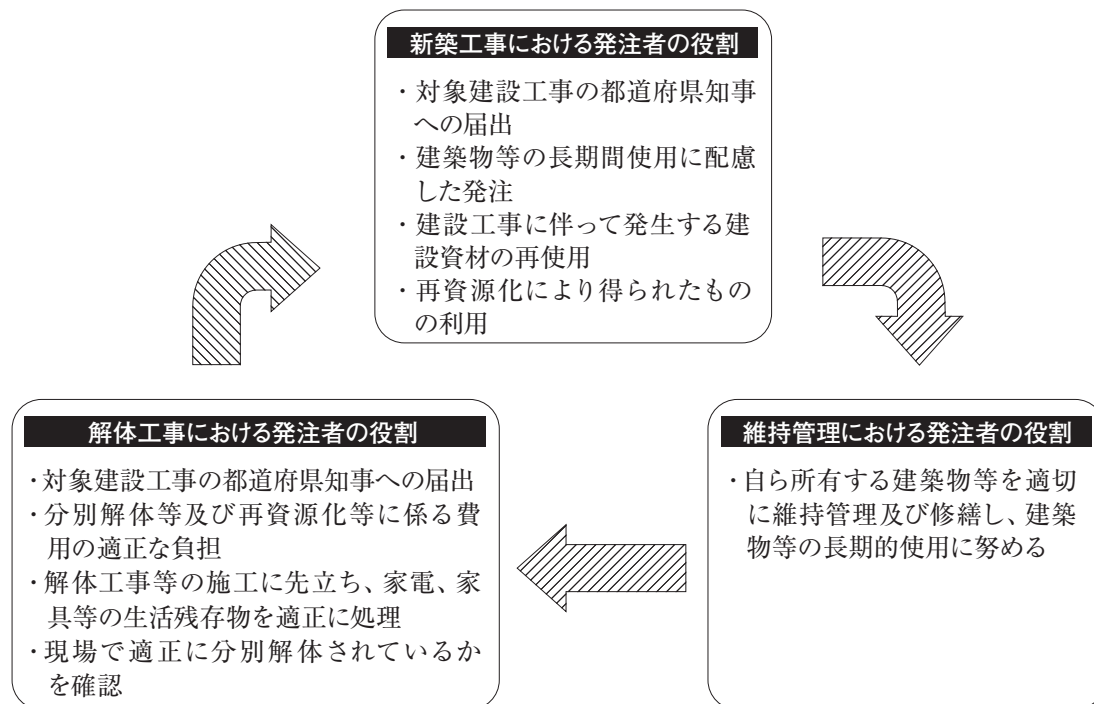


図-10 建設リサイクル法における発注者の役割

## 2. リサイクル促進のための施工者の責務と役割

施工者（事業者）は、建設工事の施工に際して再生資源を利用するよう努めるとともに、その建設工事に係わる副産物を再生資源として利用することを促進するよう努めなければならないことが資源有効利用促進法第4条に規定されています。

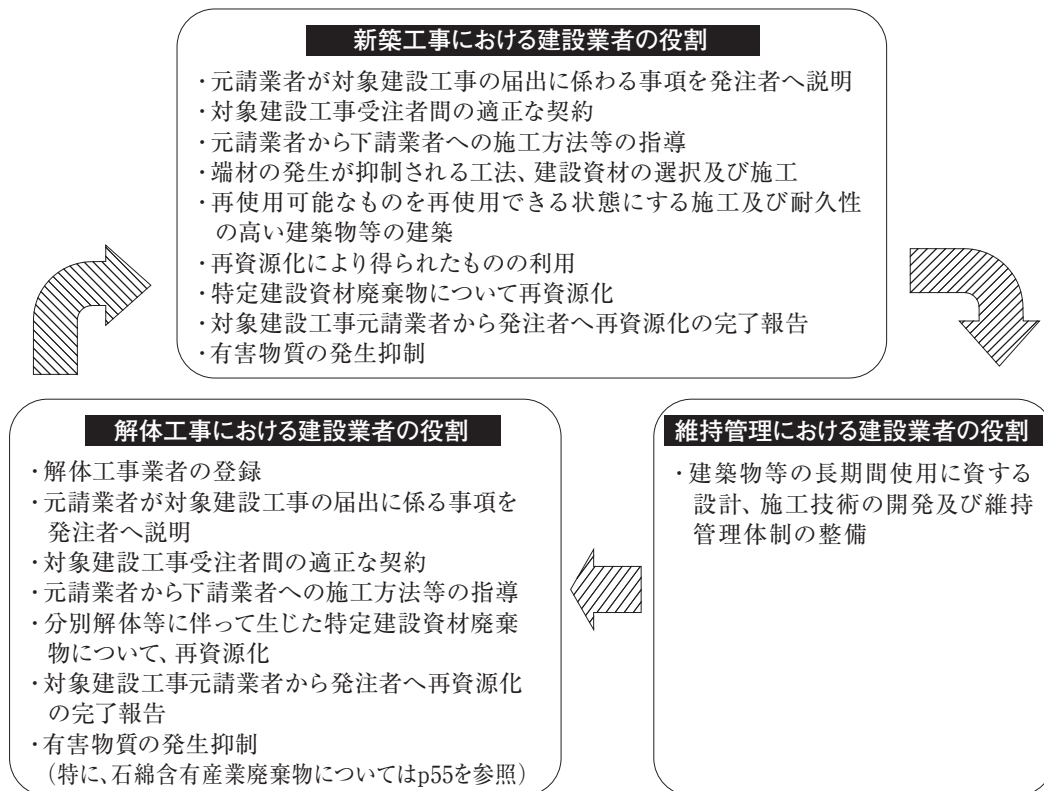
さらに建設リサイクル法では、法第5条（建設業を営む者の責務）において、「建設業を営む者は、建築物等の設計及びこれに用いる建設資材の選択、建設工事の施工方法等を工夫することにより、建設資材廃棄物の発生を抑制するとともに、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用を低減するよう努めなければならない。また、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材を使用するよう努めなければならない。」と定めています。これは、元請業者、下請業者、孫請業者に至る全ての建設業を営む者に係わる責務となっています。

建設リサイクル法における建設業者の役割をまとめると図-11のようになります。

さらに、平成14年5月30日改正の建設副産物適正処理推進要綱では、

- ①「元請業者は……発注者との連絡調整、管理及び施工体制の整備を行わなければならない。……また、建設副産物対策を適切に実施するため工事現場における責任者を明確にすることによって、現場担当者、下請負人及び産業廃棄物処理業者に対し、……明確な指示及び指導等を責任をもって行うとともに、分別解体等についての計画、再生資源利用計画、再生資源利用促進計画、廃棄物処理計画等の内容について教育、周知徹底に努めなければならない。」と定めています。





図－11 建設リサイクル法における建設業者の役割

②「元請業者は、工事責任者に対する指導並びに職員、下請負人、資材納入業者及び産業廃棄物処理業者に対する建設副産物対策に関する意識の啓発等のため、社内管理体制の整備に努めなければならない。」と定めています。

なお、同要綱には、下請負人の責務と役割として、「下請負人は、建設副産物対策に自ら積極的に取り組むよう努めるとともに、元請業者の指示及び指導等に従わなければならない。」としています。

### 3. 施工者の実施事項

施工者（排出事業者）は、リサイクルに関する管理を適切に行うため、責任体制を明確にし、本・支店は社内管理体制を確立・整備し、現場のリサイクル活動を支援しなければなりません。

そのための実施事項（例）には次のことがあげられます。

#### 1) 本社の実施事項

本社は、廃棄物対策の方針を定め統括的指導を行う。このため、以下の業務を行う。

- ① 基本方針の決定
- ② 管理組織の整備
- ③ 管理規定・処理マニュアルの整備

- ④ 教育・啓発
- ⑤ 法令、行政庁の指導内容等の周知
- ⑥ 処理実績の把握

## 2) 支店の実施事項

支店は、廃棄物処理総括責任者を定めるとともに、廃棄物処理に関する支店方針を定め、作業所（現場）指導、下請業者の指導・育成、処理委託等に関し以下の業務を行う。

- ① 支店方針の決定
- ② 職員・下請業者の教育、啓発
- ③ 処理業者・再資源化施設の調査、現地確認（立会い）、選定
- ④ 委託基本契約の締結
- ⑤ 作業所（現場）実務の支援、指導
- ⑥ 処理実績の集計、記録の保存

## 3) 作業所（現場）での実施事項

作業所（現場）は、廃棄物処理責任者を定め、建設廃棄物の適正処理のため以下の業務を行う。

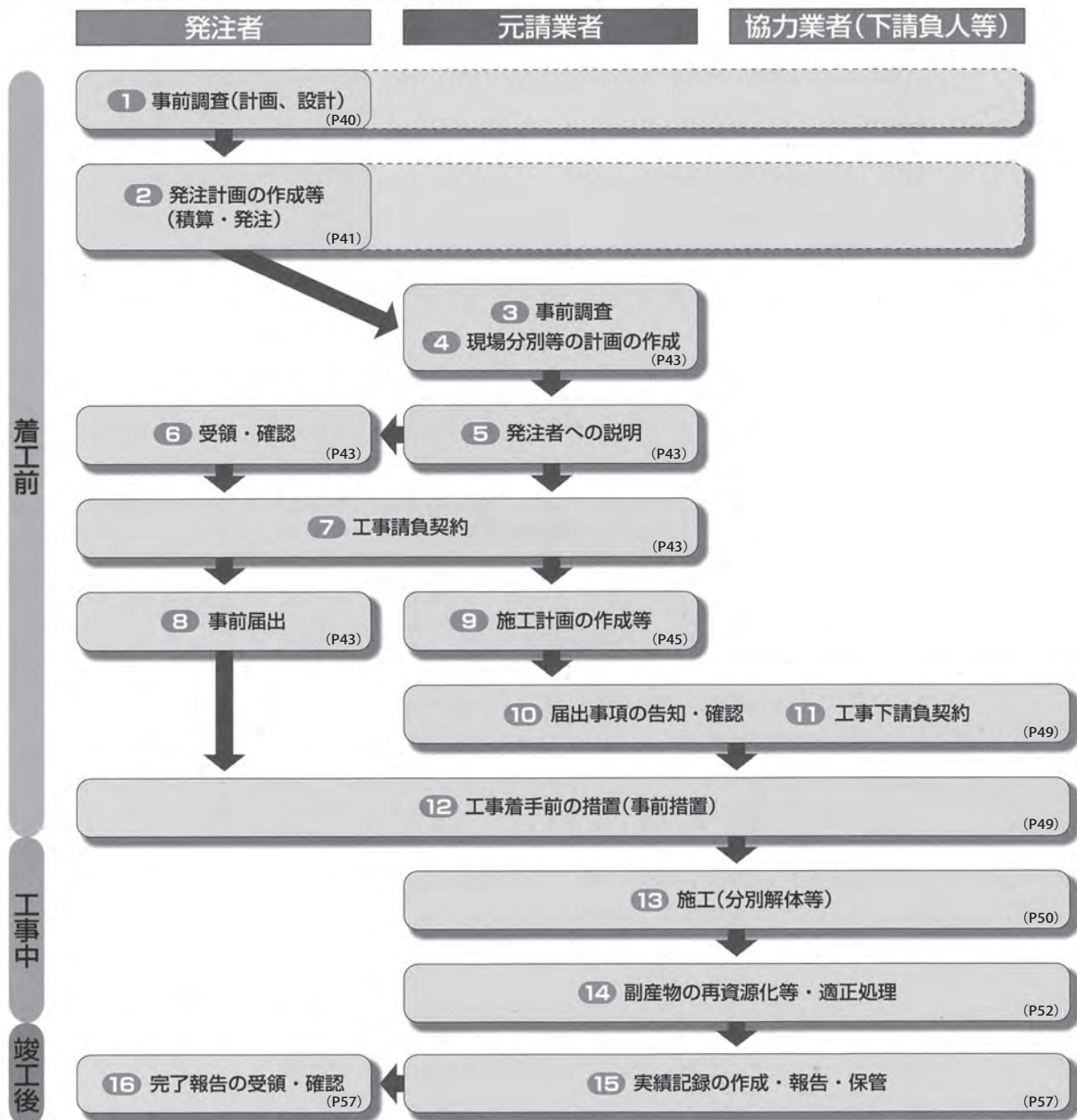
- ① 作業所（現場）方針の策定
- ② 廃棄物処理計画の策定
- ③ 委託契約の締結
- ④ マニフェストの交付・管理または電子マニフェストの登録
- ⑤ 処理業者の監督
- ⑥ 処理状況の確認
- ⑦ 処理実績の記録、支店への報告
- ⑧ 下請業者の監督・指導
- ⑨ 建設副産物に係る契約条件の確認

## 第4章 リサイクルの実施に当たっての実務上の留意点

### 建設副産物対策の実務上の留意事項

現場における建設副産物のリサイクルの実施にあたり、実務上の留意事項を、企画・設計段階から工事完成に至るまでの流れに沿って、発注者、元請業者、下請業者それぞれについてまとめました。(この頁から58頁までは建設副産物リサイクル広報推進会議発行の「よくわかる建設リサイクル2020」を転載したものです。)

### 建設リサイクル法の標準的な事務処理の流れ



# 1 事前調査（計画・設計）

建築物等のライフサイクル全体を考慮し、長期的使用に資する設計や将来の解体時を考慮した設計に努めつつ、建設副産物の発生抑制、再使用の促進、適正処理の推進を基本として、工法・資材の採用、再生資材の利用、建設副産物の処理方法などについて検討しなければなりません。（建リ法基本方針等）

原材料等の使用の合理化を行うとともに、再生資源等を工事で利用することが求められています。（資法第4条第1項）  
構造物の長寿命化の促進や建設副産物の再生資源としての利用促進が求められています。（資法第4条第2項）

**参考** 特定再利用業種として建設業を指定（土砂、コンクリート塊（以下「Co塊」）、アスファルト・コンクリート塊（以下「As塊」）の再生資源利用）（資法第2条第8項、資法令第2条、資法令別表第2）  
建設業における指定副産物の指定（土砂、Co塊、As塊、木材の再資源化）  
（資法第2条第13項、資法令第7条、資法令別表第7）

建設リサイクル法では、分別解体等・再資源化等の実施義務の主体は建設業者とされており、また、廃棄物処理法でも廃棄物処理の処理責任は排出事業者（元請業者）とされており、建設副産物のリサイクル推進は、建設業者が中心的な役割を担っています。

しかし、関連法である資源有効利用促進法では、施工者だけでなく、発注者にも原材料の使用の合理化、再生資源としての当該工事等での利用を求めています。

これは、建設副産物の発生を抑制し、分別解体等や再資源化等及び適正処理を促進するためには、施工段階での取組みのみならず、計画・設計段階から取り組むことがより重要だからです。発注者は計画・設計に大きな影響力を有しているため、発注者の役割は重要です。

特に、国土省発注工事においては、以下のような措置が行われており、地方自治体等が発注する公共工事においても同様な措置を行うことが期待されています。

民間工事においては、発注者は専門的な知識を有していない場合もあることから、施工者がこれに準じて運用することが望まれます。

国土省直轄  
工事の運用

## 1. リサイクル計画書（概略設計）（詳細設計）の作成

計画、設計にあたり、次のような検討等を行い、「リサイクル計画書（概略設計）（詳細設計）」を作成します。

- ①発生する建設副産物の種類、質、数量の把握
- ②建設副産物の発生抑制や再使用の促進に資する工法・資材の採用可否の検討  
（例）＊打ち込み型枠や鋼製型枠の採用  
＊2次製品の採用や工場加工による現場作業の減少  
＊泥水や安定液を使用しないシールド、基礎杭工法等の採用  
＊路上表層再生工法や路上再生路盤工法の採用
- ③発生建設副産物の種類に応じた処理方法、処分先の検討

**関連通知** 「建設リサイクル推進に係る実施事項について」（建設リサイクルガイドライン）

（平成14年5月30日国官技第41号 国官総第123号 国営計第25号 国総事第20号）

## 2. 再生資源の利用基準

具体的な再生資源の利用に関連する技術基準等が以下のように定められています。

- ①コンクリート副産物の再生利用に関する用途別品質基準  
構造物の解体工事等から発生するCo塊を再生処理し、①土木・建築工事のコンクリート用骨材 ②舗装用路盤材 ③土木・建築工事の埋戻し材・裏込め材 として再生利用する際の品質の基準を定めています。

**関連通知** 「コンクリート副産物の再生利用に関する用途別品質基準について」

（平成28年3月31日国官技第379号）

- ②発生土利用基準

建設工事に伴い副次的に発生する土砂の土質特性に応じた区分基準及び各々の区分に応じた適用用途標準を示しています。また、これを詳しく解説した「建設発生土利用技術マニュアル（第4版）」が出版されています。

**関連通知** 「発生土利用基準について」（平成18年8月10日国官技第112号 国官総第309号 国営計第59号）

### ③建設汚泥の再生利用に関するガイドライン等

建設工事に伴い副次的に発生する建設汚泥の処理に当たっての基本方針、具体的手順等を示すとともに、土質特性に応じた区分基準及び各々の区分に応じた適用用途標準を示すことと併せ、再生利用の手続きを明確にすることにより、建設汚泥の適正な利用を図ることを目的としています。また、これらを詳しく解説した「建設汚泥再生利用マニュアル」が出版されています。

**関連通知** 「建設汚泥の再生利用に関するガイドラインの策定について」

(平成18年6月12日国官技第46号 国官総第128号 国営計第36号 国総事第19号)

「建設汚泥の再生利用に関する実施要領について」

(平成18年6月12日国官技第48号 国官総第131号 国営計第38号 国総事第21号)

「建設汚泥処理土利用技術基準について」(平成18年6月12日国官技第50号 国官総第137号 国営計第41号)

## 2 発注計画の作成等（積算・発注）

計画・設計で検討した工法・資材の採用、再生資源の利用、建設副産物の処理方法などを施工条件として明示し、必要な費用を計上するとともに、明示した条件に変更が生じた場合は、設計変更などにより適切に対処しなければなりません。  
(建り法基本方針等)

発注者は、積算・発注に当たって、情報交換・調整をはじめ再資源化施設所在地・受入条件等の把握を十分に行い、積算に反映することが必要です。

特に、国交省発注工事においては、以下のような措置が行われており、地方自治体等が発注する公共工事においても同様な措置を行うことが期待されています。

民間工事においては、発注者は専門的な知識を有していない場合もあることから、施工者がこれに準じて運用することが望まれます。

国交省直轄  
工事の運用

### 1. リサイクル計画書（積算段階）の作成

積算にあたり「リサイクル計画書（積算段階）」を作成します。リサイクルできない場合には、「リサイクル阻害要因説明書」を作成します。

**関連通知** 「建設リサイクル推進に係る実施事項について」（建設リサイクルガイドライン）

(平成14年5月30日国官技第41号 国官総第123号 国営計第25号 国総事第20号)

### 2. リサイクル原則化ルールの適用

- ① Co塊、As塊、建設発生木材の現場から再資源化施設への搬出（建設発生木材については、縮減の上での最終処分でも足りる場合も規定）
- ② 建設汚泥の他の工事現場又は再資源化施設への搬出（縮減の上での最終処分でも足りる場合も規定）
- ③ 建設発生土の他の工事現場への搬出
- ④ 再生骨材の利用
- ⑤ 再生加熱アスファルト混合物の利用
- ⑥ 建設発生土及び建設汚泥処理土の利用

については、一定条件の下、原則として経済性に関わらず実施します。

**関連通知** 「公共建設工事における「リサイクル原則化ルール」の策定について」

(平成18年6月12日国官技第47号 国官総第130号 国営計第37号 国総事第20号)

### 3. 適正積算

原則として指定処分とし、運搬費用、再資源化等に要する費用等については適正に計上するとともに、再生資源については、品質等を考慮しつつ、可能な限り建設資材として活用します。

**関連通知** 「事業執行における積算等の留意事項について」（平成4年8月5日建設省厚発第321号 技調発第192号）

「営繕事業執行における積算等の留意事項について」（平成3年5月15日建設省営計発第53号 営監発第14号）

### 4. 条件明示

設計図書には、

- ① 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの距離、時間等の処分及び保管条件
- ② 建設副産物の現場内での再使用及び減量化が必要な場合は、その内容

- ③建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件
- ④再資源化施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件
- ⑤再生資材の利用                      ⑥建設発生土の利用
- ⑦指定副産物の搬出                  ⑧特定建設資材の分別解体等・再資源化等(対象建設工事の場合)
- ⑨その他の協議事項

等を明示します。

**関連通知** 「条件明示について」(平成14年3月28日国官技第369号)

「公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工実施要領(土木)について」  
(平成14年5月30日国官総第44号 国官技第127号)

「公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工実施要領(営繕)について」  
(平成14年5月30日国営計第28号)

参考

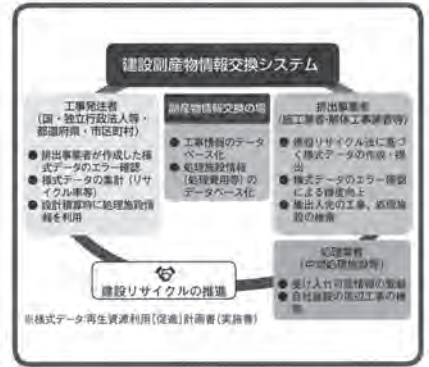
**建設副産物情報交換システム●(一財)日本建設情報総合センター(JACIC)**

(一財)日本建設情報総合センター(JACIC)では、平成14年度から「建設副産物情報交換システム」による情報提供サービスを実施しています。

本システムは、建設リサイクルの推進に必要な建設副産物の発生、再利用などに関する最新情報を効率的に登録し検索するインターネットを利用したシステムです。

- ・受発注者がオンラインでやりとりするため事務負担が軽減
- ・各種帳票の出力や調査等でのデータ利用が容易になる
- ・処理施設検索の料金表示が設計積算時に有効

■問い合わせ先：建設副産物情報センター(JACIC内)  
TEL 03-3505-0410  
URL <https://www.recycle.jacic.or.jp/>  
E-mail [recycle@jacic.or.jp](mailto:recycle@jacic.or.jp)



参考

**建設発生土情報交換システム●(一財)日本建設情報総合センター(JACIC)**

(一財)日本建設情報総合センター(JACIC)では、平成11年度から「建設発生土情報交換システム」による情報提供サービスを実施しています。

本システムは、国、地方公共団体等の工事発注者が建設発生土を有効活用するために必要な情報をリアルタイムで交換し、建設発生土のリサイクルを推進することを目的とした、インターネットを利用したシステムです。

- ・発生土データをリアルタイムで掲載でき、情報の鮮度が高い
- ・地図検索により発生土動向のニーズがひと目でわかる
- ・公共工事土量調査でのデータ利用が容易になる

■問い合わせ先：建設副産物情報センター(JACIC内)  
TEL 03-3505-0416  
URL <https://www.recycle.jacic.or.jp/>  
E-mail [recycle@jacic.or.jp](mailto:recycle@jacic.or.jp)



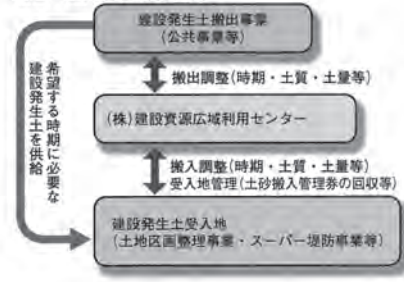
参考

**建設発生土の有効利用●(株)建設資源広域利用センター(UCR)**

(株)建設資源広域利用センターでは、公共事業などから発生した建設発生土を土地区画整理事業、スーパー堤防事業などに利用するため、首都圏内に確保した受入地を搬出事業者等に斡旋し、発生土の搬出入調整、受入地管理を行います。また、沿岸域の埋立用材として、発生土を首都圏の各港から全国に向けて海上移送しています。

■問い合わせ先：(株)建設資源広域利用センター  
TEL 03-6205-8270  
URL <https://www.ucr.co.jp>

搬出・搬入管理業務の流れ



### 3 事前調査 4 現場分別等の計画の作成

元請業者

建設リサイクル法の対象建設工事の契約前には、対象建築物等についての調査を実施し、分別解体等の計画等を作成しなければなりません。  
(建リ法第9条第1項、同第2項、建リ法規則第2条第1項1号、同2号)

適切に工事を実施し、確実に分別解体等・再資源化等を実施するためには、事前調査が極めて重要になります。対象建設工事については、事前調査と現場分別の計画等を作成しなければなりません。  
なお、工事の種類によって事前調査と現場分別の計画等の作成内容が異なりますので注意してください。作成内容は、次ページに示す工事の種類に応じた「分別解体等の計画等」法定様式を参照して下さい。

### 5 発注者への説明 6 受領・確認

元請業者  
発注者

建設リサイクル法の対象建設工事の契約前には、元請業者は届出に係る事項について発注者へ書面で説明しなければなりません。  
(建リ法第12条)

建設リサイクル法では、対象建設工事の事前届出は発注者に義務付けられていますが、実際に分別解体等を実施するのは工事の受注者です。分別解体等が適正に実施されるためには、発注者の届出の内容と発注者・受注者間の請負契約の内容が一致していることが必要です。  
このため、元請業者は、作成した「分別解体等の計画等」に基づき届出事項について書面で説明しなければなりません。  
発注者はそれを受領・確認することが必要です。

### 7 工事請負契約

発注者  
元請業者

建設リサイクル法の対象建設工事の請負契約の際には、分別解体等・再資源化等に要する費用などについて契約書に記載しなければなりません。  
(建リ法第13条、分別解体等省令第4条)

不法投棄等の不適正処理を防ぐため、分別解体等については、発注者と元請業者の間、元請業者と下請負人の間等のそれぞれの段階で、分別解体等の方法が明確にされ、それに要する費用が適正に支払われることが重要です。そのため、対象建設工事においては、元請契約・下請契約において、下記の事項を契約書面に記載しなければなりません。(下請契約の際の留意事項は10届出事項の告知・確認11工事下請負契約(P49)を参照して下さい。)

■契約書記載事項(分別解体等省令第4条)

- |                        |              |
|------------------------|--------------|
| ①分別解体等の方法              | ②解体工事に要する費用  |
| ③再資源化等をするための施設の名称及び所在地 | ④再資源化等に要する費用 |

### 8 事前届出

発注者

建設リサイクル法の対象建設工事の施工前には、工事着工の7日前までに都道府県知事等へ届出なければなりません。  
(建リ法第10条、分別解体等省令第2条)

発注者は、受注者に対して施工方法等について監理・監督する立場にあるため、分別解体等の実施についても、発注者が主体的に管理することが望まれます。また、発注者は建設工事の注文者であり、建設廃棄物の排出の原因者でもあることから、従来から再資源化等に協力する責務が法令で定められています。  
これらの理由により、適正な分別解体等を実施するため、対象建設工事においては、発注者又は自主施工者は、工事の着工の7日前までに「分別解体等の計画等」とあわせて「届出書」を都道府県知事等に提出しなければなりません。作成内容は、次ページに示す「届出書」法定様式を参照して下さい。  
なお、届出は発注者から委任状を受けて元請業者が届出ることができます。  
また、着工前に届出事項に変更がある場合や、都道府県知事等から変更命令があれば「変更届」を提出します。





## 9 施工計画の作成等

元請業者  
協力業者

建築物等の設計及びこれに用いる建設資材の選択、建設工事の施工方法等を工夫することにより、建設資材廃棄物の発生を抑制するとともに、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用を低減するよう努めなければなりません。また、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材を使用するよう努めなければなりません。(建リ法第5条)

建設業者に対しては発生抑制、分別解体等及び廃棄物の再資源化の努力が義務付けられています。

元請業者  
協力業者

原材料等の使用の合理化を行うとともに、再生資源等を工事で利用することが求められています。(資法第4条第1項)  
構造物の長寿命化の促進や建設副産物の再生資源としての利用促進が求められています。(資法第4条第2項)

また、関連法である資源有効利用促進法では、発注者、施工者の双方に、原材料の使用の合理化、再生資源としての当該工事等での利用を求めています。

元請業者

一定規模以上の工事について再生資源利用促進計画、再生資源利用計画を作成しなければなりません。また、完成後は速やかに再生資源利用促進計画、再生資源利用計画の実施状況を記録し、1年間保存しなければなりません。(資法第15条、同第34条、再生資源判断省令第8条第1項、同第2項、指定副産物判断省令第7条第1項、同第2項)

資源有効利用促進法において、土砂、Co塊、As塊の再生資源又は再生品を利用すべき業種(特定再利用業種)として建設業が指定されています。また、再資源化すべき副産物(指定副産物)として土砂、Co塊、As塊、建設発生木材が指定されています。そのため、工事ごとの再生資源利用促進計画に基づき、再資源化施設に持ち込むことと併せて、再生資源利用計画に基づき、再生資源の積極的活用を検討することが必要です。

参考 特定再利用業種として建設業を指定(土砂、Co塊、As塊の再生資源利用)  
(資法第2条第8項、資法令第2条、資法令別表第2)  
建設業における指定副産物の指定(土砂、Co塊、As塊、木材の再資源化)  
(資法第2条第13項、資法令第7条、資法令別表第7)

### 1. 再生資源利用促進計画、再生資源利用計画の作成

再生資源利用促進計画、再生資源利用計画は、下表に示す一定規模未満の工事についても同様に作成・提出することが望まれます。

なお、再生資源は種類ごとに主な利用用途が定められています(1事前調査(計画・設計)(P40)参照)ので、工事ごとの再生資源利用計画に基づき、再生資源の活用を検討してください。他の用途についても、適切な施工管理等によって使用可能であれば積極的に利用するよう努めてください。

建設発生土については、他の工事現場との連絡調整、土質改良やストックヤードの確保等に努めることが望まれます。

#### 再生資源利用促進計画(建設副産物を搬出する際の計画)

計画を作成しなければならない工事	定める内容
次のような指定副産物を搬出する建設工事 1. 土砂……………1,000m <sup>3</sup> 以上 2. Co塊、As塊、 建設発生木材 } ……合計200 t 以上	1. 指定副産物の種類ごとの搬出量 2. 指定副産物の種類ごとの再資源化施設又は他の建設工事現場等への搬出量 3. その他、指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する事項

#### 再生資源利用計画(再生資材を利用する際の計画)

計画を作成しなければならない工事	定める内容
次のような建設資材を搬入する建設工事 1. 土砂……………1,000m <sup>3</sup> 以上 2. 砕石……………500 t 以上 3. 加熱アスファルト混合物……………200 t 以上	1. 建設資材ごとの利用量 2. 利用量のうち再生資源の種類ごとの利用量 3. その他、再生資源の利用に関する事項

なお、自治体によっては、これより少ない量での建設工事に対して計画書の作成を義務付けている所もあるので、確認が必要です。

### 2. 廃棄物処理計画の作成

指定副産物以外の廃棄物も多量に発生することから、適正処理を確保するため、廃棄物処理計画を作成することも望まれます。

廃棄物処理計画

1. 建設廃棄物の種類・発生量と分別、保管、運搬、中間処理、最終処分等の方法
2. 処理業者等への委託内容

発注者

なお、発注者についても、元請業者に再生資源利用促進計画、再生資源利用計画、廃棄物処理計画の作成を指導することが望まれます。

建設発生土については、他の工事現場との連絡調整、ストックヤードの確保等に努めることが望まれます。

国交省直轄  
工事の運用

国交省発注工事においては、再生資源利用促進計画書及び再生資源利用計画書を施工計画に含めて提出させることとしており、地方自治体等が発注する公共工事においても同様な措置を行うことが期待されています。民間工事においても、これに準じて運用することが望まれます。

**関連通知** 「建設リサイクル推進に係る実施事項について」（建設リサイクルガイドライン）  
（平成 14 年 5 月 30 日国官技第 41 号 国官総第 123 号 国営計第 25 号 国総事第 20 号）

産業廃棄物の利用方法

参考

廃棄物処理法に規定される産業廃棄物も、再生利用が可能なものが多いため、処理後の品質が所要のものであることを前提に、環境保全に留意しつつ所管廃棄物部局との調整を図りながら再生利用することが必要です。

1. 自ら利用

排出事業者（元請業者）が、廃棄物を有価物たる性状に処理して自ら利用するもので、「自ら利用」に当たっては、工事発注者、所管廃棄物部局との調整が必要です。また、処理施設の設置についても、所管廃棄物部局との調整が必要になります。

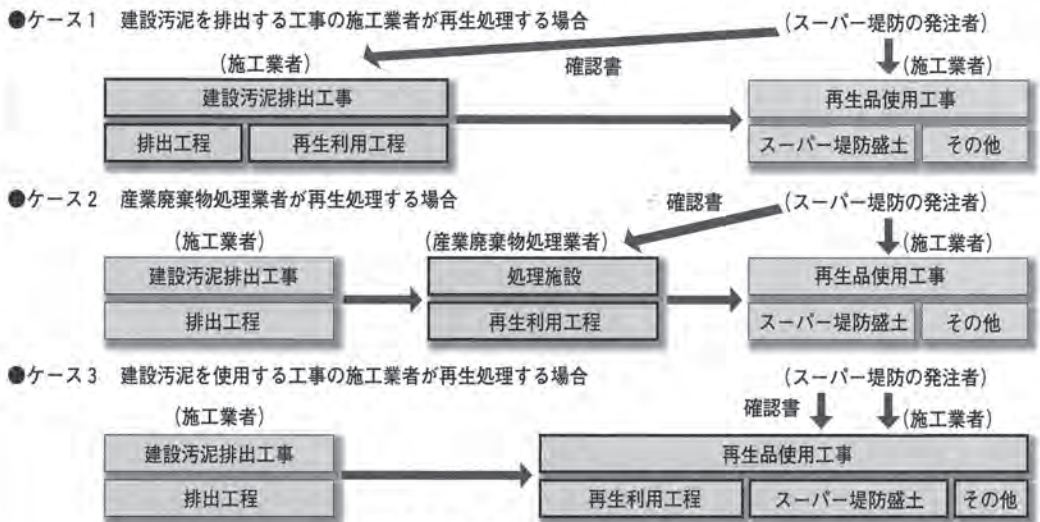
2. 再生利用制度等の活用

①大臣認定制度

再生利用者の申請を受け環境大臣が認定するもので、生活環境の保全上支障が無いなどの基準に適合している場合に認定されます。認定された場合は、処理業の許可を受けずに廃棄物の収集運搬、処分（改質行為）を業として行うことができ、また、当該廃棄物処理施設を設置することができます。

現在のところ、建設系廃棄物については建設汚泥をスーパー堤防の築造材に利用する場合に限られています。

再生利用のパターン（が申請者）



※再生利用：建設汚泥を改質する行為 再生品：建設汚泥を再生利用により改質して得られたもの

自ら利用における発生場所と利用場所の関係

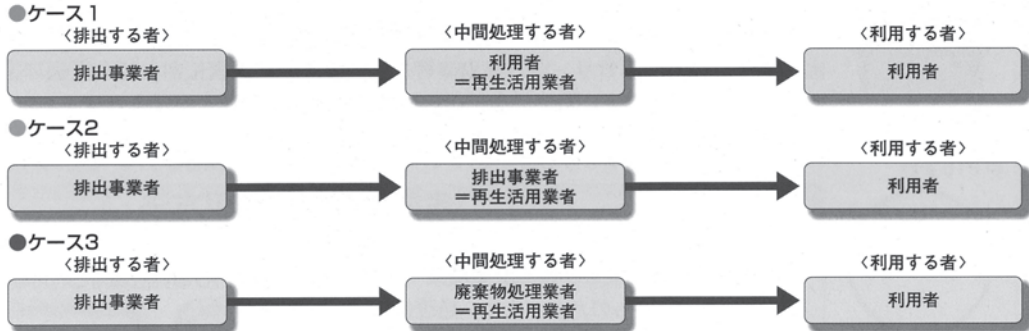


元請業者が同じ現場であることを示す  
 (注)公道を通る運搬に関しては、産業廃棄物として運搬する必要がある。

## ②個別指定制度

再生利用者の申請を受け都道府県知事等が再生活用業者として指定するもので、廃棄物の種類、発生場所と再生利用の場所及び用途が指定されます。この指定を受けた場合には、その申請者は廃棄物処理業の許可を受けなくても、その廃棄物を再生利用できます。（この他に、廃棄物の種類を特定した一般指定の制度があります。）

### 個別指定制度を活用した再生利用の一般的な形態



## ③広域認定制度

メーカー等が環境大臣の認定を受けて、自社製品が廃棄物となったもの（製品端材・梱包材等）を広域的に回収し、製品原料等にリサイクル又は適正処理をする制度です。認定を受けるのは製造、加工、販売等の事業を行う者ですが、自社製品の配送会社とともに認定を受けることにより収集運搬・処分とも処理業許可が不要となります。

### 建設資材に関する広域認定(旧広域再生利用指定)品目等一覧(例)

石膏ボード		吉野石膏(株)
		チヨダウーテ(株)
岩綿吸音板		大建工業(株)
軽量気泡コンクリート(ALC)		旭化成建材(株)
		クリオン(株)
		住友金属鉱山シボレックス(株)
		JFEロックファイバー(株)
ロックウール	断熱材	
グラスウール		マグ・イゾベール(株)
		パラマウント硝子工業(株)
		旭ファイバーグラス(株)
ケイ酸カルシウム板		日本インシュレーション(株)
		(株)エーアンドエーマテリアル
ビニル系床材		インテリアフロア工業会
木質系ボード		日本ノボパン工業(株)
		淡路技研(株)
発泡ポリスチレン		積水化成成品工業(株)
		(株)JSP
プラスチック製容器		(株)前田製作所
ユニットバス及び梱包材		(株)LIXIL
タイルカーペット		東リ(株)
消火器		(一社)消火器工業会
発泡ウレタン		(株)日本アクア

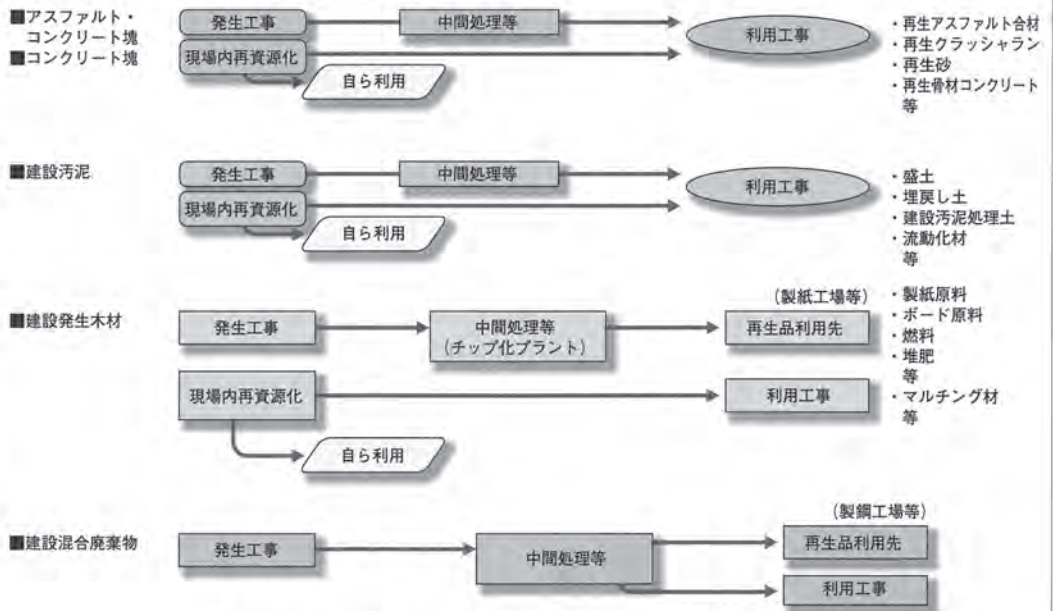
■参照：(一社)日本建設業連合会ホームページ

<https://www.nikkenren.com/kankyoku/kouiki/index.html>

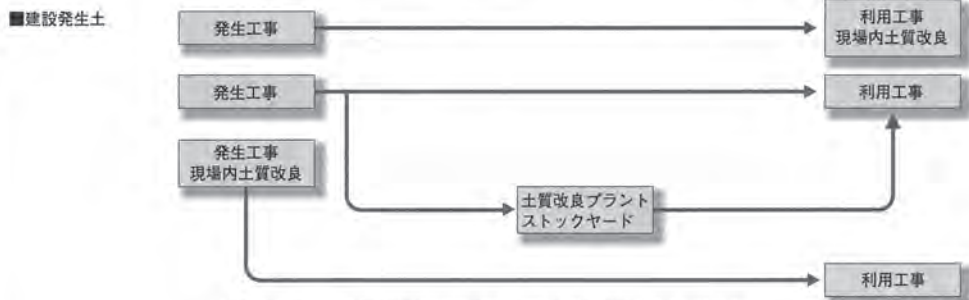
## 3. 有償譲渡

有償譲渡されるものは廃棄物ではないので、廃棄物処理法の適用は受けません。ただし、名目を問わず処理料金に相当する金品の受領が無いこと、譲渡価格が競合する資材の価格や運送費等の諸経費を勘案しても合理的な額であること等、その譲渡行為が経済合理性に基づいた適正な対価によるものであることが必要とされています。

### 建設廃棄物等の代表的な再生利用の流れ



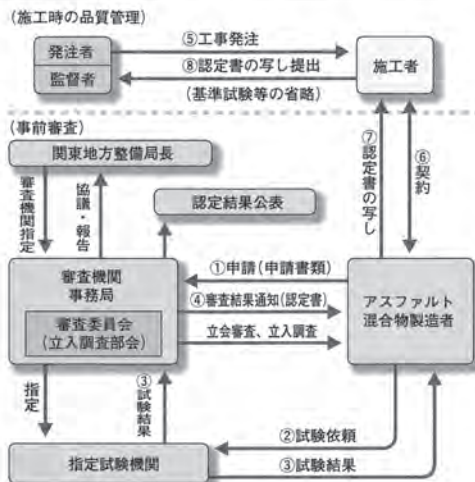
(注) 建設混合廃棄物の現場内処理は分別であることから、分別後はコンクリート塊や建設発生木材等の単品としての再利用フローと同様となる。



(注) 建設発生土は廃棄物ではないので、再生利用制度等とは無関係です。

## アスファルト混合物事前審査制度 ● 国土交通省各地方整備局等

参考



本制度は、工事ごとに行われているアスファルト混合物（再生アスファルト混合物を含む）の品質管理に関する基準試験等を事前に審査・認定することによって、各工事ごとの試験を省略するものです。

これにより、発注者、施工者、アスファルト混合物製造業者の業務の省力化及びアスファルト混合物の安定した品質の確保を図るとともに建設工事から発生するアスファルト・コンクリート塊の再利用を促進するものです。

本制度は全国的に運用されていますが、関東地方整備局での運用を例示します。

■問い合わせ先：国土交通省関東地方整備局  
企画部技術調査課  
TEL 048-601-3151

■審査機関：(一社)日本道路建設業協会関東支部  
TEL 03-3551-2903

## 10 届出事項の告知・確認

## 11 工事下請負契約

元請業者  
協力業者

建設リサイクル法の対象建設工事の下請負契約を結ぶに当たって、下請負人に届出事項について告知しなければなりません。  
(建リ法第12条第2項)  
また、当該下請負契約の際には、分別解体等・再資源化等に要する費用などについて契約書に記載しなければなりません。  
(建リ法第13条、分別解体等省令第4条)

下請負人は、発注者が届出た分別解体等の方法が分からなければ、適正な施工ができなくなり、また、契約に先立ちそのような情報入手できなければ請負金額の適正な見積もり等に支障が生じる恐れがあります。そのため、対象建設工事の元請業者は、届出事項について、下請負人へ告知しなければなりません。下請負人はそれを確認する必要があります。

また、下請負契約においては、発注者と元請業者との契約と同様、下記の①～④の内容を契約書面に記載する必要がありますが、③、④の再資源化等に関する事項については、原則として「該当なし」「0円」となります。これは、一般に、再資源化等の委託は廃棄物処理委託に該当し、排出事業者である元請業者が廃棄物処理業者に処理委託することが廃棄物処理法で求められており（廃掃法第12条）、通常の下請負契約においては再資源化等に関する事項が含まれないためです。

### ■契約書記載事項

- |                        |              |
|------------------------|--------------|
| ①分別解体等の方法              | ②解体工事に要する費用  |
| ③再資源化等をするための施設の名称及び所在地 | ④再資源化等に要する費用 |

## 12 工事着手前の措置（事前措置）

元請業者  
協力業者

建設リサイクル法の対象建設工事の施工前には、分別解体等の計画等に従い、分別解体等の適正な実施を確保するための措置を講じなければなりません。  
(建リ法第9条第2項、建リ法規則第2条第1項3号)

分別解体等の実施の前に、分別解体等の計画等に従い、下記の措置を講じなければなりません。

### ■事前措置の内容とその主な留意点

- ①作業場所の確保
- ②搬出入経路の確保
- ③残存物品の搬出の確認（発注者が処理）（解体・増築・修繕・模様替工事の場合のみ）
  - ・PCB廃棄物（PCB廃棄物特別措置法）：発注者が保管
  - ・冷媒フロン（フロン排出抑制法）：回収業者（知事登録業者）に引渡し
- ④付着物等の除去（解体・増築・修繕・模様替工事の場合のみ）
  - ・飛散性アスベスト
  - （吹付けアスベスト除去）
    - \*労働安全衛生法・大気汚染防止法により粉じん飛散措置を講じる
    - \*特別管理産業廃棄物管理責任者を設置

参考

### 建築物の解体等に伴う有害物質等の適正な取扱い

解体・改修工事においては有害物質を適切に処理することが必要となります。建設副産物リサイクル広報推進会議では、建築物等に一般的に使用されている有害物質等の確認方法・処理方法等についての情報を、現場技術者の方に使いやすい資料として取りまとめたパンフレットを作成しています。なお、アスベストへの規制に関する情報については、P40も参照して下さい。

■問い合わせ先：建設副産物リサイクル広報推進会議  
事務局（一財）先端建設技術センター企画部  
TEL 03-3942-3991  
FAX 03-3942-0424  
URL <http://www.suishinkaigi.jp/index.html>



## 13 施工（分別解体等）

元請業者  
協力業者

建設リサイクル法の対象建設工事の施工の際には、分別解体等の計画等に従い、①コンクリート、②コンクリート及び鉄から成る建設資材、③木材、④アスファルト・コンクリート（以上、特定建設資材）を現場で分別しなければなりません。（建リ法第9条第1項、同第2項、建リ法規則第2条第1項4号、同第3～第7項）

元請業者  
協力業者

解体工事業者における技術管理者  
⇒P13「技術管理者の要件」参照

### 1. 施工時の体制

- ① 監理技術者、主任技術者又は解体工事業者においては技術管理者を設置して、技術的な管理を行わせることが必要となります。また、建設業許可又は解体工事登録の標識を掲示しなければなりません。
- ② 工事現場における建設副産物対策の責任者を明確にすることが望まれます。（上記主任技術者等が兼務することが望まれます。）
- ③ 再生資源利用促進計画、再生資源利用計画、廃棄物処理計画等に基づき施工しなければなりません。そのため、これらの内容について、現場担当者の教育、協力業者に対する周知徹底と明確な指導を行うことが望まれます。

発注者

なお、発注者についても、明示した条件に基づき工事が実施されるよう施工者を指導することが必要です。そのために、建設副産物対策の責任者を明確にすることが望まれます。

元請業者  
協力業者

### 2. 分別解体

Co塊、建設発生木材等特定建設資材廃棄物の再資源化を促進させるため、また、その他の副産物についても再資源化または適正処理を確保するために必要な分別をできるように、建設リサイクル法の施工方法の基準に従い分別解体することが必要です。

#### ■施工方法の基準

下記の手順を原則としています。また、その方法は手作業、手作業及び機械による作業によらなければなりません。建築物の解体工事の①、②については、手作業によることが原則です（施工の技術上困難な場合を除く）。

#### ●建築物の解体工事

- ① 建築設備、内装材その他の建築物の部分（建具、造作材等）の取り外し  
内装材に木材がある場合は、次の順序で取り外すこと  
(1) 木材と一体となった石膏ボード等の建設資材（\*）  
(2) 木材
- ② 屋根ふき材の取り外し
- ③ 外装材並びに構造耐力上主要な部分（基礎及び基礎ぐいを除いたもの）の取り壊し
- ④ 基礎及び基礎ぐいの取り壊し  
\*木材が廃棄物となったものの分別の支障となるものに限る。

#### ●工作物の解体工事

- ① さく、照明設備、標識その他の工作物に附属する物の取り外し
- ② 工作物のうち基礎以外の部分の取り壊し
- ③ 基礎及び基礎ぐいの取り壊し

発注者

なお、発注者についても、適正に分別解体されているか、現場での確認に努めることが必要です。

元請業者  
協力業者

### 3. 現場での分別徹底

建設副産物の多くは再生利用が可能なものですが、混ぜてしまうと「ごみ」、分ければ「資源」となります。施工者は、分別に当たっては次のようなことに留意してください。

#### ① 建設発生土と建設廃棄物

建設発生土は廃棄物処理法の適用を受けませんが、建設廃棄物が混入したものは廃棄物と判断されますので分別を徹底しなければなりません。

#### ② 一般廃棄物と産業廃棄物

作業員の生活に伴って発生する飲料の容器や弁当がら（特に生ごみ）などの一般廃棄物となるものは、産業廃棄物との分別を徹底しなければなりません。

③再資源化が可能な物の分別

製品端材や梱包材等は、メーカー等が廃棄物処理法の広域認定を取得して再資源化しているものがあります。また、さまざまな再資源化施設で、マテリアルリサイクルや熱利用しているものもあります。このような物の再資源化のためには、受入施設の条件に見合うような分別をすることが必要となります。

④安定型処分品目と管理型処分品目

安定型最終処分場での処分が可能な品目（安定5品目：がれき類、廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、ゴムくず）に管理型最終処分場への持込が必要な品目（燃え殻、建設発生木材等）が混入しないように分別を徹底しなければなりません。なお、混入したものは安定型最終処分場への持込はできません。特に、廃棄物処理法の改正により「廃石膏ボード」は安定型最終処分場での処分ができなくなりましたので注意が必要です。

**発注者**

なお、発注者についても、分別が徹底されているか、現場での確認に努めることが必要です。

**元請業者  
協力業者**

4. 現場での保管

現場で分別したものは、早期に現場外へ搬出することが望まれます。しかし、現場内で一時保管することが必要な場合には、雨水浸透防止の処理対策や粉じん等の防止対策等、次のような項目について留意し、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう保管することが必要です。

- ①飛散・流出しないようにし、粉じん飛散防止や浸透防止等の対策をとること。
- ②悪臭が発生しないようにすること。
- ③分別する廃棄物ごとに容器（コンテナ等）を設け、保管物の種類や責任者を表示すること。
- ④可燃物の保管には消火設備を設けること。
- ⑤作業員等の関係者に周知徹底すること。
- ⑥看板の設置 ⑦屋外で容器を設けない場合の積み方の基準 等  
また、現場外の保管で300m<sup>2</sup>以上の場合は、事前の届出が必要です。

**発注者**

なお、発注者についても、適正に保管されているか、現場での確認に努めることが必要です。

**元請業者  
協力業者**

5. 現場内利用

建設副産物の搬出を抑制するため、建設副産物を現場内で改良・破碎等を行った後、当該現場で資材として利用することも検討してください。その例としては次のようなものがあります。

- ①建設発生土（改良して埋戻し材等へ）
- ②Co塊、As塊（破碎して路盤材等へ）
- ③建設発生木材（伐採材など）（破碎してマルチング材等として利用）
- ④建設汚泥（脱水、固化等して盛土等へ）

②、③、④の場合には、廃棄物の処理となりますので、処理施設の設置に当たっては廃棄物処理法の許可が必要となる場合があります（P38参照）。また、自ら処理が原則なので、下請業者等他人に処理させる場合は、処理業の許可を持った業者に委託する必要があります。なお、一定の要件を満たせば下請業者による処理も自ら処理とみなされる場合があるので当該自治体に確認してください（環境省通知、環廃産発第050325002号 第三）。

**発注者**

なお、発注者についても、適正に現場内利用されているか、現場での確認に努めることが必要です。

**元請業者  
協力業者**

6. 縮減

最終処分場へ搬出される物については、その量を抑制するため、縮減を実施することが望まれます。その際、周辺環境への影響にも十分配慮してください。

汚泥の縮減の例

方 法	参 考
仮置き水切り	礫及び砂質土までの粗粒土の前処理には効果的であるが、粘性土には効果が少ない。
天日乾燥	改良効果は表面から20～30cm程度であり、攪拌などのばっ気作業を行う必要がある。
機械脱水	加圧脱水式のフィルタープレス、遠心脱水式のスクリーューデカンタ等が多く使用される。

※) 天日乾燥、機械脱水に関しては、処理量によっては処理施設の設置許可が必要となる場合があります（廃掃法第15条）。


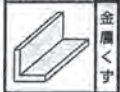










**発注者**

なお、発注者についても、適正に縮減されているか、現場での確認に努めることが必要です。

## 参考

### 分別ステッカーの作成

全ての現場で共通して活用できる分別ステッカーを作成し、個々の現場に分別の必要性を訴えるとともに、現場の作業員に分別方法を徹底させるよう努めていくことも必要です。

<b>WOOD</b> 木くず  不用木製型枠材、 不用造作・建具材、 木製梱包材など	<b>METAL</b> 金属くず  鉄屑くず、金属加工くず、 ボルト類、スチールサッシ、 アルミサッシ、 メタルフォームなど	<b>GYPSUM BOARDS</b> 石膏ボード  石膏ボード	<b>ELECTRIC WIRE</b> 電線くず  電線くず	<b>PLASTIC</b> 廃プラスチック類など  廃プラスチック、 ビニール、PPバンド、 プラスチック類など	<b>FOAM STYROL</b> 発泡スチロール  発泡スチロール	<b>OTHER INDUSTRIAL WASTE</b> 不定形産業廃棄物  新方スチロール、 ボルト類、 鉄屑類、 各種の廃材、 廃油、 各種の廃材、 不定形産業廃棄物	<b>CONCRETE</b> コンクリート塊、 モルタルくずなど  コンクリート塊、 モルタルくずなど
<b>CORRUGATED PAPER</b> ダンボール  ダンボール	<b>ROCKWOOL BOARD</b> ロックウール吸音板  ロックウール吸音板	<b>PVC PIPE</b> 塩ビ管  塩ビ管	<b>As-Con</b> アスコン  アスファルト・ コンクリート塊	<b>A L C</b> 軽量気泡コンクリート  軽量気泡 コンクリート ALC	<b>ROCKWALL INDUSTRIAL WASTE</b> 不定形産業廃棄物  不定形産業廃棄物	<b>ASBESTOS</b> 石綿含有建材  石綿含有建材、 押出し型品、 スレート屋根、 ビニルタイル、 けい酸カルシウム系 一種、セメント内筒、 産業系サイディングなど	<b>GLASS CHINAWARE</b> ガラス・陶磁器くず  ガラス・陶磁器くず

■問い合わせ先：(株)つくし工房 TEL 03-3977-3333  
ユニット(株) TEL 0120-490-336

## 14 副産物の再資源化等・適正処理

### 元請業者 協力業者

建設リサイクル法の対象建設工事においては、分別解体等によって生じた特定建設資材廃棄物（コンクリート、コンクリートと鉄からなる建設資材、木材、アスファルト・コンクリートが廃棄物となったもの）について、再資源化等をしなければなりません。（建リ法第16条）

建設リサイクル法に定める対象建設工事から排出されるコンクリート、コンクリートと鉄からなる建設資材、アスファルト・コンクリートの廃棄物については、再資源化をしなければなりません。

なお、木材についても再資源化をしなければなりません。工事現場から50kmの範囲内に再資源化施設が無いなど、再資源化を図ろうとする受注者に過大な負担がかかる場合には、焼却等によりその容積を減らすこと（縮減）で足りるとされています。縮減する場合であっても、熱回収を行っている業者をできるだけ選んでください。

再資源化施設に持ち込む際には、受入条件に適合するよう工事現場において分別・破碎（小割）等を行うことも必要です。

### 元請業者 協力業者

廃棄物の処理に当たっては、廃棄物処理法の基準に従い処理しなければなりません。また、処理を委託する場合には、運搬と処理についてそれぞれの許可業者と書面により委託契約しなければなりません。（廃掃法第12条、同第12条の2、同第12条の3、同第12条の4）

### 元請業者 協力業者

#### 1. 建設発生土

建設発生土は廃棄物処理法の適用は受けませんが、その発生及び搬出に当たり、建設廃棄物が混入しないよう分別に努めなければなりません。また、建設発生土を運搬する場合は、以下の事項に留意する必要があります。

##### ① 運搬車両等の適正化

- ・過積載とならないよう徹底する。（過積載運転を要求した場合も罰せられます。）
- ・飛散・流出しないよう適切な構造の運搬車両を使用する。

##### ② 運行管理等の徹底

- ・安全の確保及び振動、騒音、粉じん等の防止など、公衆災害の防止に努める。
- ・運搬経路の交通状況、道路事情、障害の有無等について常に実態を把握し、安全な運行管理に努める。

工事間利用できない建設発生土を、受入地において埋立や盛土を行う場合は、以下の事項に留意する必要があります。

##### ① 土砂の崩壊や降雨による流出等により公衆災害が生じないよう適切な措置を講じる。

##### ② 元請業者は建設発生土の受入地での埋立や盛土を下請業者に行わせる場合においても、受入地での施工が適切に行われるよう指導・確認する。

なお、発注者においても、建設発生土が適正に運搬、埋立・盛土が行われたか書面等による確認に努める必要があります。

### 発注者



## 2. 建設廃棄物

### ■自己処理を行う場合

事業者が、自ら処理する場合は、「産業廃棄物の収集、運搬、処分等の基準」（廃掃法令第6条）に従い処理しなければなりません。自社運搬する場合には、産業廃棄物運搬車両の表示と廃棄物の種類・運搬先等必要事項を記載した書面を携行することが必要です。現場内で脱水や破砕等の処理を行う場合でも、下記の施設は産業廃棄物処理施設として許可を受ける必要があるほか、技術管理者を置かなければなりません。③の場合には、元請業者が現場内に設置する移動式の破砕機は設置許可不要とされています。また、①の場合も一定条件を満たす場合は手続きを必要としないとされています。

### 許可を必要とする主な産業廃棄物処理施設

処理施設名	規模
①汚泥の脱水施設	処理能力10m <sup>3</sup> /日を超えるもの(石灰で発熱、水和する施設を含む)
②汚泥の乾燥施設	処理能力10m <sup>3</sup> /日を超えるもの(天日乾燥は100m <sup>3</sup> を超えるもの)
③木くず又はがれき類の破砕施設	処理能力5t/日を超えるもの(現場での移動式破砕機(事業者の設置したものに限り)は除く)

廃棄物処理法では、廃棄物の種類ごとに処分基準が定められています。処分基準の異なる廃棄物が混合している場合は、混合している廃棄物のうち最も厳しい処分基準に従わなければなりません。このため、安定型最終処分場に安定型産業廃棄物以外の品目が混入しないように、徹底した分別と保管が必要です。

### ■収集運搬、処理を委託する場合

- ①建設廃棄物の収集運搬、処理を委託する場合は、当該産業廃棄物の収集運搬、処理の許可業者に委託するなど、「事業者の産業廃棄物の運搬、処分等の委託の基準」（廃掃法令第6条の2）を遵守しなければなりません。
- ②この場合、元請業者が収集運搬と処分について許可業者と各々書面により委託契約する必要があります（2者契約の徹底）。収集運搬と処分を別の許可業者に委託する場合を下図に示します。



また、下請負人が廃棄物処理業の許可を有している場合にあっても、建設工事（解体工事を含む）の下請負契約と廃棄物処理委託契約は、それぞれ別個に契約しなければなりません。

- ③適正な委託を行わない状況で、受託業者が不法投棄等を行ったときには、委託規準違反として委託者に責任が及ぶことになります。このため、妥当な委託費用をもって適正な委託契約を行い、併せて契約内容を適切に履行するよう関係者を指導監督する必要があります。
- ④委託に係る産業廃棄物の流れを確認するものとして、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の使用が義務付けられています。

## 発注者

なお、発注者においても、建設廃棄物が適正に運搬、処分されたか確認に努めることが望まれます。

## 参考

### 建設廃棄物処理委託契約書

平成12年に廃棄物処理法が改正され、平成13年4月1日より排出事業者に最終処分終了の確認までが義務付けられました。具体的には、廃棄物処理委託契約書に最終処分場所の所在地等を明記するとともに、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により最終処分終了を確認することになりました。

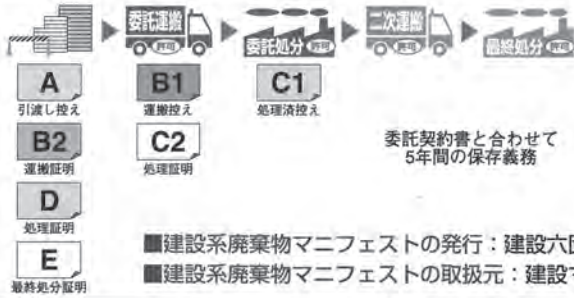
この「建設廃棄物処理委託契約書」は、「建設系廃棄物マニフェスト（建設六団体副産物対策協議会発行）」と一体的に運用されることが望ましいもので、右の「建設廃棄物処理委託契約書 様式及び記入例」には記入例と併せQ&Aもまとめられています。

- 作成機関：（一社）日本建設業連合会、（一社）全国建設業協会、  
（一社）日本建設業経営協会、（一社）全国中小建設業協会、  
（一社）東京建設業協会、建設廃棄物協同組合

■販売元：建設資料普及センター  
TEL 03-3552-5659 FAX 03-3552-1008



## 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の運用



マニフェストは、排出事業者が廃棄物の流れを把握するために交付しなければなりません。発行から処分が完了したことを確認するまで管理・チェック・保存が義務付けられています。マニフェストは7枚綴りになっており、そのうちの控の1枚(図A)と返却される3枚(図B2、D、E)を照合します。

## 電子マニフェスト

マニフェスト情報を電子化し、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者が情報処理センターを介したネットワークでマニフェストをやり取りします。

電子マニフェストの場合、排出事業者と委託先の収集運搬業者、処分業者の3者がネットワークに加入する必要があります。廃棄物処理法第13条の2の規定に基づき、(公財)日本産業廃棄物処理振興センターが全国で1つの「情報処理センター」として指定され、電子マニフェストシステムの運用を行っています。



### 電子マニフェストシステムと紙マニフェストの比較(排出事業者の場合)

項目	電子マニフェスト	紙マニフェスト
マニフェストの交付・登録	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物を収集運搬業者又は処分業者に引き渡してから、3日以内にマニフェスト情報を情報処理センターに登録</li> <li>廃棄物の種類ごと、運搬先ごとに登録</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物を収集運搬業者又は処分業者に引き渡すと同時にマニフェストを交付</li> <li>廃棄物の種類ごと、運搬先ごとに交付</li> </ul>
処理終了の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報処理センターからの運搬終了報告、中間処理報告、最終処分報告の通知(電子メール等)により確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>B2票の回収・A票照合により運搬終了を確認</li> <li>D票の回収・A票照合により中間処理終了を確認</li> <li>E票の回収・A票照合により最終処分終了を確認</li> </ul>
マニフェストの保存	<ul style="list-style-type: none"> <li>マニフェストの保存が不要(情報処理センターがマニフェスト情報を保存)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>排出事業者は収集運搬業者及び処分業者より送付されてきたB2票、D票、E票をA票とともに5年間保存</li> </ul>

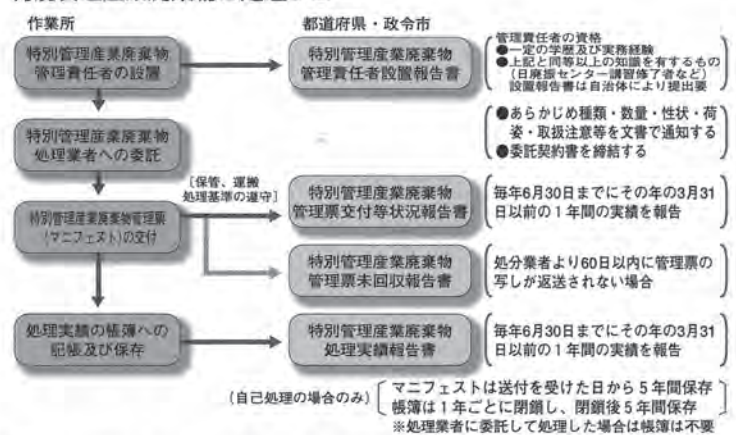
■問い合わせ先：(公財)日本産業廃棄物処理振興センター JWNET サポートセンター  
 TEL 0800-800-9023 URL <https://www.jwnet.or.jp/>

### 3. 特別管理産業廃棄物

吹付けアスベスト除去工事に伴い発生する飛散性アスベスト等の特別管理産業廃棄物は、通常の産業廃棄物処理業者ではなく、収集・運搬と処分について、それぞれ特別管理産業廃棄物の許可業者に処理を委託しなければなりません。処理方法については、除去工事業者と十分に打合せを行っておく必要があります。

行政(都道府県・政令市)単位で、前々年度に特別管理産業廃棄物(PCB廃棄物を除く)を50トン以上排出した事業者は、当該行政で特別管理産業廃棄物(PCB廃棄物を除く)を排出する場合は、電子マニフェストの使用が義務化されています。

#### 特別管理産業廃棄物の処理フロー



## アスベスト(石綿)含有建材の処理

アスベスト(石綿：いしわた・せきめん)は、耐火被覆用・吸音用等の石綿吹付け材、吹付け材以外の石綿含有保温材・断熱材・耐火被覆材、その他の石綿含有成形板など多くの建材として使用されてきました。しかし、中皮種、肺がん等の原因となるといわれ、労働安全衛生法施行令の改正により平成16年10月から大半の石綿含有建材の製造・使用が禁止となり、平成18年9月からは全面禁止となりました。しかし、建築物・工作物には大量に使用されストックされているアスベストがあります。今後は、これらの建築物等の解体・改修時の石綿含有建材からの石綿粉じん飛散を防止していくことが重要となっています。その際には、「大気汚染防止法(大防法)」「労働安全衛生法/石綿障害予防規則(石綿則)」「廃棄物処理法(廃掃法)」に基づく措置が必要です。

### ●石綿含有建材の分類

石綿障害予防規則においては、除去の際の発じん量の大きさからその作業を下表のように分類しています。

分類	作業	石綿含有建材
レベル1	石綿含有吹付け材の除去作業	吹付け石綿・石綿含有吹付けロックウール(半湿式、湿式)・石綿含有吹付けパーライト、石綿含有吹付けパーミキュライト
レベル2	吹付け以外の石綿含有保温材等の除去作業	石綿含有保温材、石綿含有断熱材(煙突・折板裏貼り付け)、石綿含有耐火被覆材、ケイ酸カルシウム版第2種
レベル3	その他の石綿含有成形板の除去作業	石綿スレート、ケイ酸カルシウム版第1種、押出し成形セメント版、岩綿吸音天井版、ビニル床タイル等

### ●解体等の工事におけるアスベスト(石綿)対策

現在のアスベスト対策の主な内容は下表のとおりです。なお、令和2年6月に大気汚染防止法、令和2年7月に石綿障害予防規則が改正され、今後、新たな改正内容が段階的に施行される予定です。

### 解体・改修工事におけるアスベスト関連規制事項

	レベル1			レベル2			レベル3
	石綿含有吹付け材			保温材・断熱材・耐火被覆材			その他の成形板等
	掻き落としによる除去	封じ込め 囲い込み	囲い込み	掻き落とし・破砕等による除去	掻き落とし・破砕等によらない除去	封じ込め 囲い込み	切断・破砕等によらない除去
事前調査	事前調査の義務付け、石綿含有が不明な場合は分析も義務付け						
作業計画	作業計画作成(作業方法、飛散防止措置、ばく露防止措置を含む)						
届出	安衛法	建築物・工作物：計画書					
	石綿則	建築物・工作物(一定規模以上の工事)：事前調査結果等報告					
	大防法	建築物・工作物：特定粉じん排出等作業実施届					
石綿作業主任者	石綿作業主任者技能講習修了者から選任(06年3月以前の特化則修了者も可)						
特別教育	すべての作業員に特別教育を受講させる						
石綿健康診断	常時石綿を取り扱う作業員には雇用時及び6ヶ月に1回受診させる						
措置	標識掲示						看板掲示 (厚生労働省指導)
	近隣へのお知らせ看板の掲示(大防法)						
	立入禁止、飲食・喫茶禁止、作業主任者職務、石綿取扱い注意看板の掲示						
ばく露防止措置	飛散防止措置						
	湿潤化(大防法・石綿則)						
ばく露防止措置	隔離(負圧維持)、点検・解除前の除去完了確認の措置(大防法・石綿則)		当該作業員以外立入禁止	隔離の措置		周辺の養生(大防法) 当該作業員以外立入禁止	湿潤化等(石綿則)※1
	電動ファン付き呼吸用保護具などに限る。保護衣の使用			呼吸用保護具・保護衣の使用			保護具・作業衣
廃棄物処理(廃掃法)	特別管理産業廃棄物(廃石綿等)として処理(埋立・溶融・無害化処理) 元請業者が特管理産廃管理責任者を設置						石綿含有産業廃棄物(がれき類等)、原則破砕禁止(安定型埋立・溶融・無害化処理)
作業記録	作業従事者・周辺作業従事者の氏名及び従事期間につき3年間の保存※2(元請)、当該作業に従事しなくなってから40年間保存(労働者ごと)						

\*特記のないものは安衛法/石綿則の規定

\*封じ込め・囲い込みについては、その内容により本表に該当しない場合があるので注意してください。

※1 レベル3の一部建材については、破砕・切断時と電動工具使用時等に、養生・隔離・湿潤化が義務付けられています。

※2 ①実施期間②実施状況(写真・動画等による記録)③完了確認の結果及び確認者の氏名等

隔離の措置：隔離・負圧除じん・前室の設置(前室には洗身室と更衣室を併設しなければならない)

具体的な作業内容については、次の図書が参考となります。(法令改正に応じて、逐次改訂される予定です)

・「新石綿技術指针对応版-「石綿粉じんばく露防止対策マニュアル」(発行:建設業労働災害防止協会)

・「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル2014.6」[http://env.go.jp/air/asbestos/litter\\_ctrl/manual\\_id\\_1403/index.html](http://env.go.jp/air/asbestos/litter_ctrl/manual_id_1403/index.html)

・「公共建築改修工事標準仕様書」(建築工事編)(発行:(一財)建築保全センター)

・「既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説・2018」(発行:(一財)日本建築センター)

●アスベスト含有製品の処理

これまで特別管理産業廃棄物「廃石綿等」には、吹付け材、保温材及びそれらを除去するときに生じたものが指定されていましたが、平成18年10月からは石綿含有断熱材・耐火被覆材が追加されました。また、処分方法についても、無害化処理の認定制度が創設され、これまでの管理型最終処分場での埋立処分、熔融処理に無害化処理が追加されています。

石綿含有成形板等は、産業廃棄物「がれき類」等に該当するものの、破砕することにより石綿粉じん飛散のおそれがあることから、「石綿含有産業廃棄物」として次のように取り扱うこととされています。

- ・現場内では、他のものと分別し、飛散防止措置を講じる
- ・運搬等に当たっても他のものと混じらないようにする
- ・原則として破砕せず、安定型埋立処分、熔融、無害化処理のいずれかの方法で処理する

■厚生労働省ホームページ アスベスト（石綿）情報：

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/sekimen/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/sekimen/index.html)

■環境省ホームページ アスベスト（石綿）問題への取組：

<https://www.env.go.jp/air/asbestos/index.html>

■国土交通省ホームページ アスベスト問題への対応：

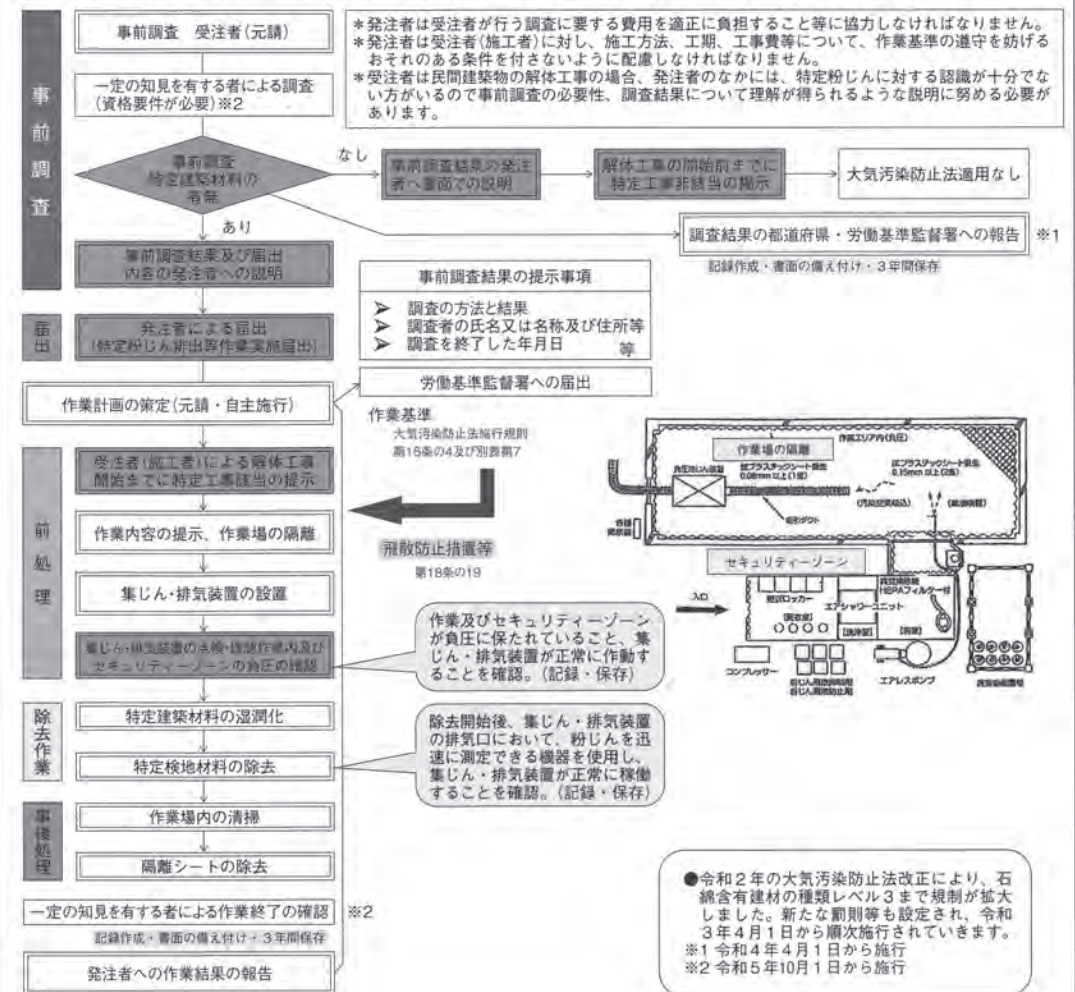
<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/asubesuto/top.html>

大気汚染防止法・石綿障害予防規則による飛散防止対策について



石綿を使用している建築物や工作物を解体、改修する場合、発注者又は自主施工者は、作業の場所、期間、作業方法などについて作業を始める日を都道府県などの窓口に、保温材等の除去等工事の計画は労働基準監督署に14日前までに届け出しなければなりません。

解体工事における特定建築材料の除去手順 \*「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」を参考に作成





## 廃石膏ボード現場分別解体マニュアル(案)

廃石膏ボードは、年間百数十万トンが排出されているとの推計があり、さらに今後、解体系廃石膏ボードを中心に排出量の大幅な増加が見込まれています。

一方、廃石膏ボードのリサイクルの取組は十分に進んでいるとは言えません。特に解体系廃石膏ボードについては、リサイクルに係る体制や技術等が十分確立されていないことから、再資源化されずに最終処分される割合が高いという課題があります。

これらを背景に、国土交通省建設業課では、廃石膏ボードの再資源化の促進を見据え、分別解体と排出時の分別の徹底に係る措置の一つとして、専門家による「廃石膏ボード現場分別解体マニュアル検討委員会」を設置し、適切な現場分別等の方法について整理し、平成22年度に作成した「試行版」に必要な修正を加えて「廃石膏ボード現場解体マニュアル(案)」を作成しました。

本マニュアルを参考とすることで、廃石膏ボードの現場分別の徹底が図られ、廃石膏ボードの再資源化の促進や建設廃棄物の適正処理、最終処分場の延命化等に寄与することを目的としています。

●内容

1. マニュアルの位置付け 2. 事前調査 3. 解体工事の計画等 4. 施工

4. 1 解体工事の概要 4. 2 石膏ボード取り付け工法別の解体方法

4. 3 有害物質を含有した廃石膏ボードの取扱い方法 5. 解体後の管理

■参照：国土交通省のリサイクルホームページ

[https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0305/page\\_030501plaster.htm](https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0305/page_030501plaster.htm)

## 15 実績記録の作成・報告・保管 16 完了報告の受領・確認

元請業者  
協力業者

建設リサイクル法の対象建設工事の再資源化等が完了したときは、その報告を発注者に書面で行い、その写しを保存しなければなりません。

(建リ法第18条、建リ法規則第5条)

対象建設工事については、元請業者は特定建設資材廃棄物の再資源化が完了したことを発注者に書面で報告しなければなりません。

発注者はそれを受領・確認することが必要です。

■報告事項

- ①再資源化等が完了した年月日
- ②再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ③再資源化等に要した費用

元請業者

一定規模以上の工事について再生資源利用促進計画、再生資源利用計画の実施状況を把握して記録するとともに、工事完成後1年間保存しなければなりません。

(資法第15条、同第34条、再生資源判断省令第8条第3項、同第4項、指定副産物判断省令第7条第3項、同第4項)

一定規模  
⇒P30表参照

再生資源利用促進計画、再生資源利用計画の実施状況を把握し、記録を1年間保存し、発注者の求めに応じて提出しなければなりません。

また、廃棄物処理計画についても実施状況を把握し記録を保存すること、建設副産物が適正に処理されたことを現場や書面等により確認することが望まれます。

発注者

なお、発注者についても、計画の実施状況等を提出させるなど、発注者として建設副産物が適正に処理されたことを確認すること、現場に廃棄物が残置されていないか確認することが望まれます。

また、明示した条件(数量等)に変更が生じた場合には適切に精算変更することが望まれます。

国交省直轄  
工事の運用

国交省発注工事においては、再生資源利用促進実施書及び再生資源利用実施書を提出させることとしており、地方自治体等が発注する公共工事においても同様な措置を行うことが期待されます。民間工事においても、これに準じて運用することが望まれます。

関連通知 「建設リサイクル推進に係る実施事項について」(建設リサイクルガイドライン)

(平成14年5月30日国官技第41号 国官総第123号 国営計第25号 国総事第20号)

元請業者  
協力業者

産業廃棄物の排出事業者は、事業場ごとに、その年の6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間において交付した manifests の交付等の状況の報告を、当該事業所の所在地を管轄する都道府県知事又は政令市長(以下「都道府県知事等」)に提出しなければなりません。

(廃掃法第12条の3第7項、同規則第8条の27、廃掃法第12条の5第9項、同規則第8条の36)

電子 manifests を利用した場合にあっては、情報センターが集計して都道府県知事等に報告を行うため、事業者が自ら都道府県知事に報告する必要はありません。

## 17 現場実務のチェックリスト

建設リサイクル法が適用される工事についてのチェックリストです。  
適用対象外の工事についても、これに準じて実施することが望まれます。

【凡例】 ：必須義務 ：実施又は指導の努力義務

※1：公共工事においては実施義務又は指導義務が定められている

※2：公共工事においては実施義務が定められているが、民間工事においては再生資源判断省令・指定副産物判断省令により、一定規模以上の工事の場合に実施義務が定められている（P45 参照）

チェックの項目	実施の主体		
	発注者	元請業者	協力業者
<b>①事前調査(計画・設計)</b>			
■「リサイクル計画書(概略設計)(詳細設計)」の作成	<input type="checkbox"/> ※1	—	—
■再生資源の利用の検討	<input type="checkbox"/> ※1	<input type="checkbox"/>	—
<b>②発注計画の作成等(積算・発注)</b>			
■「リサイクル計画書(積算段階)」の作成	<input type="checkbox"/> ※1	—	—
■リサイクル原則化ルールの適用	<input type="checkbox"/> ※1	—	—
■適正積算	<input type="checkbox"/> ※1	<input type="checkbox"/>	—
■設計図書への条件明示	<input type="checkbox"/> ※1	<input type="checkbox"/>	—
<b>③事前調査 ④現場分別等の計画の作成</b>			
■事前調査の実施	—	<input type="checkbox"/>	—
■分別解体等の計画等の作成	—	<input type="checkbox"/>	—
<b>⑤発注者への説明 ⑥受領・確認</b>			
■届出事項の説明、受領・確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	—
<b>⑦工事請負契約</b>			
■契約書への分別解体等・再資源化等に要する費用の記載	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	—
<b>⑧事前届出</b>			
■工事の届出	<input type="checkbox"/>	—	—
<b>⑨施工計画の作成等</b>			
■再生資源利用促進計画・再生資源利用計画の作成	<input type="checkbox"/> ※1	<input type="checkbox"/> ※2	—
■廃棄物処理計画の作成	<input type="checkbox"/> ※1	<input type="checkbox"/> ※1	—
<b>⑩届出事項の告知・確認 ⑪工事下請負契約</b>			
■届出事項を下請負人に告知・確認	—	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
■契約書への分別解体等・再資源化等に要する費用の記載	—	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<b>⑫工事着手前の措置(事前措置)</b>			
■事前措置の実施	—	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<b>⑬施工(分別解体等)</b>			
■技術管理者等の設置と標識の掲示	<input type="checkbox"/> ※1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
■分別解体等の実施と分別の徹底	<input type="checkbox"/> ※1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
■現場での適切な保管	<input type="checkbox"/> ※1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
■現場内利用の検討	<input type="checkbox"/> ※1	<input type="checkbox"/>	—
■縮減の検討	<input type="checkbox"/> ※1	<input type="checkbox"/>	—
<b>⑭副産物の再資源化等・適正処理</b>			
■特定建設資材廃棄物の再資源化の実施	<input type="checkbox"/> ※1	<input type="checkbox"/>	—
■廃掃法令第6条に従い処理(自己処理の場合)	<input type="checkbox"/> ※1	<input type="checkbox"/>	—
■廃掃法令第6条の2に従い委託(処理を委託する場合)	<input type="checkbox"/> ※1	<input type="checkbox"/>	—
■産業廃棄物管理票(マニフェスト)の使用	<input type="checkbox"/> ※1	<input type="checkbox"/>	—
<b>⑮実績記録の作成・報告・保管 ⑯完了報告の受領・確認</b>			
■再資源化等の完了の報告、写しの保存	—	<input type="checkbox"/>	—
■再資源化等の完了の受領・確認	<input type="checkbox"/>	—	—
■再生資源利用促進計画・再生資源利用計画の実施状況の記録	<input type="checkbox"/> ※1	<input type="checkbox"/> ※2	—
■マニフェストの年度集計と報告	—	<input type="checkbox"/>	—

## 第5章 建設リサイクル法における届出等について

### 1. 建設リサイクル法に基づく手続きの流れ

#### 1) 手続きの流れ

建設工事の実施に伴う発注者および元請業者に必要な手続きの流れを図-12に示します。

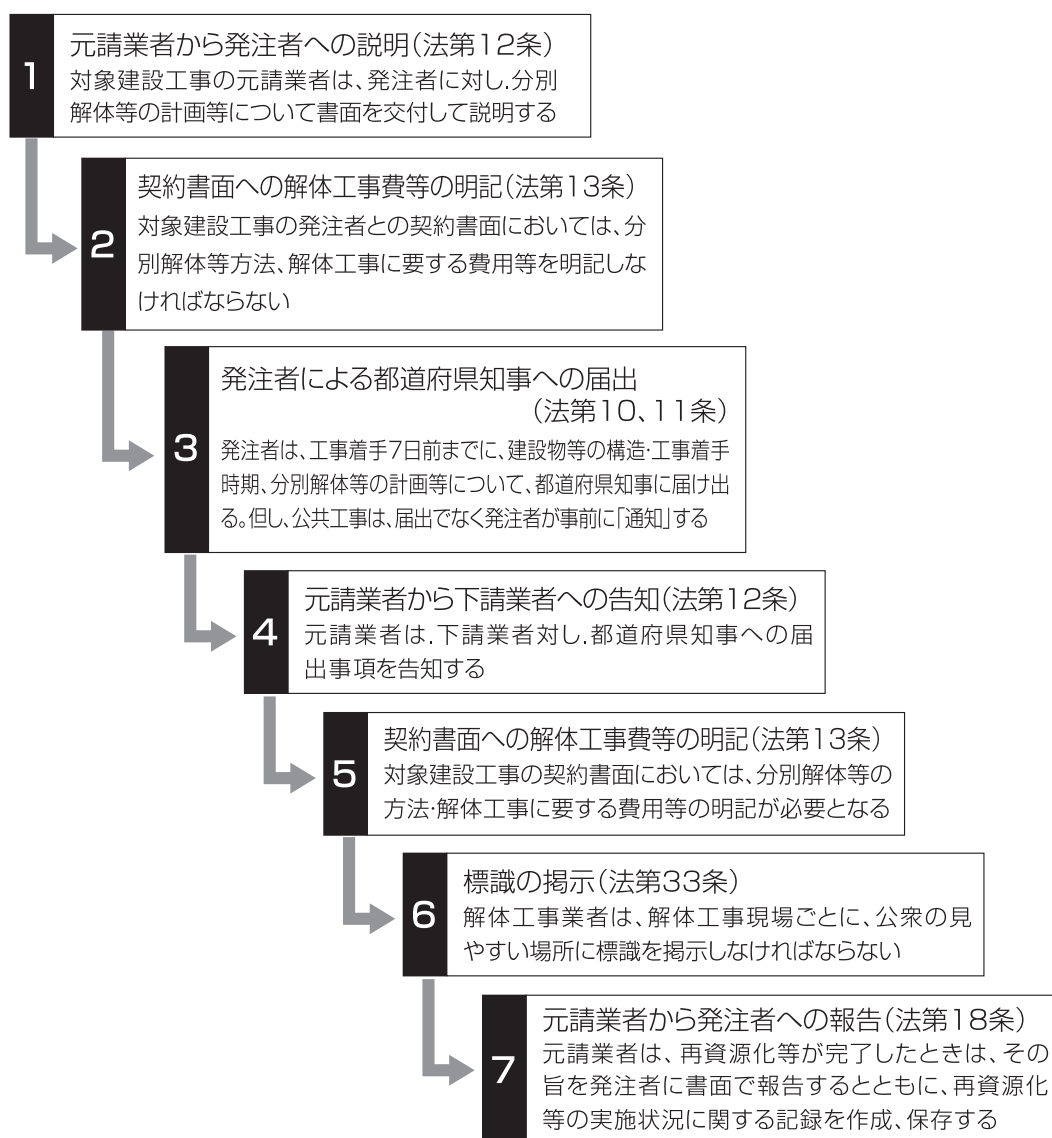


図-12 分別解体・再資源化等の発注から実施への流れ

2) 対象建設工事の請負契約に係る書面の記載事項（特別建設資材に係る分別解体等に関する省令（以下分別解体等省令）第4条）

建設工事の請負契約の当事者は、建設業法第19条により、契約の内容となる一定の重要事項を書面に記載し、相互に交付しなければならないこととされていますが、対象建設工事の契約にあたっては、分別解体等および再資源化等についての認識を共有するため、建設業法で定める以外の下記の項目について書面に記載し、署名または記名押印して相互に交付しなければなりません。（各下請契約を含む。P49 ㉠工事下請負契約参照）

- ・分別解体等の方法
- ・解体工事に要する費用
- ・再資源化等をするための施設の名称および所在地（特定建設資材廃棄物のみ）
- ・再資源化等に要する費用（特定建設資材廃棄物のみ）

表－9 請負契約に係る書面の記載事項（法第13条第1項、分別解体等省令第4条）の具体的内容

記載事項		記載事項			
		分別解体等の方法 (分別解体等省令第4条1号)	解体工事に要する費用 (分別解体等省令第4条2号)	再資源化等をするための施設の名称及び所在地 (分別解体等省令第4条3号)	再資源化等に要する費用 (分別解体等省令第4条4号)
届出に係る対象建設工事の種類		全ての建設資材に係わる分別解体等の工程について記載する。 〔手作業、手作業・機械作業併用の別など〕	全ての建設資材に係わる解体工事の費用について一括して記載する。	特定建設資材廃棄物の再資源化等施設について記載すれば足りる。 〔名称(注1) 所在地〕 (注2)	特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用について一括して記載する。 (注2)
建築物	解体	○	○	○	○
	新築・増築	○	×	○	○
	修繕・模様替等	○	×	○	○
建築物以外のもの (注3)	解体	○	○	○	○
	新築等(注4)	○	×	○	○

(注1) 搬出先として予定している施設は各品目ごとに複数記入可

(注2) 下請契約で再資源化等を含まない解体工事のみの契約の場合は、再資源化等に関する項目は「該当なし」と記載する

(注3) 土木工事等をいう

(注4) 土木工事等に係わる「新築等」には、新規の建設工事のほか道路舗装の打ち替えなどの維持補修系の工事等が含まれる



### 3) 発注者への報告事項（施行規則第5条）

対象建設工事の元請業者は、当該工事に係る特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは当該工事の発注者に対して、以下の項目について書面で報告することとなっています。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地（特定建設資材廃棄物について記載されていればよい）
- ・再資源化等に要した費用（特定建設資材廃棄物について記載されていればよい）

### 4) 市町村長による事務の処理に関する規定（政令第8条）

本法では、都道府県知事の事務の一部は政令に定めるところによって市町村または特別区の長が行うこととすることができるものとされており、政令においては、分別解体等に関する事務は建築基準法で規定する建築主事を置く市町村または特別区の長（特定行政庁）、再資源化等に関する事務は地方自治法で規定する指定都市、中核市又は呉市、大牟田市、佐世保市の長とすることとしました。当該市区町村長が処理する具体的な事務は、下記のとおりです。

#### ○分別解体等の実施に関する事務

- ・法第10条第1項～第3項 対象建設工事の届出の受理及び変更命令に関する事務
- ・法第11条 通知の受理に関する事務
- ・法第14条 助言または勧告に関する事務
- ・法第15条 命令に関する事務
- ・法第42条第1項 報告の徴収に関する事務
- ・法第43条第1項 立入検査に関する事務（分別解体等に関することに限る）

#### ○再資源化等の実施に関する事務

- ・法第18条第2項 申告等の受理に関する事務
- ・法第19条 助言又は勧告に関する事務
- ・法第20条 命令に関する事務
- ・法第42条第2項 報告の徴収に関する事務
- ・法第43条第1項 立入検査に関する事務（再資源化等に関することに限る）

なお、国土交通省のリサイクルホームページに「建設リサイクル法届出窓口一覧表」や次頁に記載したような「都道府県の問い合わせ窓口」が掲載されていますので参考にして下さい。

[https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0303/page\\_03030601list.htm](https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0303/page_03030601list.htm)

また、建設リサイクル法の解釈や、届出等についての国土交通省の「建設リサイクル法質疑応答集（案）」も参考になります。届出等の記載方法や記載例は大成出版社発行の「建設リサイクル法に関する工事届出等の手引（案）改訂4版」が詳しく解説しています。

都道府県	所在地	建設リサイクル法及び指針に関する問合せ先		解体工事業者の登録に関する問合せ先	
		担当部署名・担当課等名	電話	担当部署名・担当課等名	電話
1 北海道	札幌市中央区北3条西6丁目	建設部 住宅局 建築指導課(届出、普及) 建設部 建設政策局 建設管理課技術管理グループ(指針)	011-204-5578 011-204-5569	建設部 建設政策局 建設管理課 建設業グループ	011-204-5587
2 青森県	青森市長島1-1-1	県土整備部 整備企画課 技術管理グループ(指針、土木) 県土整備部 建築住宅課 建築指導グループ(建築)	017-734-9645 017-734-9693	県土整備部 監理課 建設業振興グループ	017-734-9640
3 岩手県	盛岡市内丸10-1	県土整備部 建設技術振興課	019-629-5951	県土整備部 建設技術振興課	019-629-5951
4 宮城県	仙台市青葉区本町3-8-1	環境生活部 循環型社会推進課	022-211-2649	土木部 事業管理課	022-211-3116
5 秋田県	秋田市山王4-1-1	建設部 技術管理課 調整・建設マネジメント班	018-860-2431	建設部 建設政策課 建設業班	018-860-2425
6 山形県	山形市松波2-8-1	県土整備部 建設企画課	023-630-2652	県土整備部 建設企画課	023-630-2658
7 福島県	福島市杉妻町2-16	土木部 建築指導課	024-521-7523	土木部 技術管理課建設産業室	024-521-7452
8 茨城県	水戸市笠原町978番6	土木部 検査指導課 建設リサイクル担当	029-301-4386	土木部 検査指導課 建設リサイクル担当	029-301-4386
9 栃木県	宇都宮市塚田1-1-20	県土整備部 技術管理課 技術調整担当 県土整備部 建築課 建築指導班	028-623-2421 028-623-2514	県土整備部 監理課 建設業担当	028-623-2390
10 群馬県	前橋市大手町1-1-1	県土整備部 建設企画課 建設業対策室 県土整備部 建設企画課 技術調査係(指針)	027-226-3520 027-226-3531	県土整備部 建設企画課 建設業対策室	027-226-3520
11 埼玉県	さいたま市浦和区高砂3-15-1	県土整備部 建設管理課 建築技術・積算担当	048-630-5192	県土整備部 建設管理課 建設業担当	048-630-5177
12 千葉県	千葉市中央区市場町1-1	県土整備部 技術管理課 建設リサイクル推進班	043-223-3440	県土整備部 技術管理課 建設リサイクル推進班	043-223-3440
13 東京都	新宿区西新宿2-8-1	都市整備局 都市づくり政策部 広域調整課 都市整備局 市街地建築部 建築企画課	03-5388-3231 03-5388-3341	都市整備局 市街地建築部 建設業課	03-5388-3355
14 神奈川県	横浜市中区日本大通1	県土整備部 事業管理部 建設リサイクル課 建設リサイクルグループ	045-285-3203	県土整備部 事業管理部 建設業課 横浜駐在事務所 建設業審査担当	045-313-0722
15 新潟県	新潟市中央区新光町4-1	土木部 技術管理課	025-280-5391	土木部 監理課 建設業室	025-280-5386
16 富山県	富山市新総曲輪1-7	土木部 建設技術企画課 土木部 建築住宅課	076-444-3298 076-444-3357	土木部 建設技術企画課	076-444-3316
17 石川県	金沢市鞍月1-1	土木部 監理課技術管理室 土木部 建築住宅課	076-225-1787 076-225-1778	土木部 監理課 建設業振興グループ	076-225-1712
18 福井県	福井市大手3-17-1	土木部 土木管理課 技術管理グループ	0776-20-0471	土木部 土木管理課 建設業グループ	0776-20-0470
19 山梨県	甲府市内丸1-6-1	県土整備部 技術管理課 県土整備部 建築住宅課	055-223-1682 055-223-1735	県土整備部 県土整備総務課 建設業対策室	055-223-1843
20 長野県	長野市大字南長野字幅下692-2	建設部 建築住宅課	026-235-7331	建設部 建設政策課 建設業係	026-235-7293
21 岐阜県	岐阜市数田南2-1-1	都市建築部 建築指導課	058-272-8680	県土整備部 技術検査課	058-272-8504
22 静岡県	静岡市葵区追手町9-6	交通基盤部 建設支援局 建設技術企画課	054-221-2168	交通基盤部 建設支援局 建設業課 許可班	054-221-2507
23 愛知県	名古屋市中区三の丸3-1-2	建設部 建築局 住宅計画課(建リ法) 建設部 建設企画課(指針)	052-954-6570 052-954-6508	建設部 建設業不動産課	052-954-6503
24 三重県	津市広明町13番地	県土整備部 技術管理課	059-224-2918	県土整備部 建設業課	059-224-2660
25 滋賀県	滋賀県大津市京町4-1-1	土木交通部 建築課 建築指導室(建リ法) 琵琶湖環境部 循環型社会推進課 廃棄物対策室廃棄物指導係	077-528-4258 077-528-3473	土木交通部 監理課	077-528-4114
26 京都府	京都市上京区下立売通新町西入	建設交通部 建築指導課(建築) 建設交通部 指導検査課(指針、土木)	075-414-5346 075-414-5219	建設交通部 指導検査課	075-414-5222
27 大阪府	大阪府住之江区南港北1丁目14-16	住宅まちづくり部建築指導室 審査指導課	06-6941-0351(内3092)	住宅まちづくり部 建築振興課	06-6941-0351 (内3079)
28 兵庫県	神戸市中央区下山手通5-10-1	県土整備部 住宅建築局 建築指導課	078-362-3608	県土整備部 県土企画局 総務課 建設業室	078-362-9249
29 奈良県	奈良市登大路町30番地	県土マネジメント部 技術管理課 建築技術係	0742-27-7613	県土マネジメント部 建設業・契約管理課	0742-27-5429
30 和歌山県	和歌山市小松原通1-1	県土整備部 県土整備政策局 技術調査課	073-441-3083	県土整備部 県土整備政策局 技術調査課	073-441-3070
31 鳥取県	鳥取市東町1-220	県土整備部 技術企画課	0857-26-7808	県土整備部 県土総務課	0857-26-7347
32 島根県	松江市殿町8番地	土木部 技術管理課	0852-22-5942	土木部 土木総務課 建設業対策室	0852-22-5185
33 岡山県	岡山市北区内山下2-4-6	土木部 技術管理課 土木部 都市局 建築指導課 環境文化部 循環型社会推進課	086-226-7410 086-226-7499 086-226-7308	土木部 監理課 建設業班	086-226-7463
34 広島県	広島市中区基町10-52	土木建築局 技術企画課	082-513-3853	土木建築局 建設業課	082-513-3822
35 山口県	山口市滝町1-1	土木建築部 技術管理課 技術指導班	083-933-3636	土木建築部 監理課 建設業班	083-933-3629
36 徳島県	徳島市万代町1-1	県土整備部 建設管理課	088-621-2622	県土整備部 建設管理課	088-621-2519
37 香川県	高松市番町四丁目1-10	土木部 技術企画課	087-832-3510	土木部 土木監理課	087-832-3507
38 愛媛県	松山市一番町4-4-2	土木部 土木管理局 土木管理課 技術企画室	089-912-2648	土木部 土木管理局 土木管理課	089-912-2644
39 高知県	高知市丸ノ内1-2-20	土木部 技術管理課	088-823-9826	土木部 土木政策課	088-823-9815
40 福岡県	福岡市博多区東公園7-7	建築都市部 建築指導課 環境部 循環型社会推進課(指針)	092-643-3720 092-643-3372	建築都市部 建築指導課	092-643-3719
41 佐賀県	佐賀市城内1-1-59	県土整備部 建設・技術課	0952-25-7153	県土整備部 建設・技術課	0952-25-7153
42 長崎県	長崎市江戸町2-13	土木部 建設企画課	095-894-3023	土木部 監理課	095-894-3015
43 熊本県	熊本市中央区水前寺6-18-1	土木部 土木技術管理課	096-333-2490	土木部 監理課 建設業班	096-333-2485
44 大分県	大分市大手町3-1-1	土木建築部 建設政策課	097-506-4561	土木建築部 土木建築企画課 建設業指導班	097-506-4516
45 宮崎県	宮崎市橋通東2-10-1	県土整備部 技術企画課	0985-26-7178	県土整備部 管理課 建設業担当	0985-26-7176
46 鹿児島県	鹿児島市鳴池新町10-1	土木部 監理課 技術管理室	099-286-3515	土木部 監理課	099-286-3490
47 沖縄県	那覇市泉崎1-2-2	土木建築部 技術・建設業課 技術管理班	098-866-2374	土木建築部 技術・建設業課 建設業指導契約班	098-866-2374

## 第6章 質疑応答事例

### 建設リサイクル法概要

問1. 建設リサイクル法と資源有効利用促進法との関係はどのようになっていますか。

(答) 資源有効利用促進法は、資源の有効利用を促進するために全業種に共通の制度的枠組みを提供するものであり、その具体的な内容は、主務省令による事業者の判断基準の策定およびそれに基づく主務大臣の業者指導等を中心とした制度となっています。

ただし、計画書の未提出、主務大臣の勧告無視等に対する罰則規定もあります。また、建設業は特定再利用業種に指定されており、土砂、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材について再利用・再生利用することが求められています。

建設リサイクル法は、解体工事等の建設活動に伴い発生する建設廃棄物のうち、特定の建設廃棄物に対してリサイクルを義務付け、不法投棄の防止、再資源化の促進等を図るものであり、違反に対する罰則も規定されています。この点で資源有効利用促進法の特別法として位置付けられるものです。

なお、資源有効利用促進法および建設リサイクル法で再資源化等が義務付けられていない建設廃棄物についても、分別等によりリサイクルを促進することが必要です。

問2. 主務大臣の定める基本方針を受けた都道府県の指針は、各都道府県によりその内容が違うのですか。

(答) 都道府県知事が定める指針（建設リサイクル法第4条）は、本法の基本方針に即しつつ分別解体等および再資源化等の促進に関する都道府県の考え方を示すものです。

その内容については、地域の自然的社会的条件はもとより、建設廃棄物の見通しや、再資源化施設、最終処分場の立地状況等にかかる地域の実情を踏まえた上で、基本方針に即しつつ定めることとなります。よって、都道府県によりその内容が違ってくることがあります。

問3. 建設リサイクル法第12条に基づく説明はいつ行えばいいのでしょうか。

(答) 法第12条第1項では「対象建設工事を発注しようとする者」に対し、「直接当該工事を請け負おうとする建設業を営む者」から書面により説明することとなっており、契約前に説明することが求められています。公共工事についても、入札等により受注者が決定した後、契約前に発注者に対して書面により行う必要があります。

**問4. 梱包材に関する排出事業者としての責任の所在はどのようになりますか。**

(答) 現場で発生した建設廃棄物の処理責任は元請業者にありますので、下請業者が使用した梱包材などが廃棄物となった場合でも、排出事業者は元請業者となります。したがって、下請業者に梱包材を処理させることはできません。

**問5. 伐採木、木製のコンクリート型枠のようなリース材、木製の梱包材等も分別解体等・再資源化の対象となるのですか。**

(答) 建設リサイクル法第2条第1項において、建設資材とは、「土木建築に関する工事に使用する資材」と定義されており、伐採木、伐根材、木製の梱包材等は建設資材ではないので、建設リサイクル法による分別解体等・再資源化等の義務付けの対象とはなりません。

また、木製のコンクリート型枠のようなリース材については、工事現場で使用している間は建設資材であるものの、使用後リース会社が引き取る場合は、建設資材廃棄物として排出されるものではありません。リース会社から廃棄物として排出される場合は、分別解体等・再資源化等の義務付け対象とはなりません。ただし、対象建設工事となる工事現場から直接廃棄物として排出される場合は、特定建設資材廃棄物として分別解体等・再資源化等が必要です。

なお、分別解体等・再資源化等の義務付け対象とならないものについても、廃棄物処理法の規定に従って適正な処理は必要です。

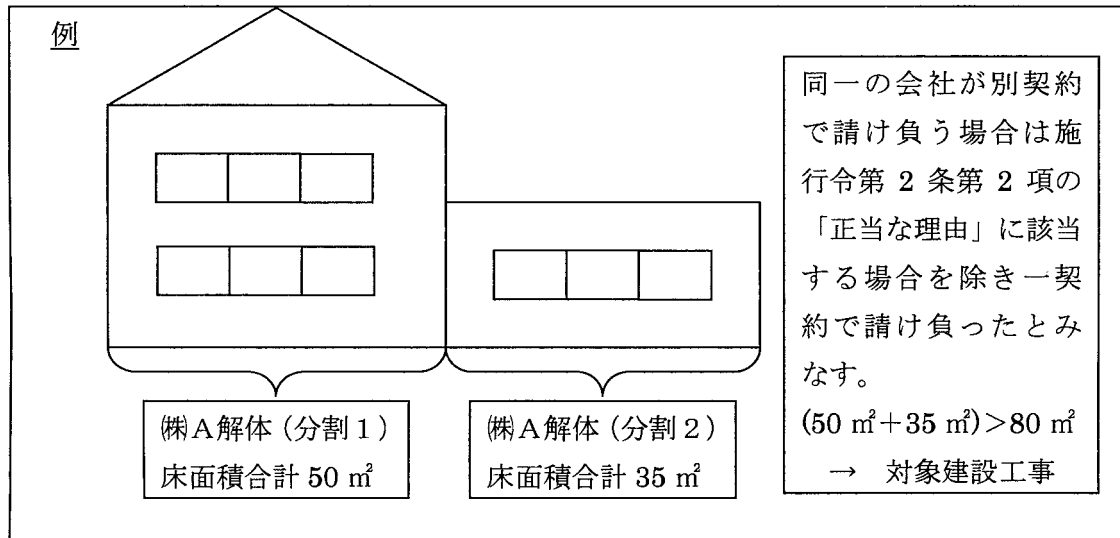
**問6. 建築物等を新築する際に現場で使用せず持ち帰ったコンクリート二次製品も、分別解体等・再資源化等の対象となるのですか。**

(答) 現場で使用しなかったコンクリート二次製品をコンクリート二次製品会社が持ち帰った場合は、特定建設資材にはなりませんが、対象建設工事となる工事現場で直接排出される場合には、特定建設資材廃棄物として分別解体等・再資源化等が義務付けられます。

## 工事の計画・調査

**問7. 分割発注の場合、工事の規模の判断はどのようにするのでしょうか。**

(答) 対象建設工事の規模の判断は、工事の発注単位と直接関係しておらず、一連の建設工事を一つの単位として捉えることとなっています。解体工事の場合、分別解体等や再資源化等の義務づけが適用されるかどうかの判断は、解体される建築物全体の総床面積により行なわれ、工事が分割発注された場合は、分割された個々の工事の床面積を合算した面積により判断され、その合算値が対象建設工事の規模に該当する場合は個々の工事が全て義務づけの対象となります。



問8. 発注者が適正な費用を負担するための対策はとられていますか。

(答) 建設リサイクル法では、費用の適正な負担に係わる発注者の責務を明確にする(第6条)とともに契約書面には他の工事費と切り離して解体工事費を記載する(第13条)ものとし、発注者の意識向上等を通じて費用の適正な支払を促進することとしています。

問9. 解体工事と新築工事を発注者が別々の業者と契約した場合、新築工事を請負った元請の解体工事に対する責任はありますか。

(答) 建設リサイクル法では、解体工事を明確に定義した上で、適正な契約および費用負担を義務付けています。このため、発注者が明確に解体工事と新築工事とを分けて発注・契約した場合、それぞれの工事は別々の工事となりますので、解体工事が対象建設工事で新築工事が対象建設工事でない場合、分別解体等の義務等が課せられるのは解体工事のみとなり、この解体工事の受注者に義務が課せられます。

問10. 屋根のみ、壁のみを解体する場合などの床面積の算定はどのように行うのですか。

(答) 屋根の構造材を含む解体工事については、屋根の直下の階の床面積としますが、柱・壁など床面積の概念がないものおよび屋根ふき材のみの改修は、床面積ゼロとしてよいです。建築設備のみを解体する場合も同様です。ただし、これらの場合は、建築物の修繕・模様替(リフォーム等)に該当しますので、工事金額1億円以上の場合には対象建設工事となります。

問11. 工事を単価契約している場合、再資源化等をするための施設の名称や所在地や再資源化等に要する費用はどのように記載すればよいのでしょうか。

(答) 再資源化等をするための施設の名称および所在地は、考えられる箇所を全て記載

します。再資源化等に要する費用については、単価で見込んでいる場合にはその単価を記載します。

**問12. 請負工事で「特定建設資材」を取り扱わない場合、契約書面に分別解体等の方法を記載する必要はあるのですか。**

(答) 「特定建設資材」を取り扱わない工事は、対象建設工事ではありません。したがって、契約書面にこれらの事項を記載する必要はありません。

#### 施工計画・届出

**問13. 解体工事業者における技術管理者は現場ごとに常駐でなく兼務でもよいのですか。**

(答) 建設リサイクル法では、解体工事登録業者は技術管理者の選任が必要であり、技術管理者は解体工事の施工に従事する他の者を監督することが職務として規定されています。この技術管理者は個々の現場に常駐する必要はなく、必要の都度、出張するなど、適切な監督を行うことができるようにしておけばよいとされています。

**問14. 標識を掲示するのは元請業者ですか、下請業者ですか。**

(答) 元請業者、下請業者に関わらず掲示が必要です。

標識の掲示については、建設リサイクル法第33条（標識の掲示）で解体工事登録業者に対して、また、建設業法第40条（標識の掲示）では、建設業許可業者に対して営業所および解体工事もしくは建設工事の現場ごとに、それぞれの省令で定める事項を記載した標識を公衆の見やすい場所に掲げることを義務付けています。

なお、標識を掲げない者については、10万円以下の秩序罰としての過料に処する旨が規定されています。

**問15. 届出は工事着手の7日前とあるが、工事着手とはどの時点を指すのですか。**

(答) 実際に現場で新築・解体等の工事を始める日（新築・解体等の工事のための仮設が必要な場合は仮設工事を始める日）です。現場での除草などの準備工事については、工事着手に含まなくても問題ありません。また、工事着手の日は契約書に記載されている工期通りでなくても差し支えありません。

**問16. デベロッパーが施主から頼まれて工事を依頼され、業務委託契約あるいは工事請負契約を締結し、実際の工事はデベロッパーがゼネコンに発注した場合、届出は誰が行うのでしょうか。**

(答) 施主が発注者として届出を行う必要があります。ただし、施主からの委任状によりデベロッパーやゼネコンが届け出ることも出来ます。

**問17. 建築物の解体工事と新築工事を同時に行うような場合には、どの様式を使用して**

提出すればよいでしょうか。

(答) 解体工事(様式第一号の表紙と別表1)と、新築工事(様式一号の表紙と別表2)とを分けて提出してもよいし、一括して(様式一号の表紙と別表1および別表2)提出してもかまいません。

問18. 下請負人に告知するとあるが、告知の方法はきまっているのですか。

(答) 口頭または文書のどちらで告知を行っても構いませんが、届出書の写しを交付して説明することが望ましいです。

問19. 国や地方公共団体が発注する工事の場合、下請負人へは何を告知すればいいのでしょうか。

(答) 建設リサイクル法第11条に基いて、発注者が都道府県知事に対して通知した内容を告知すればよいです。

問20. 下請契約において、下請負人が労務のみ提供する場合は、告知は必要ですか。

(答) 労務のみ提供する場合であっても、告知は必要です。

#### 分別・解体

問21. コンクリート塊とアスファルト・コンクリート塊を分別しないでリサイクルできる場合(路盤材等)でも分別解体する必要はありますか。

(答) コンクリート塊もアスファルト・コンクリート塊も特定建設資材廃棄物ですので、その分別・解体等を実施する必要があります。ただし、現場での分別解体等をどの程度まで行うかについては、再資源化施設の受入条件を踏まえ、受入可能となる状態にするまでの行為を実施することになります。

問22. 解体する建築物内に家具や備品などが残されている場合はどのようにすればよいのですか。

(答) 残された家具や備品等は、解体される建築物の所有者が放置した廃棄物と考えられ、「解体工事により発生する廃棄物」には該当しないと考えられます。

これらの廃棄物については、解体工事の前に適正に処理されるよう、所有者や当該工事の発注者とよく話し合い、事前に撤去するよう依頼しなければなりません。

問23. 解体工事の実施に当たり、現場ではミンチ解体を行って別の場所で分別してはいけないのですか。

(答) 建設リサイクル法第2条第3項において、分別解体とは、解体工事の場合「建築物等に用いられた建設資材に係る建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を計画的に施工する行為」と定義されています。また、建設リサイクル法第9条第

1項においては、「正当な理由がある場合を除き、分別解体等をしなければならない」となっており、現場で分別しつつ解体工事を行うことが必要です。一旦ミンチ解体を行うと以後の分別は困難となるので、日建連としては現場での分別解体を指導しています。

## 再資源化

**問24. 木くずをチップ化して搬送する場合、収集運搬の許可は必要ですか。**

(答) 木くずをチップ化することによって有償で譲渡され、譲渡先において確実に利用されているものは、廃棄物でないため、当該チップの収集運搬について廃棄物処理法の適用は受けません。したがって、収集運搬の許可は不要です。なお、有償で譲渡された形態を装っても、それが実際には空地に放置されたり山林に投棄されたりした場合には、廃棄物の不適正な処理に該当し、脱法的な行為に加担した売却者も無許可業者へ処理委託をしたとして廃棄物処理法の委託基準違反を問われることになります。

**問25. 現場で発生したコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊をそのまま現場内で埋立処分することは可能ですか。**

(答) 現場で発生したコンクリート塊等を処理を行わずにそのまま現場内に埋立することは、産業廃棄物を不適正に処分することになり、廃棄物処理法上の不法投棄になります。

現場内でコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊等を再生利用したい場合は、破碎、粒度調整等により、利用用途の要求品質に応じた性状とし、施工計画書等で再生利用を明確にすることにより、再生砕石等として現場で埋戻し材、仮設材等に再生利用することが出来ます。

なお、この際、現場で事業者が移動式の破碎施設を設置する場合は廃棄物処理法の施設設置許可は不要ですが、その処理を下請業者に行わせる場合は下請業者は移動式の産業廃棄物処理業の許可が必要です。

**問26. 発生工事現場と別の他社の現場においてコンクリート塊等の建設資材を再生利用することは可能ですか。**

(答) 個別指定制度の再生活用業の指定を受ければ可能です。

**問27. 再資源化とは、どこまでやれば再資源化といえますか。**

(答) 建設リサイクル法第2条第4項において、再資源化とは、

①分別解体等に伴って生じた建設資材廃棄物について、資材又は原材料として利用すること（建設資材廃棄物をそのまま用いることを除く）ができる状態にする行為。



②分別解体等に伴って生じた建設資材廃棄物であって燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものについて、熱を得ることに利用することができる状態にする行為。

とされています。

例えば、木材の場合、ボード化まで行わなくてもよく、ボード化を前提としたチップ化であれば原材料として利用することができるため、チップ化することで再資源化を行ったこととなります。また、同様に、熱回収を前提とした木材のチップ化も再資源化に含まれます。ただし、最初から単なる焼却を前提にチップ化することは再資源化には当たりません。

**問28. 「熱を得ることができる状態にする」とは何を指すのですか。**

(答) 少なくとも、以下の3つの条件を全て満たすことが必要です。

- ①原則として熱を得て、その熱を何らかに利用することを目的としているものであり、熱を何らかに利用するための設備を有していること。
- ②廃棄物処理法第12条第1項の規定による産業廃棄物処理基準に従う焼却であること。
- ③廃棄物処理法およびダイオキシン類対策特別措置法の対象施設である場合には、当該規制を満足する施設であること。

上記に基づく利用例には、廃棄物発電での利用、セメント工場での助燃材としての利用、ボイラー燃料としての利用等があります。なお、逆有償で利用される場合も再資源化に含まれますが、その際には利用先で廃棄物処理法の適用があることに留意しなければなりません。

**問29. 再使用が可能な特定建設資材を現場で再使用することはできないのですか。必ず特定建設資材廃棄物として再資源化等を行う必要があるのですか。**

(答) 現場で再使用できるものを特定建設資材として再使用する場合は、特に問題はありません。ただし、現場で不要となり、特定建設資材廃棄物となったものについては、再資源化等を行う必要があります。

**工事の完了**

**問30. 再資源化等の完了の確認は、どのようにすればよいですか。**

(答) 元請業者が建設資材廃棄物の再資源化等が完了したことを確認するためには、マニフェストを適正に管理するほか、次の事項に留意する必要があります。

- ①元請業者が実施義務を負う特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了した時とは、特定建設資材廃棄物が資材または原材料として利用することができる状態になった時点、あるいは縮減が完了した時点であり、具体的には、再資源化等を中間処理業者に委託した場合には、当該処理業者の施設での処理が完了した時点です。

- ②コンクリート塊は、当該コンクリート塊がコンクリートの再資源化施設において破砕機により破砕された後、粒径により分類され、再生砕石となった時点で再資源化が完了したことになります。
- ③建設発生木材では、再資源化施設においてチップ化、あるいは再資源化ができない場合に適正な焼却施設で縮減した場合、再資源化等が完了したことになります。
- ④アスファルト・コンクリート塊では、コンクリート塊と同様の再資源化施設において再生砕石となった時点、あるいは、破砕、選別、混合物除去、粒度調整等により再生加熱アスファルト混合物の原料になった時点で、再資源化が完了したことになります。

**問31. 再資源化等が完了した日は、マニフェストに記載されている再資源化を行う施設における処分を終了した年月日と考えてよいですか。**

(答) 差し支えありません。

※建設リサイクル法に関する質疑応答集として国土交通省で「建設リサイクル法質疑応答集（案）」を公開していますので参考にして下さい。

公衆災害対策委員会  
環境公害対策部会  
環境専門部会名簿  
(2021年4月1日現在)

主査 阪本 廣行(フジタ)  
副主査 小澤 栄二郎(不動テトラ)  
委員 檜山 博昭(五洋建設)  
委員 安井 秀則(大本組)  
委員 迫田 昭文(東鉄工業)  
委員 宇治 昇一(大成建設)  
委員 根本 保史(大林組)  
委員 三原 博(前田道路)

建設副産物リサイクルの手引き (第11回改訂版)

1993年11月 初版発行  
2003年1月 第1回改訂版発行  
2003年10月 第2回改訂版発行  
2004年5月 第3回暫定改訂版発行  
2004年8月 第4回改訂版発行  
2006年10月 第5回暫定改訂版発行  
2007年1月 第6回改訂版発行  
2008年1月 第7回改訂版発行  
2009年4月 組織名称変更版発行  
2010年5月 第8回改訂版発行  
2011年6月 第9回改訂版発行  
2015年1月 第10回改訂版発行  
2021年11月 第11回改訂版発行

編集 一般社団法人 日本建設業連合会  
公衆災害対策委員会  
環境公害対策部会  
建設三団体安全対策協議会

発行 一般社団法人日本建設業連合会  
〒104-0032 東京都中央区八丁堀 2-5-1  
東京建設会館内  
TEL 03 (3551) 8812  
FAX 03 (3551) 0494